

令和7年度

# 福祉の概要

米沢市福祉事務所



# も く じ

米沢市の概要	1
人口推移と財政状況	3
令和7年度米沢市福祉行政運営方針	6
福祉事務所の機構と職員数	7
福祉事務所事務分掌	8

## I 一般社会福祉

1 民生委員・児童委員(主任児童委員)	11
(1)地区別の委員数	11
(2)活動状況	12
2 援護・恩給	13
3 災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付事業	13
4 社会福祉法人に対する認可等事務	14
5 避難行動要支援者支援事業	14
6 福祉バスの運行	15
7 日本赤十字事業	15
(1)社資収納状況	15
(2)講習会実施状況	15
(3)災害救護	16
(4)義援金等の受付状況	16

## II 低所得者福祉

1 生活保護	17
(1)生活保護世帯等の推移	17
(2)生活保護世帯類型別の推移	17
(3)保護の開始理由別世帯数の推移	18
(4)保護の廃止理由別世帯数の推移	18
(5)生活保護費の扶助別支給状況	18
2 生活困窮者自立支援	19
(1)必須事業	19
(2)任意事業	19
(3)事業実施状況	19

## III 障がい児・者福祉

1 障がい児・者福祉	21
(1)障害者相談員	21
(2)手帳の交付	22
(3)自立支援給付	26
(4)自立支援医療給付	30
(5)地域生活支援	31
(6)自立に向けた施策	34
(7)各種手当	39
(8)山形県心身障がい者扶養共済制度	40
(9)重度心身障がい(児)者医療給付	40
(10)障がい者権利擁護研修会	41
(11)障がい者スポーツ教室	42
(12)障がい者芸術作品展	42
(13)障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	42
(14)医療保護入院の市長同意	42
(15)障がい児通園事業「ひまわり学園」	42
(16)「いこいの家」施設協力会運営事業	43
(17)未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付	44
(18)ひきこもりサポート事業	44

## IV 児童福祉

1 児童福祉	45
(1)就学前児童の推移	45
(2)就学前児童の教育・保育施設等利用状況	45
(3)就学前児童の教育・保育施設等利用状況内訳	46
(4)特定教育・保育施設等保育料の米沢市独自軽減事業	48
(5)地域子ども子育て支援事業	48
(6)児童手当	53
(7)医療給付制度	54
(8)こども家庭センター	55

## も く じ

- (9)米沢市要保護児童対策地域協議会 56
- (10)子育て世代活動支援センター …… 56
- (11)米沢市立興望館 …… 57
- (12)里親制度 …… 59
- (13)「よねざわ子育てハンドブック」の配布  
…… 59

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

- 1 母子・父子及び寡婦福祉 …… 61
  - (1)母子・父子家庭の状況及び相談件数 62
  - (2)児童扶養手当 …… 63
  - (3)母子父子寡婦福祉資金 …… 64
  - (4)母子父子寡婦福祉資金貸付状況 …… 66
  - (5)ひとり親家庭雪下ろし助成事業 …… 67

## VI 高齢者福祉

- 1 高齢者福祉 …… 69
  - (1)高齢者人口の推移 …… 69
  - (2)5歳階層別高齢者人口 …… 69
  - (3)高齢者の状況 …… 70
- 2 社会参加と生きがい対策 …… 70
  - (1)老人クラブ育成事業 …… 70
  - (2)生きがいと創造の事業 …… 70
  - (3)高齢者いきいきデイサービス …… 71
  - (4)老人体育レクリエーション …… 71
  - (5)シルバー人材センター …… 72
  - (6)高齢者温泉利用福祉事業 …… 72
- 3 在宅高齢者サービス …… 72
  - (1)愛の一声事業 …… 72
  - (2)はり、きゅう、マッサージ等助成 …… 72
  - (3)あんしん電話事業 …… 73
  - (4)訪問理美容助成事業 …… 73
  - (5)高齢者生活支援短期入所事業  
(ショートステイ) …… 73
  - (6)紙おむつ支給事業 …… 74
  - (7)高齢者等除雪援助員派遣事業 …… 74

- (8)高齢者等雪下ろし助成事業 …… 74
- (9)高齢者等生活支援事業  
(生活援助員の派遣) …… 75
- 4 寿賀祝品贈呈 …… 75
  - (1)市敬老祝品支給事業 …… 75
- 5 老人福祉施設の入所状況 …… 75
  - (1)入所者の状況 …… 75
  - (2)入所者等の異動状況 …… 76
- 6 権利擁護事業 …… 76
  - (1)高齢者虐待の防止 …… 76
  - (2)置賜成年後見センターの運営 …… 76
- 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施  
…… 77
  - (1)状態不明者の実態把握  
(ハイリスクアプローチ) …… 77
  - (2)通いの場等3か所を対象としたフレイルに  
関する健康教室・健康相談  
(ポピュレーションアプローチ) …… 77

## VII 介護保険事業

- 1 介護保険制度 …… 79
- 2 被保険者数と認定者数の推移 …… 80
  - (1)被保険者 …… 80
  - (2)要介護・要支援認定 …… 80
- 3 保険給付の状況 …… 82
  - (1)受給者数の推移 …… 83
  - (2)保険給付の状況 …… 83
- 4 地域支援事業 …… 85
  - (1)介護予防・日常生活支援総合事業 86
  - (2)包括的支援事業 …… 89
  - (3)任意事業 …… 93
- 5 低所得者対策 …… 95
  - (1)高額介護サービス費 …… 95
  - (2)高額医療合算介護サービス費 …… 95
  - (3)特定入所者介護サービス費 …… 95
  - (4)介護保険居宅サービス費等利用者負担額  
助成事業 …… 95

## も く じ

- (5)社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業 …… 96
- 6 財政状況 …… 96
  - (1)歳入 …… 96
  - (2)歳出 …… 96
- 7 介護保険給付基金 …… 97
- 8 介護保険料 …… 97
  - (1)第8期計画期間の保険料段階 …… 97
  - (2)第9期計画期間の保険料段階 …… 98
  - (3)段階別保険料額・被保険者数の推移 98
  - (4)介護保険料決算状況 …… 99

## Ⅷ 社会福祉協議会の活動

- 1 社会福祉協議会 …… 101
- 2 組織体制 …… 101
- 3 社協会員・会費 …… 102
  - (1)年会費 …… 102
  - (2)会員・会費の状況 …… 102
- 4 主な事業 …… 102
  - 基本計画1 みんなでつながろう(連携・協働) …… 102
  - 基本計画2 みんなでつくろう(活動・拠点) …… 103
  - 基本計画3 みんなでささえよう(相談・支援) …… 104
  - 基本計画4 みんなでそだてよう(育成・啓発) …… 105

## Ⅸ 管内社会福祉施設等一覧表

- 1 特定教育・保育施設 …… 107
  - (1)認定保育所 …… 107
  - (2)認定こども園 …… 107
  - (3)施設型給付を受ける幼稚園 …… 107
- 2 特定地域型保育事業(所)  
(家庭的保育事業等) …… 108
  - (1)小規模保育事業(所) …… 108

- 3 児童保育関連施設 …… 108
  - (1)私学助成を受ける幼稚園 …… 108
  - (2)認可外保育園 …… 108
  - (3)企業主導型保育事業所 …… 108
  - (4)事業所内保育所 …… 108
- 4 児童養護施設 …… 109
- 5 放課後児童健全育成事業所  
(放課後児童クラブ) …… 109
- 6 子育て援助活動支援事業所  
(ファミリー・サポート・センター事業) …… 110
- 7 地域子育て支援拠点施設  
(子育て支援センター) …… 110
- 8 児童遊園 …… 110
- 9 子育て世代活動支援センター  
(屋内遊戯施設くても) …… 111
- 10 助産施設 …… 111
- 11 相談支援事業所 …… 111
- 12 特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所 …… 111
- 13 障害者入所支援施設 …… 112
- 14 就労移行支援・就労継続支援事業所 112
- 15 地域活動支援センター …… 113
- 16 生活介護事業所 …… 113
- 17 共同生活援助事業所 …… 114
- 18 児童発達支援事業所 …… 114
- 19 放課後等デイサービス事業所 …… 115
- 20 保育所等訪問支援事業所 …… 115
- 21 ひきこもり支援事業所 …… 115
- 22 養護老人ホーム …… 116
- 23 介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム) …… 116
- 24 介護老人保健施設(老人保健施設) 116
- 25 介護医療院 …… 116
- 26 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 116
- 27 地域密着型通所介護 …… 117
- 28 小規模多機能型居宅介護 …… 117
- 29 認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム) …… 117

## も く じ

30	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護(地域密着型特別養護老人ホーム) ……	118
31	看護小規模多機能型居宅介護 ……	118
32	基準該当短期入所生活介護 ……	118
33	訪問型サービス(総合事業) ……	119
34	通所型サービス(総合事業) ……	119
35	住宅型有料老人ホーム ……	121
	(1)介護付有料老人ホーム ……	121
	(2)有料老人ホーム ……	121
	(3)サービス付き高齢者向け住宅 …	122
36	軽費老人ホーム(ケアハウス) ……	122
37	介護に関する相談窓口 ……	122

※ データは、注記表示がない場合は各年度末現在の統計数字です。

## 米 沢 市 の 概 要



面積：548.51 km<sup>2</sup>  
市の木：こめつが  
市の花：あずましゃくなげ

本市は山形県の最南端に位置し、県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地の南東部にあります。気候は夏が高温多湿で冬の寒さが厳しく、降雪量も、市街地でも平年の最高積雪深が約100cmになるなど、本市全域が特別豪雪地帯に指定されています。

米沢の地名は中世後期から見られ、その由来はヨネ（米）のなるサワ（草の生える湿地）との説や、白い水が湧く米井（よねい）があることからきた説などがあります。

鎌倉時代に地頭が置かれて以降、まちが形成され、特に伊達氏212年間・上杉氏272年間に渡り、本市を本拠にしたことにより、城下町として栄えました。米沢藩初代藩主・上杉景勝の家老である直江兼続が、今に残る米沢の城下町の礎を築いたと伝えられています。

本市は、明治22年4月1日に我が国で最初に市制を施行した31市の中の1市であり、令和元年度に市制施行130周年を迎えました。

令和2年国勢調査による本市の産業別就業人口比率は、第一次産業3.5%、第二次産業34.5%、第三次産業62.1%となっており、第二次産業の割合は昭和50年代後半から平成の初めにかけての40数%と比較すると割合が減少しているものの類似都市と比較して、第二次産業の割合の高いことが特徴です。これは、200年以上前に上杉鷹山が「米沢織」をはじめとする殖産興業を奨励して以来、織物関連産業がその発展とともに長く米沢の経済を支えてきました。昭和53年から分譲を開始した全国初の中核工業団地「八幡原中核工業団地」や平成12年に分譲開始した「米沢オフィス・アルカディア」があり、情報通信関連を中心とする精密加工産業に転換してきた結果、現在では、東北有数の製造品出荷額等を誇る「ものづくりのまち」へと変貌しました。

また、市内には、山形大学工学部、山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学があり、これら高等教育機関の機能を活用した学園都市づくりを行っています。近年は、山形大学工学部を中心として開発が進む有機エレクトロニクス関連分野や先端技術研究を活かした産学官連携による新産業創出に取り組んでいます。

観光では、上杉神社を始めとする上杉氏にゆかりのある名所旧跡はもとより、国宝「洛中洛外図屏風」や「上杉家文書」など貴重な文化財が数多く存在するほか、「米沢上杉まつり」、「上杉雪灯籠まつり」など四季を通じて米沢の心を表現するまつりを開催しています。加えて、八つの名湯・秘湯に恵まれるとともに、上質な美味しさの米沢牛を始めとする米沢の味A（Apple）・B（Beef）・C（Carp）

を代表とする食の宝庫でもあり、歴史と伝統文化が息づく「上杉の城下町」として年間400万人を超える観光客が訪れる県内屈指の観光都市です。

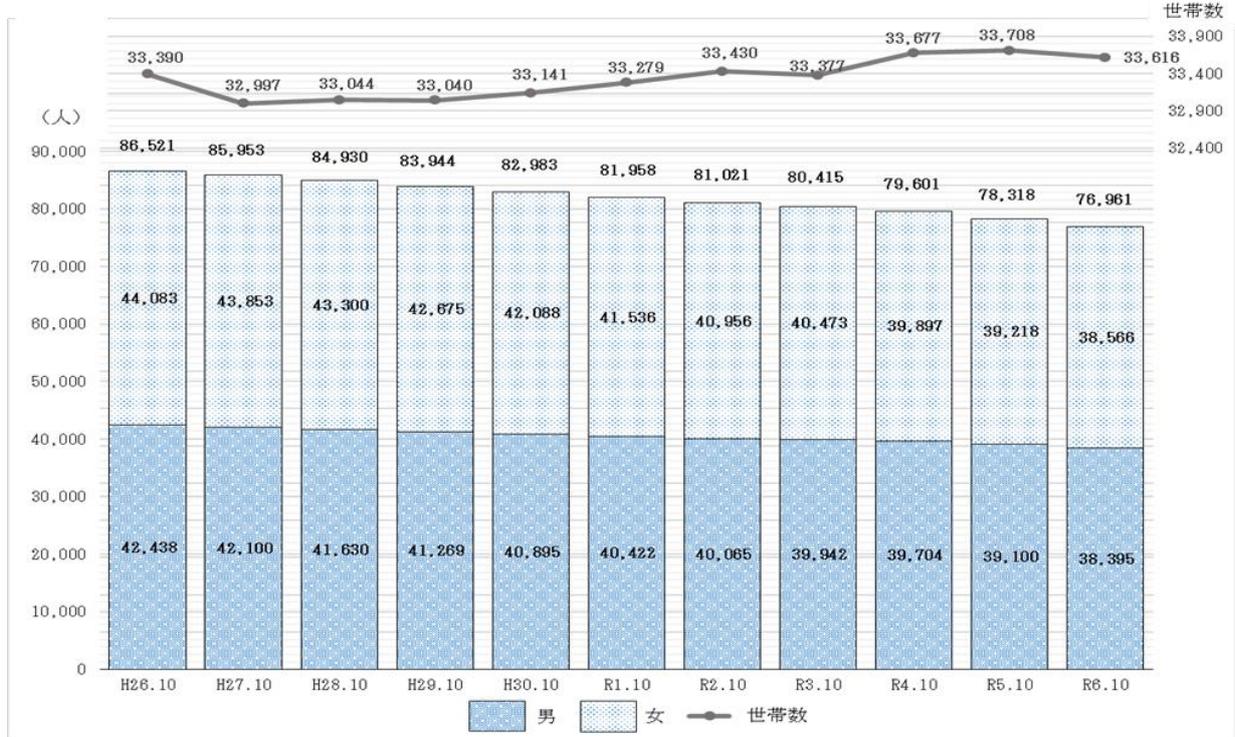
平成29年11月に東北中央自動車道（米沢～福島）が開通、平成30年4月には米沢中央ICに隣接して「道の駅米沢」が開業し、山形県の南の玄関口として、交流人口の拡大と産業振興の活性化に寄与しています。

令和5年11月には、地域医療連携推進法人を設立し、隣接する三友堂病院と医療の機能分化、医療連携を行い、米沢市立病院では救急医療を含めた急性期医療の提供を担っています。

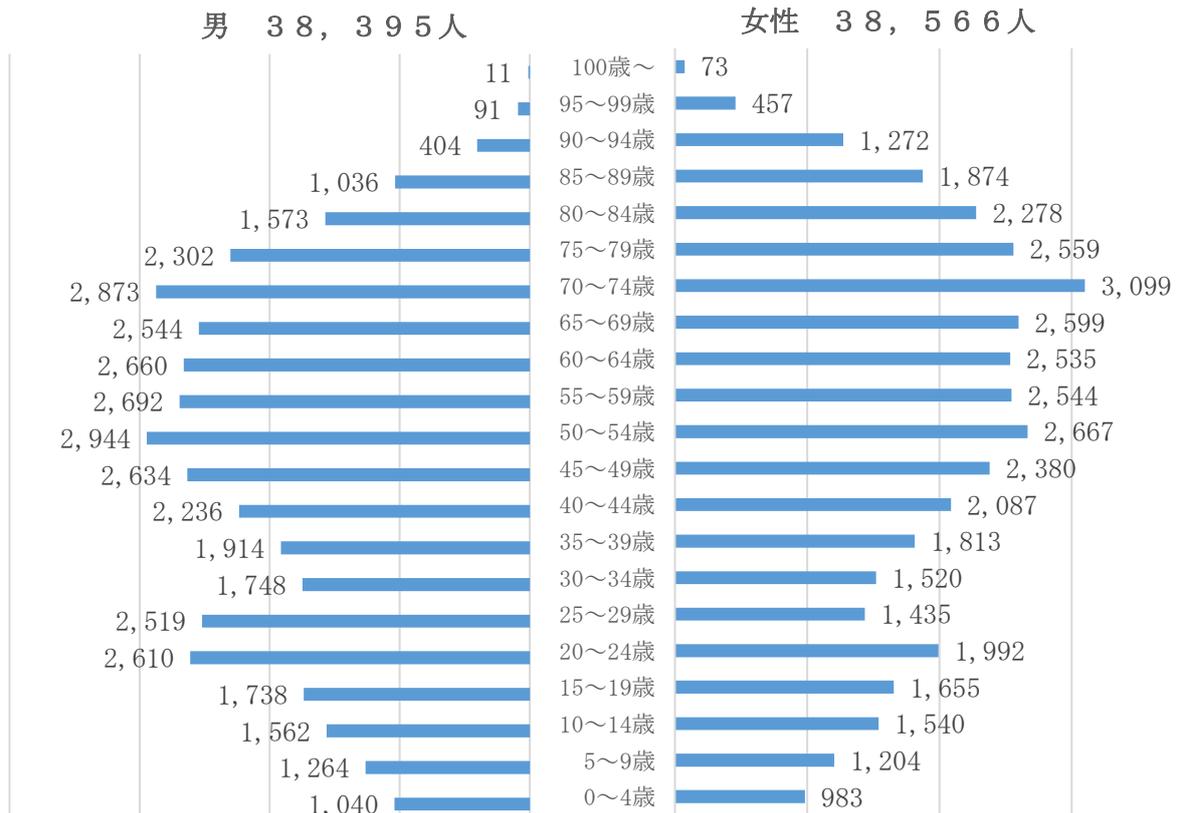
本市を代表する人物は、上杉鷹山こと「上杉治憲」や民法学者の我妻榮などがおります。上杉鷹山は第9代の米沢藩主（上杉氏としては、第10代）として、藩財政逼迫の折、自ら大儉約の改革を実行するとともに、殖産興業により藩財政を立て直しました。また、鷹山の政治信条は、封建社会の中にありながら現在の民主主義思想に近いものがあり、その改革手法や思想等は現代においても注目されています。

# 人口推移と財政状況

## 1. 総人口と世帯数の推移 (推計人口:令和6年10月1日現在)



## 2. 性別・5歳階級別人口の推移 (推計人口:令和6年10月1日現在)

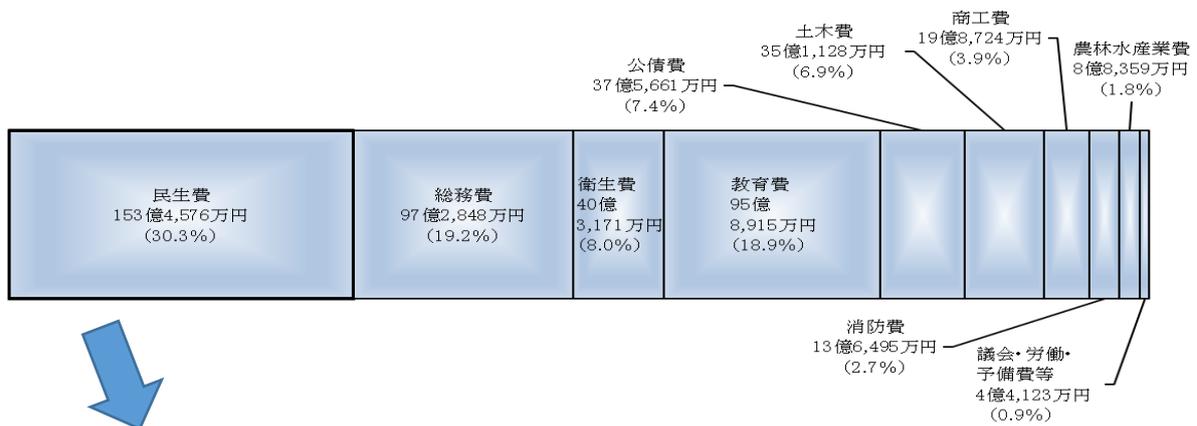


### 3. 令和7年度 一般会計 当初予算

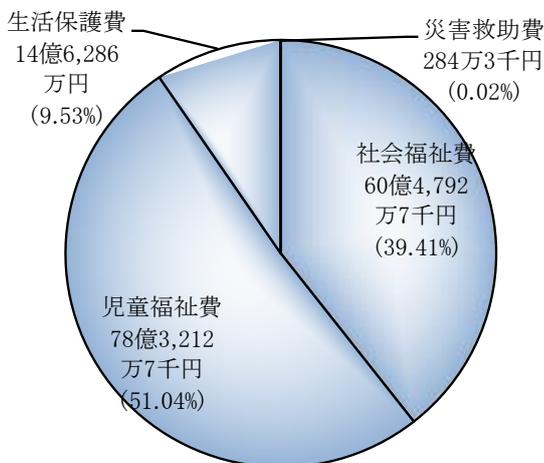
#### 【歳入】506億4,000万円



#### 【歳出】506億4,000万円

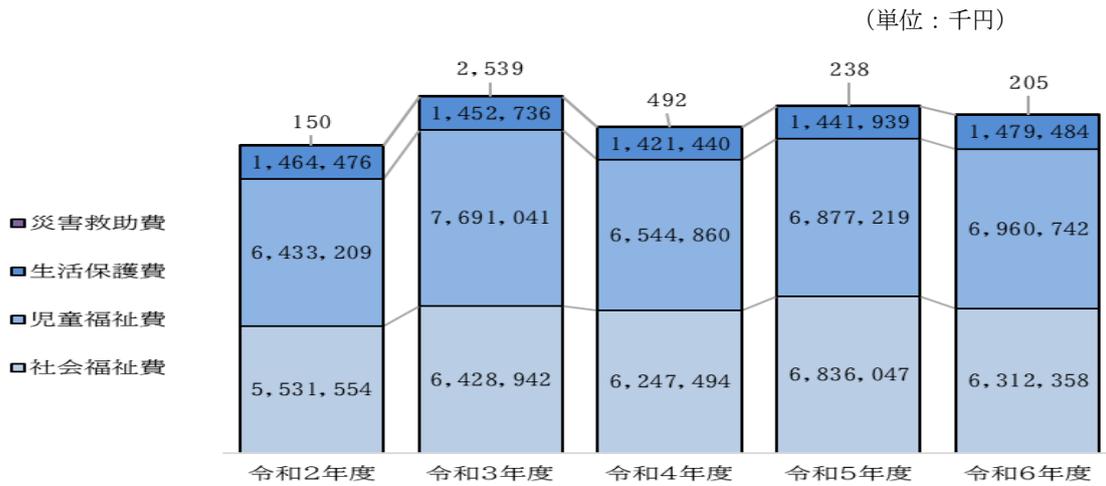


#### 民生費の内訳



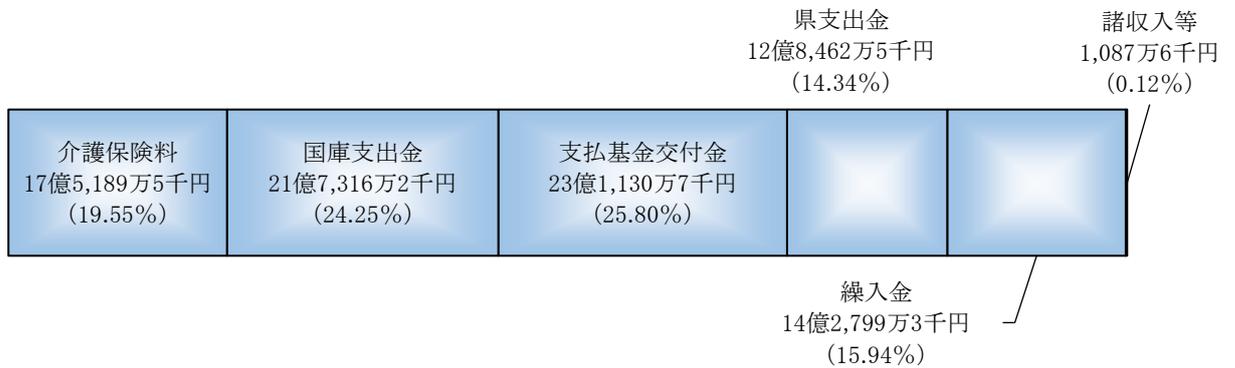
社会福祉費内訳		
社会福祉総務費	16億7,068万4千円	10.89%
障がい者福祉費	25億9,617万7千円	16.92%
老人福祉費	17億5,734万4千円	11.45%
国民年金費	2,372万2千円	0.15%
児童福祉費内訳		
児童福祉総務費	18億2,993万3千円	11.92%
子育て支援医療費	3億7,977万2千円	2.48%
ひとり親家庭等医療費	4,333万1千円	0.28%
児童措置費	46億4,987万5千円	30.30%
児童福祉施設費	5億3,046万4千円	3.46%
児童養護施設費	1億6,368万円	1.07%
市立保育所費	2億3,507万2千円	1.53%
生活保護費内訳		
生活保護総務費	1億2,519万6千円	0.81%
生活保護扶助費	13億3,766万4千円	8.72%
災害救助費	284万3千円	0.02%

#### 4. 民生費(決算額)の推移



#### 5. 令和7年度 介護保険事業勘定特別会計 当初予算

【歳入】89億5,985万8千円



【歳出】89億5,985万8千円



## 令和7年度 米沢市福祉行政運営方針

本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化を伴う人口減少に加え、地域の繋がり希薄化が進む中、いわゆる制度の狭間や複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもりなど長期的支援が必要な世帯が増加傾向にあり、今後も公的福祉サービスへのニーズは増大していくと見込まれます。よって、本市福祉行政に関わる各々の計画に沿った各種事業の推進に努め、個人・地域住民・事業者・行政が一体となって問題解決に取り組んでいきます。

また、原油価格・物価高騰等の影響で生活に困窮する方々に対し、福祉行政面からの支援が迅速に行き届くよう努めてまいります。

### 地域福祉

重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止計画、成年後見制度利用促進基本計画を包含した「第4期地域福祉計画」に基づき、市民の福祉意識醸成や地域における福祉活動の活性化を支援します。また、「地域共生社会」の実現に向け、重層的支援体制の構築に取り組むとともに、避難支援体制強化を促進します。さらに、第十二回特別弔慰金業務を推進します。

### 生活福祉

生活保護受給者に対しては、経済的支援とともに、自立の助長を図るためきめ細やかな指導・助言を行っていきます。生活困窮者の自立支援については、価格高騰等により困難件数が増加している生活相談支援や利用が増加している子どもの学習・生活支援事業等が円滑に実施できるよう体制強化を図りながら、包括的かつ継続的な支援体制を整備し総合的に推進していきます。

### 障がい福祉

「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、引き続き、共生社会の実現を目指します。また、障がい者が地域で安心して住み続けられ、災害時には迅速かつ適切な避難支援が行われるよう、地域生活支援拠点の整備及び個別避難計画作成に取り組めます。

### 児童福祉

多子世帯の経済的負担の軽減として、第3子以降の保育料の無償化事業を継続実施します。生計を一にする最も年長の子どもから数えて第3子以降となる子どもの保育料及び副食費について、利用している施設に関係なく保育料等の無償化を継続します。また、子育て支援医療給付事業について、高校3年生等までの子どもの医療費の無償化を継続実施します。新生児訪問や乳幼児健康診査の実施により、子どもの発育・発達の確認とともに育児相談も行い、母親の精神面の支援等を行います。児童虐待に適切に対処するとともに、様々な課題を抱える子ども・家庭への支援体制の充実を図ります。

### 高齢者福祉

支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応とともに、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大を図り、介護予防と生活習慣病の疾病予防・重度化予防を一体的に実施するフレイル対策事業や健康づくりを継続して推進します。また、令和6年度から3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定やケアマネジメントなどの適正化事業を推進するとともに、成年後見制度の推進及び高齢者施策全般に係る取組を実施していきます。更に、令和6年1月に施行された、認知症基本法に基づき、新しい認知症観を普及促進し、より地域での理解を深める取り組みを推進します。

# 福祉事務所の機構と職員数

令和7年4月1日現在

福祉事務所	100	87	社会福祉課	26	総務企画担当	6	嘱託医	2							
				13	生活福祉担当	10	面接相談員・就労支援相談員	3							
							レセプト照合事務員	1							
				障がい者支援室	8			身体・知的障害者相談員	15						
								障がい支援区分認定調査員	1						
								障がい者虐待防止相談	1						
								障がい福祉担当	5	障がい福祉業務員	3				
								障がい児支援担当	2	重度心身障がい（児）者医療給付	1				
								子育て支援課	44	48		支援担当	7	利用者支援専門員	2
												施設担当	5		
				給付担当	4										
				緑ヶ丘保育園	13										
				こども家庭課	10	5		企画担当	3	母子・父子自立支援員	1				
								家庭支援担当	4	家庭児童相談員	3				
				高齢福祉課	20	21		事業管理担当	3	介護サービス相談員	5				
介護認定給付担当	5	介護認定調査員	6												
高齢者福祉担当	5	高齢者権利擁護相談員	1												
地域包括支援担当	4	地域包括支援センター業務員	3												

※ 補佐級（室長・副主幹）は、担当に含みません（ただし、保育園は園長を含む）。  
 ※ 上段数字は職員・再任用職員の人数、下段数字は会計年度任用職員の人数。

# 福祉事務所事務分掌

## 1 社会福祉課

<p>総務企画担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉に関する事。</li> <li>② 民生委員・児童委員に関する事。</li> <li>③ 社会福祉法人の認可等事務、指導監査に関する事。</li> <li>④ 米沢市社会福祉協議会に関する事。</li> <li>⑤ 戦傷病者及び戦没者遺族援護に関する事。</li> <li>⑥ 中国帰還者等及び未帰還者に関する事。</li> <li>⑦ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事。</li> <li>⑧ 避難行動要支援者の避難支援等に関する事。</li> <li>⑨ 低所得世帯の冬の生活応援成金の支給に関する事。</li> <li>⑩ 生活保護等の経理に関する事。</li> <li>⑪ 日本赤十字社に関する事。</li> </ul>
<p>生活福祉担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活保護に関する事。</li> <li>② 中国残留邦人等支援給付に関する事。</li> <li>③ ホームレス・行旅病人・行旅死亡人等に関する事。</li> <li>④ 生活困窮者自立支援に関する事。</li> <li>⑤ 嘱託医に関する事。</li> </ul>
<p>障がい福祉担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者計画及び障がい福祉計画に関する事。</li> <li>② 障がい者福祉団体等に関する事。</li> <li>③ 障がい者自立支援給付に関する事。</li> <li>④ 障害者手帳に関する事。</li> <li>⑤ 障害支援区分認定に関する事。</li> <li>⑥ 障害者相談員に関する事。</li> <li>⑦ 障がい者等の福祉サービス事業に関する事。</li> <li>⑧ ひきこもり相談及びひきこもりサポート事業に関する事。</li> <li>⑨ 重度心身障がい（児）者医療給付に関する事。</li> </ul>
<p>障がい児支援担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい福祉の経理に関する事。</li> <li>② 障がい児総合支援に関する事。</li> <li>③ 特別児童扶養手当の進達に関する事。</li> <li>④ 特別障害者手当等の支給に関する事。</li> <li>⑤ 重度心身障がい児養育手当の支給に関する事。</li> <li>⑥ 山形県心身障がい者扶養共済制度の進達に関する事。</li> <li>⑦ ひまわり学園に関する事。</li> <li>⑧ 障がい児通所支援の利用認定及び給付費の支給に関する事。</li> <li>⑨ 障がい児援護対策に関する事。</li> </ul>

## 2 子育て支援課

支 援 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米沢市子ども・子育て会議に関する事。</li> <li>② 子どものための教育・保育の給付認定及び給付に関する事。</li> <li>③ 保育所、認定こども園の利用調整に関する事。</li> <li>④ 保育料決定及び徴収、滞納処理に関する事。</li> <li>⑤ 子ども・子育て支援交付金に関する事。</li> <li>⑥ 地域子ども・子育て支援事業に関する事。</li> <li>⑦ ファミリー・サポート・センター事業に関する事。</li> <li>⑧ 医療的ケア児保育支援事業に関する事。</li> <li>⑨ 市単独補助金に関する事。</li> <li>⑩ 私立幼稚園に関する事。</li> <li>⑪ やまがた子育て応援パスポートに関する事。</li> </ul>
施 設 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市立保育所の管理運営に関する事。</li> <li>② 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>③ 認可外保育施設に関する事。</li> <li>④ 児童遊園に関する事。</li> <li>⑤ 特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業等に関する事。</li> <li>⑥ 民間保育施設等の施設整備に関する事。</li> <li>⑦ 紅花ふれあい基金に関する事。</li> <li>⑧ 子育て世代活動支援センターに関する事。</li> </ul>
給 付 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て支援医療給付に関する事。</li> <li>② ひとり親家庭等医療給付に関する事。</li> <li>③ 児童手当に関する事。</li> <li>④ 児童扶養手当に関する事。</li> <li>⑤ 未熟児養育医療給付に関する事。</li> </ul>
米沢市立 緑ヶ丘保育園 吾妻保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 0～5歳児保育の実施に関する事。</li> <li>② 教材管理に関する事。</li> <li>③ 環境整備に関する事。</li> <li>④ 保育指導案作成に関する事。</li> </ul>

### 3 こども家庭課

企 画 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里親に関すること。</li> <li>② 子育て短期支援事業に関すること。</li> <li>③ 入院助産施設等措置に関すること。</li> <li>④ 興望館の管理運営に関すること。</li> <li>⑤ 子どもの貧困対策に関すること。</li> </ul>
家 庭 支 援 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こども家庭センター（家庭児童相談室含む）の運営に関すること。</li> <li>② 児童虐待防止対策に関すること。</li> <li>③ ひとり親福祉及び寡婦福祉に関すること。</li> <li>④ 母子・父子自立支援事業に関すること。</li> <li>⑤ 要保護児童対策地域協議会に関すること。</li> </ul>

### 4 高齢福祉課

事 業 管 理 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険事業勘定特別会計予算管理、介護保険給付基金に関すること。</li> <li>② 介護保険事業計画策定、進捗管理に関すること。</li> <li>③ 米沢市介護保険運営協議会に関すること。</li> <li>④ 地域密着型サービス、居宅介護支援及び総合事業指定事業者等の指定、指導等に関すること。</li> <li>⑤ 介護保険制度の啓発に関すること。</li> <li>⑥ 国、県等補助金・交付金に関すること。</li> <li>⑦ 介護サービス相談員派遣に関すること。</li> </ul>
介 護 認 定 給 付 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定に関すること。（審査会・認定調査・主治医意見書）</li> <li>② 介護保険給付に関すること。</li> <li>③ 給付費適正化に関すること。</li> <li>④ 市独自の利用者負担助成に関すること。</li> <li>⑤ 被保険者証交付、資格管理に関すること。</li> </ul>
高 齢 者 福 祉 担 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人ホーム入所措置等の調整管理に関すること。 （事前調査・入所判定委員会）</li> <li>② 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。</li> <li>③ 高齢者の権利擁護に関すること。</li> <li>④ 高齢者の創造活動事業に関すること。</li> </ul>
地 域 包 括 支 援 担 当 (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括支援センターの運営に関すること。</li> <li>② 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。</li> <li>③ 在宅医療・介護連携推進に関すること。</li> <li>④ 認知症総合支援に関すること。</li> <li>⑤ 生活支援体制整備に関すること。</li> <li>⑥ 地域ケア会議に関すること。</li> </ul>

# I 一般社会福祉

# I 一般社会福祉

## 1 民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員は、町内会等からの推薦に基づき、地区選考委員会、米沢市民生委員推薦会、山形県社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣及び県知事から委嘱される。任期は3年で、本市の定数は200名となっている。

活動については、地域住民の生活実態を把握し、援助を必要とする人たちの相談に応じ、その人たちの有する能力に応じて自立した日常を営むことができるよう支援するなど、行政や専門機関へのパイプ役としての役割を果たしている。また、市内14地区に組織される民生委員児童委員協議会の一員として、毎月定例会を開催し、様々な事例についての意見交換や自発的な研修を通して問題の解決等にあたるなど、地域の福祉課題の解決や改善を組織的に図っていく役割を担っている。

民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」として厚生労働大臣から指名され、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。近年の子育て不安、児童虐待問題等の増加の状況に対応するため、地区民生委員児童委員協議会が担当する地区に2人ずつ配置されており、27名（男4名、女23名、欠員1）が活動している。

(1) 地区別の委員数

(令和7年3月末現在)

地区	男	女	計	地区	男	女	計	地区	男	女	計
中部	8 (1)	4 (1)	12 (2)	松川	5 (0)	8 (2)	13 (2)	三沢	9 (0)	2 (2)	11 (2)
東部	9 (0)	13 (2)	22 (2)	愛宕	5 (0)	4 (2)	9 (2)	山上	7 (0)	4 (2)	11 (2)
西部	11 (0)	8 (1)	19 (1)	万世	7 (0)	3 (2)	10 (2)	上郷	7 (0)	6 (2)	13 (2)
南部	17 (1)	3 (1)	20 (2)	広井郷	10 (0)	5 (2)	15 (2)	南原	9 (0)	3 (2)	12 (2)
北部	10 (0)	6 (2)	16 (2)	窪田	12 (2)	1 (0)	13 (2)	計	126 (4)	70 (23)	196 (27)

( ) は主任児童委員

## (2) 活動状況

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
相談・支援 件数	内 容 別	在宅福祉	605	588	492	195	96
		介護保険	84	76	105	55	38
		健康・保健医療	184	205	151	223	232
		子育て・母子保健	89	99	70	70	62
		子どもの地域生活	215	371	274	263	230
		子どもの教育・学校生活	188	196	147	95	97
		生活費	189	130	129	87	85
		年金・保険	23	14	19	13	21
		仕事	38	24	29	25	10
		家族関係	132	178	115	82	103
		住居	98	98	65	90	108
		生活環境	308	236	225	211	251
		日常的な支援	1,336	1,348	1,452	1,205	1,292
		その他	1,903	2,039	1,821	1,816	1,494
	計	5,392	5,602	5,094	4,430	4,119	
	分 野 別	高齢者に関すること	3,161	3,109	3,036	2,569	2,446
		障がい者に関すること	234	197	129	139	109
		子どもに関すること	607	797	561	522	457
		その他	1,390	1,499	1,368	1,200	1,107
計		5,392	5,602	5,094	4,430	4,119	
その 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	2,392	2,312	2,278	2,049	2,281	
	行事・事業・会議への参加協力	2,151	2,456	2,921	3,489	3,372	
	地域福祉活動・自主活動	3,995	4,834	4,436	4,321	5,044	
	民児協運営・研修	4,688	4,851	5,363	5,443	5,119	
	証明事務	420	517	419	524	360	
	要保護児童の発見の通告・仲介	62	36	57	10	8	
訪問 回数	訪問・連絡活動	20,593	19,814	19,532	18,297	18,781	
	その他	5,958	6,446	5,957	5,430	5,311	
連絡調 整回数	委員相互	6,340	6,281	6,649	6,110	5,595	
	その他の関係機関	3,345	3,915	3,564	3,057	2,914	
活 動 日 数		21,351	22,630	22,714	22,482	22,553	

## 2 援護・恩給

戦傷病者・戦没者遺族に対して給付金・弔慰金の受付業務を行う。

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく各種請求書進達
- 戦傷病者特別援護法による給付の周知及び請求書進達
- 戦傷病者・戦没者等の遺族に対する特別給付金支給
- 中国残留邦人等帰国援護、援護関係団体協力
- シベリア抑留死亡者の遺族調査
- 米沢市戦没者追悼式 など

## 3 災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付事業

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき実施するとともに、この法律の適用を受けない小規模災害等についても、市独自の弔慰金等を支給している。

種 別			基 準 額 (円)	R6 年度実績	
				件数	支給額(円)
災害弔慰金	法適用災害	死亡者が主たる生計維持者	5,000,000	0	0
		その他	2,500,000	0	0
	上記以外の災害（市独自）		150,000	1	150,000
災 害 障 害 見 舞 金	障がい者が主たる生計維持者		2,500,000	0	0
	その他の場合		1,250,000	0	0
災害見舞金 （市 独 自）	全焼・全壊・流出・埋没	(2人以上世帯)	20,000	2	40,000
		(単身世帯)	10,000	0	0
	半焼・半壊・半流出・半埋没	(2人以上世帯)	10,000	1	10,000
		(単身世帯)	5,000	0	0
床上浸水		5,000	0	0	
災 害 援 護 資 金 貸 付 （世帯主に 1ヶ月以上 の負傷があ るとき）	家財の1/3以上の損壊		1,500,000	0	0
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない 場合		2,500,000	0	0
	住居が半壊した場合		2,700,000	0	0
	住居が全壊した場合		3,500,000	0	0
	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない 場合等特別の事情がある場合		3,500,000	0	0
災 害 援 護 資 金 貸 付 （世帯主に 負傷がない 場合）	家財の損害があり、かつ住居の損害がない 場合		1,500,000	0	0
	住居が半壊した場合		1,700,000	0	0
	住居が全壊した場合		2,500,000	0	0
	住居全体が滅失又は流出した場合		3,500,000	0	0
	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない 場合等特別の事情がある場合		2,500,000	0	0
住居が全壊した場合で特別の事情がある 場合		3,500,000	0	0	

#### 4 社会福祉法人に対する認可等事務

本市に事務所を有し、市内で事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として法人設立認可等事務や指導監査を実施している（平成25年度権限移譲）。

	対象法人名	所在地	設立認可年月日
1	社会福祉法人 米沢仏教興道会	塩井町塩野 1476 番地の 1	S27.5.17
2	社会福祉法人 法音会	御廟 2 丁目 3 番 17 号	S40.4.1
3	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会	西大通 1 丁目 5 番 60 号	S43.3.11
4	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町梓山 5494 番地の 1	S44.9.20
5	社会福祉法人 米沢中央保育園	桜木町 1 番 75 号	S47.9.26
6	社会福祉法人 山上保育園	通町 4 丁目 11 番 20 号	S49.3.18
7	社会福祉法人 緑成会	広幡町成島字窪平山 2120 番地の 5	S51.6.21
8	社会福祉法人 ましみず会	塩井町塩野 2081 番地の 6	S53.3.10
9	社会福祉法人 照護会	西大通 1 丁目 6 番 56 号	S60.2.20
10	社会福祉法人 米沢弘和会	大字築沢 3046 番地	H1.3.31
11	社会福祉法人 仁慈の会	吾妻町 4 番 25 号	H2.9.18
12	社会福祉法人 米沢明星会	門東町 3 丁目 2 番 27 号	H3.6.18
13	社会福祉法人 あづま会	大字李山 8132 番地の 11	H4.5.15
14	社会福祉法人 回春堂	大字花沢 2986 番地の 1	H7.6.26
15	社会福祉法人 敬友会	大字下新田 28 番地	H11.3.3
16	社会福祉法人 にじの家	太田町 3 丁目 1 番 32 号	H15.6.27

#### 5 避難行動要支援者支援事業

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者など、災害発生または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）について名簿を作成するとともに、「米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、名簿を自主防災組織や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と共有し、平時から地域で支え合う体制の構築を推進する。  
(令和7年3月1日現在)

区 分	避難行動要支援者数
①要介護 3～5 認定者	503
②身体障害者手帳交付者(1 級, 2 級)	952
③療育手帳交付者(A 判定)	96
④精神障害者保健福祉手帳交付者 (1 級)	42
⑤障害者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者	7
⑥75 歳以上の高齢者のみの世帯	4,961
⑦市長が認める者(上記要件外の者)	102
計	6,663

※ 複数区分該当の者は上位区分を優先

## 6 福祉バスの運行

福祉に関する団体、ボランティア活動を行う団体及び米沢シニアクラブ連合会に加入しているシニアクラブが、福祉に関する活動を行う移動手段として福祉バスを活用することにより、地域福祉活動の向上を図る。

① 1号車 24名以上38名以内

定員：座席（30）、補助席（6）、車いす（2）

2号車 10名以上23名以内

定員：座席（14）、補助席（7）、車いす（2）

※ 平成23年4月から2台で運行

② 運行状況

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
運行日数	1号車	25	35	45	61	84
	2号車	8	10	44	84	87
利用人数	1号車	333	560	955	1,473	1895
	2号車	63	93	488	1,059	1098
稼働率（%）	1号車	8.28	11.55	14.80	20.82	24.42
	2号車	2.66	3.30	14.52	28.28	32.95

## 7 日本赤十字事業

日本赤十字社の「人道と博愛」を基調とし、本市も日本赤十字米沢市地区として各種事業を推進している。

(1) 社資収納状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
目標額（円）	15,981,700	15,973,300	15,971,200	15,350,300	15,226,400
収納額（円）	14,663,070	15,037,048	14,297,168	14,480,593	14,359,686
達成率（%）	91.7	94.1	89.5	94.3	94.3

(2) 講習会実施状況

(令和6年度実績)

	救急法				水上 安全法	幼 児 安全法	健康生活 支援講習	計
	基礎	養成	短期	うちAED	短期	短期	短期	
実施回数	1	1	19	18	1	2	0	24
受講人数	13	7	345	321	26	32	0	423

## (3) 災害救護

	被災件数			救援物資交付数			見舞金支給額 (円)
	全焼(全壊)	半焼(半壊)	部分焼	毛布	緊急セット	学用品	
R2年度	2	0	0	0	0	0	40,000
R3年度	2	0	0	6	2	0	40,000
R4年度	7	1	0	3	3	0	150,000
R5年度	4	0	0	2	2	0	80,000
R6年度	3	1	0	1	1	0	70,000

## (4) 義援金等の受付状況

名称	受付金額(円)	受付期間	備考
ウクライナ人道危機救援金	345,691	R4.3.2~	累計 3,038,905円
イスラエル・ガザ人道危機救援金	42,733	R5.11.1 ~R6.9.30	累計 115,752円
令和6年能登半島地震災害義援金	793,391	R6.1.9~	累計 2,175,061円
2024年台湾東部沖地震救援金	64,646	R6.4.8 ~R6.6.30	
令和6年7月25日からの大雨災害義援金	402,905	R6.8.6 ~R7.3.31	
令和6年9月能登半島大雨災害義援金	278,570	R6.10.1~	
NHK海外たすけあい募金	17,906	R6.12.2 ~R6.12.25	
令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金	130,689	R7.3.6~	
計	2,076,531		

## Ⅱ 低 所 得 者 福 祉

## II 低所得者福祉

### 1 生活保護

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法が制定されたものである。この制度の基本原理は、1. 無差別平等の原理、2. 最低生活保障の原理、3. 補足性の原理から成り立っている。生活保護行政は、単に生活に困窮している国民に対して最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的に、それらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。

本市における生活保護の状況は、平成20年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成24年1月には780世帯、1,064人、保護率1.19%と最高値を記録した。その後は減少傾向で推移していたが、新型コロナウイルス感染症や電気、ガス、食料品等の価格高騰の影響も受け、令和元年度から増加傾向に転じた。令和6年度は671世帯、780人、保護率1.00%となっている。

被保護世帯の世帯別類型については、従前より高齢者世帯の割合が最も高い割合を占めていたが、高齢化の一層の進展に伴い令和3年度は57.3%と半数を超える状況となっている。

また、稼働年齢層である「その他の世帯」の割合は、平成21年度(9.9%)から平成24年度(21.9%)にかけて顕著な増加傾向が見られたが、それ以降は雇用環境の改善等を受け減少傾向で推移している。

#### (1) 生活保護世帯等の推移

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
被保護世帯数		672	684	683	680	671
被保護人員		802	816	809	787	780
保護率 %	米沢市	0.98	1.00	1.01	0.99	1.00
	山形県	0.73	0.74	0.74	0.74	0.74
	全 国	1.64	1.63	1.63	1.63	1.62

#### (2) 生活保護世帯類型別の推移(停止世帯を除く)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高齢者世帯	世帯数 (割合)	378(56.2%)	392(57.3%)	391(57.2%)	382(56.2%)	373(55.8%)
母子世帯	世帯数 (割合)	21(3.1%)	25(3.7%)	23(3.4%)	23(3.4%)	25(3.7%)
障がい者世帯	世帯数 (割合)	76(11.5%)	81(11.8%)	90(13.2%)	95(14.0%)	98(14.6%)
傷病者世帯	世帯数 (割合)	118(17.5%)	111(16.2%)	109(16.0%)	108(15.9%)	95(14.2%)
その他の世帯	世帯数 (割合)	79(11.7%)	75(11.0%)	70(10.2%)	72(10.5%)	78(11.7%)

## (3) 保護の開始理由別世帯数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
傷病	14	12	12	8	14
要介護状態	7	14	9	12	11
働いていた者の死亡	1	0	0	1	0
働いていた者の離別	1	2	1	1	0
失業・解雇等	8	9	8	10	11
高齢による収入減少	4	1	2	2	9
事業不振・倒産	4	1	2	1	1
その他の働きによる収入減少	1	2	0	2	2
社会保障給付金の減少・喪失	2	1	1	0	0
貯金等の減少・喪失	33	40	38	45	51
仕送りの減少・喪失	5	1	4	2	1
ケース移管	3	3	6	4	6
その他	9	6	18	7	3
計	92	92	101	95	109

## (4) 保護の廃止理由別世帯数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	37	51	41	42	45
失踪	0	0	0	1	1
働きによる収入増加・取得	4	4	9	15	12
働き手の転入	0	0	0	0	0
社会保障給付金増加	7	4	8	4	6
仕送り等の増加	0	0	0	0	6
親類縁者等の引取り	4	3	6	4	7
施設入所	6	3	9	3	10
医療費の他法負担	0	0	1	3	3
ケース移管	3	2	2	7	0
その他	30	20	23	17	25
計	91	87	99	96	115

## (5) 生活保護費の扶助別支給状況

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
生活扶助	人員(人)	8,190	8,310	8,160	7,904	7,820
	金額(円)	323,998,297	324,973,515	316,627,504	323,730,711	316,419,007
住宅扶助	人員(人)	7,865	7,946	7,963	7,835	7,882
	金額(円)	174,189,070	182,665,623	181,885,130	184,798,132	188,705,274
教育扶助	人員(人)	346	342	243	212	283
	金額(円)	3,405,546	3,515,171	2,781,472	2,104,308	3,220,148
介護扶助	人員(人)	2,448	2,547	2,505	2,439	2,346
	金額(円)	53,411,472	42,303,122	45,427,984	51,564,446	50,397,337
医療扶助	人員(人)	7,840	7,914	7,964	7,873	7,748
	金額(円)	703,745,689	709,162,026	656,099,566	687,662,612	693,272,639
出産扶助	人員(人)	1	0	0	0	0
	金額(円)	188,720	0	0	0	0
生業扶助	人員(人)	171	164	173	124	92
	金額(円)	2,185,796	2,423,512	2,828,987	1,809,213	925,581
葬祭扶助	人員(人)	4	12	11	4	8
	金額(円)	732,080	2,138,763	2,129,046	1,158,299	1,627,187
保護施設事務費	人員(人)	259	262	238	221	212
	金額(円)	46,181,396	48,810,318	47,334,714	47,092,721	46,725,540
委託事務費	人員(人)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
就労自立給付金	人員(人)	2	1	5	8	9
	金額(円)	77,332	20,000	178,231	472,782	405,573
進学準備給付金	人員(人)	3	2	0	3	1
	金額(円)	500,000	200,000	0	700,000	100,000
合計	人員(人)	27,129	27,410	27,262	26,623	26,401
	金額(円)	1,308,615,398	1,316,212,050	1,255,292,634	1,301,093,224	1,301,798,286

※ 「委託事務費」は令和2年度から創設。

## 2 生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢社会の到来の影響を受け、全国的生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

令和6年度は相談者数162名、住居確保給付受給者数3名と前年度よりも減少しているものの、相談・支援内容は複雑化している。また、子どもの学習・生活支援利用者数は35名と過去最大となり、生活困窮世帯に属する子どもへの支援がより一層求められている。

### (1) 必須事業（委託先：(社)米沢市社会福祉協議会）

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

### (2) 任意事業

就労準備支援事業 （委託先：NPO法人With優）	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業 （県事業活用）	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの学習・生活支援事業 （委託先：NPO法人With優）	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業 （委託先：NPO法人With優）	就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもり状態にある者等）や不安定就労を繰り返している者に対する就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングから就労体験・就労訓練中の就労支援対象者及び就労体験・就労訓練事業所の双方の支援を一貫して行う。

### (3) 事業実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談者数	515	338	264	170	162
新規支援プラン決定者	28	30	11	13	41
住居確保給付金受給者	43	34	17	10	3

就労準備支援利用者	5	10	7	8	11
家計改善支援利用者	0	0	0	1	1
子どもの学習・生活支援利用者	14	16	22	28	35
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業の利用者数	—	—	—	—	34

## Ⅲ 障がい児・者福祉

### Ⅲ 障がい児・者福祉

#### 1 障がい児・者福祉

障がい者福祉制度は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。平成24年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため、平成24年度より児童福祉法に一元化された。

#### (1) 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成24年度より県から市へ委譲された。

##### ① 身体障害者相談員（任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	木村 毅	米沢市金池7丁目3番46号	21-1661
2	近野 謙治	米沢市太田町2丁目1番39-3号	24-3248
3	齋藤 定雄	米沢市太田町4丁目1番128-8号	38-6115
4	佐藤 登志男	米沢市諸仏町4866番地の6	38-3795
5	清水 潤	米沢市矢来1丁目3番65号	22-8199
6	羽生 由美子	米沢市下花沢3丁目1番5号	22-6079
7	福田 良子	米沢市駅前4丁目3番106号	21-1218
8	藤身 貴一	米沢市中田町795番地の17	37-2273
9	山田 記子	米沢市中央2丁目6番6号502号室	090-9740-3382
10	我妻 収子	米沢市塩井町塩野798番地の5	21-6431
11	我妻 次雄	米沢市諸仏町3580番地の2	38-3375

##### ② 知的障害者相談員（任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	金子 智子	米沢市吾妻町3番57-28号	38-4439
2	佐藤 美智子	米沢市城西2丁目3番32号	22-6300
3	山口 好江	米沢市吾妻町3番16号	38-5150
4	山下 望美	米沢市舘山4丁目4番35号	090-7328-4372

## ③ 相談内容及び件数

(R6年度実績)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
身体障害者手帳	11	療育手帳	0
補装具	0	教育・学校生活等	69
日常生活用具	4	成年後見制度	0
更生・育成医療	11	福祉施設	84
福祉施設	6	障害年金・手当	2
障害年金・手当	1	介護保険	0
介護保険	1	生活福祉資金	0
生活福祉資金	0	障がい福祉サービス	13
税金	0	税金	0
保健・医療	2	保健・医療	18
結婚・育児	0	結婚・育児	0
就職・就労	19	就職・就労	0
対人関係	1	対人関係	1
虐待	0	虐待	0
その他	14	その他	211
計	70	計	398

## (2) 手帳の交付

## ① 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、J R、バス、タクシー等の運賃割引等、各種の制度を利用するため交付するもので、平成22年4月から肝臓機能障がいも対象となっている。

## ア 年度別身体障害者(児)手帳交付状況

		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
		新規交付	年度末現在								
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	5	163	8	173	22	179	11	160	1	157
	計	5	163	8	173	22	179	11	160	2	158
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	7	0	6	0	5	0	14	0	5
	18歳以上	21	256	18	293	41	309	19	326	25	330
	計	21	263	18	299	41	314	19	340	25	335

機能障害 音声・言語・そしゃく	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
	計	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
肢体不自由	18歳未満	0	22	3	21	3	21	1	20	1	21
	18歳以上	55	1,766	73	1,901	95	1,880	58	1,861	53	1,815
	計	55	1,788	76	1,922	98	1,901	59	1,881	54	1,836
内部障害	18歳未満	1	12	0	11	1	10	1	11	1	12
	18歳以上	105	1,103	104	1,200	181	1,251	92	1,255	112	1,282
	計	106	1,115	104	1,211	182	1,261	93	1,266	113	1,294
計	18歳未満	1	41	3	38	4	36	2	45	3	39
	18歳以上	189	3,326	207	3,613	344	3,672	183	3,652	191	3,633
	計	190	3,367	210	3,651	348	3,708	185	3,697	194	3,672

イ 等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

障害名	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	10	18	3	2	8	1	42
	65歳以上	31	46	7	12	15	4	115
	計	41	64	10	15	23	5	158
聴覚障害	18歳未満	0	4	1	0	0	0	5
	18～64歳	7	25	4	8	0	13	57
	65歳以上	16	27	32	97	2	96	270
	計	23	56	37	105	2	109	332
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳以上	0	0	0	0	2	0	2
	計	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	7	7	0	0	16
	65歳以上	1	6	20	6	0	0	33
	計	1	8	27	13	0	0	49

肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	4	1	2	0	1	0	8
		18～64歳	48	51	18	21	7	15	160
		65歳以上	129	102	44	33	40	23	371
		計	181	154	64	54	48	38	539
	下肢機能障害	18歳未満	0	0	0	1	1	2	4
		18～64歳	12	8	17	47	38	32	154
		65歳以上	27	34	151	384	230	82	908
		計	39	42	168	432	269	116	1,066
	体幹機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	8	11	12	0	7	0	38
		65歳以上	29	26	35	2	27	0	119
		計	38	37	47	2	34	0	158
脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	11	3	5	3	0	1	23
		65歳以上	7	1	2	1	0	1	12
		計	19	4	7	4	0	2	36
	移動機能障害	18歳未満	5	2	0	0	0	0	7
		18～64歳	10	7	0	1	0	4	22
		65歳以上	2	0	4	0	2	0	8
		計	17	9	4	1	2	4	37
内 部 障 が い	心臓機能障害	18歳未満	7	0	2	3	0	0	12
		18～64歳	64	0	19	23	0	0	106
		65歳以上	432	6	117	108	0	0	663
		計	503	6	138	134	0	0	781
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	96	0	0	0	0	0	96
		65歳以上	141	0	0	0	0	0	141
		計	237	0	0	0	0	0	237
	呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	0	4	1	0	0	6
		65歳以上	25	1	26	6	0	0	58
		計	26	1	30	7	0	0	64
	膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	5	30	0	0	35
		65歳以上	3	0	7	156	0	0	166
		計	3	0	12	186	0	0	201
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18～64歳	0	0	0	0	0	0	0	
	65歳以上	0	0	1	1	0	0	2	
	計	0	0	1	1	0	0	2	

免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	1	1	0	0	4
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	1	0	0	4
肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	3	0	0	0	0	0	3
	65歳以上	2	0	0	0	0	0	2
	計	5	0	0	0	0	0	5
合 計	18歳未満	18	7	5	5	2	2	39
	18～64歳	270	127	96	144	60	66	763
	65歳以上	845	249	446	806	318	206	2,870
	計	1,133	383	547	955	380	274	3,672

## ② 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

障害程度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
A（重度）	18歳未満	21	19	16	19	22
	18歳以上	190	197	197	194	193
B（中・軽度）	18歳未満	53	54	57	57	59
	18歳以上	422	421	431	443	442
計		686	691	701	713	716

## ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

障害程度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1級	103	97	94	93	85
2級	257	264	283	303	338
3級	167	176	186	199	218
計	527	537	563	595	641

### (3) 自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

介護給付	居宅介護	障がいのある人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人、又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う。
	短期入所	居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人について、短期間施設に入所し入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。
	療養介護	医療に必要な障がいのある人で常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養医療として提供する。
	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人又は難病等のある人に対し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

訓練等給付	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった人及び、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
	共同生活援助	障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

① 訪問系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
居宅介護	157	171	180	185	184
重度訪問介護	4	3	2	4	6
同行援護	3	6	3	3	4
行動援護	0	0	0	0	1
計	164	180	185	192	195

② 日中活動系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
短期入所	52	60	63	65	55
療養介護	23	23	24	23	22
生活介護	241	239	238	254	245
自立訓練（機能訓練）	8	7	8	15	14
自立訓練（生活訓練）	1	1	0	0	0
宿泊型自立訓練	1	1	0	0	0
就労移行支援	22	13	9	12	8
就労継続支援（A型）	30	23	29	28	41
就労継続支援（B型）	447	460	454	472	493
就労定着支援	0	0	0	0	1
自立生活援助	1	3	2	0	0
計	826	830	827	869	879

③ 居住系サービス利用状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
施設入所支援	129	126	129	139	136
共同生活援助（グループホーム）	153	151	151	173	176
計	282	277	280	312	312

④ 相談支援利用状況

ア 計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行う。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画相談支援	832	841	833	867	896
障害児相談支援	164	184	200	215	230
地域移行支援	4	2	0	1	0
地域定着支援	1	1	1	1	1
計	1,001	1,028	1,034	1,084	1,127

⑤ 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようにする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。障害児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つであった児童デイサービスは、「障害児通所支援」の「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」又は「放課後等デイサービ

ス」に移行した。「医療型児童発達支援」は、令和6年度の制度改正により「児童発達支援」に一元化された。

令和2年度から、保育所等に通う児童について、通い先の施設等を訪問して集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法などを指導する「保育所等訪問支援」を開始した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童発達支援	28	49	56	55	53
医療型児童発達支援	1	1	0	0	
放課後デイサービス	126	129	146	157	177
保育所等訪問支援	27	42	58	61	51

#### ⑥ 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
義肢	交付	3	3	5	2	1
	修理	13	9	14	9	12
装具	交付	24	23	16	24	20
	修理	4	4	5	6	8
座位保持装置	交付	6	7	6	1	8
	修理	7	12	6	9	6
立位保持装置	交付	1	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	交付	0	1	4	1	1
	修理	0	0	0	0	0
眼鏡	交付	1	0	3	4	1
	修理	0	0	0	0	0
補聴器	交付	30	39	46	34	43
	修理	23	17	20	18	15
車いす	交付	15	17	11	12	7
	修理	23	15	19	19	25
電動車いす	交付	2	1	1	1	0
	修理	14	9	11	8	4
歩行器	交付	0	5	1	0	0
	修理	0	0	1	0	0
歩行補助つえ	交付	1	1	1	3	1
	修理	0	0	0	0	0

意思伝達装置	交 付	0	1	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
座位保持いす	交 付	2	1	0	0	1
	修 理	0	0	0	1	0
起立保持具	交 付	0	1	0	0	1
	修 理	0	0	0	0	1
頭部保持具	交 付	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
計	交 付	85	100	94	82	84
	修 理	84	66	76	70	71

#### (4) 自立支援医療給付

##### ① 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより身体上の障害を軽減し、又は機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
視覚障害		0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		0	4	0	0	2
音声・言語・咀嚼機能障害		1	1	1	3	4
肢体不自由		11	18	14	14	13
内臓障害	心臓機能障害	46	62	72	72	85
	腎臓機能障害	172	190	206	172	208
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害		4	6	4	7	4
計		234	281	297	268	316

##### ② 育成医療

現に身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がいの程度を軽減し、又は取り除いたりするための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

	R2 年度 受給者	R3 年度 受給者 (新規決定者)	R4 年度 受給者 (新規決定者)	R5 年度 受給者 (新規決定者)	R6 年度 受給者 (新規決定者)
視覚障害	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
聴覚・平衡機能障害	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
音声・言語・咀嚼機能障害	6	5 (1)	5 (4)	4 (1)	2 (2)
肢体不自由	2	4 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (1)

内臓障害	心臓機能障害	1	2 (0)	0 (0)	9 (5)	2 (2)
	腎臓機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小腸機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	肝臓機能障害	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)
免疫機能障害	1	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	
計	12	13 (4)	7 (5)	17 (8)	6 (6)	

③ 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神通院医療	1,372	1,379	1,420	1,429	1,669

(5) 地域生活支援

① 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。米沢市社会福祉協議会は、令和5年度で事業を終了している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
米沢ひまわりの家	19	21	20	20	18
ホープ米沢	11	15	15	12	11
米沢市社会福祉協議会	15	15	13	12	
とまり木	3	5	7	12	12
計	48	56	55	56	41

② 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者（令和6年度 2名）を配置し、障がいの者の利便と福祉の増進を図る。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
医療	171	194	173	115	123
教育保育	5	5	4	3	0
職業	0	1	0	0	1
手続き	92	87	109	21	15
生活	360	409	372	152	237
手話指導	0	3	13	4	28
相談	8	12	8	18	7
その他	9	13	17	14	10
市外者	2	4	8	17	3
緊急	2	1	3	4	0
計	649	729	707	348	424

③ 意思疎通支援者派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手續に事業所等に出かける場合、意思疎通支援者を派遣し円滑な意思疎通を図る（令和6年4月現在 手話通訳12名、要約筆記12名登録。要約筆記はイベントにて実施（5回）。）

手話通訳	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
医療	0	0	1	10	3
教育保育	0	3	1	6	0
職業	0	0	0	0	0
生活	3	7	15	11	0
会議	2	1	0	1	3
行事	1	0	2	14	0
その他	1	7	4	6	8
計	7	18	23	48	14

④ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	20	29	29	28	30
延べ利用者数	202	252	216	220	257
延べ利用時間	1,019	1,217	922	973	1,104

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特殊寝台	2	1	4	1	0
特殊マット	4	1	2	1	0
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	0
体位変換器	2	0	1	0	0
移動用リフト	1	1	2	0	0
訓練いす	1	0	0	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
入浴補助用具	2	4	3	2	0
便器	1	0	1	0	0
頭部保護帽	1	3	0	0	0
T字状・棒状つえ	0	2	2	3	0
移動・移乗支援用具	1	3	1	3	4

特殊便器	1	0	0	0	0
火災警報器	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	1	0
動脈血中酸素飽和度測定器	2	0	0	1	0
透析液加温器	1	0	1	0	0
ネブライザー	4	6	4	0	2
電気式たん吸引器	5	5	7	4	4
酸素ポンベ運搬車	0	0	0	0	0
視覚障がい者用体温計（音声式）	2	0	0	1	0
視覚障がい者用体重計	0	0	0	1	1
視覚障がい者用血圧計（音声式）	1	0	0	1	0
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	0	1	3	1
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	0	2	1	1	1
視覚障がい者用時計	0	3	3	0	2
点字図書	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用通信装置	1	1	2	0	0
聴覚障がい者用受信装置	1	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	1	0	0	1
情報・通信支援用具	0	1	0	1	1
人工喉頭	3	4	1	2	2
ストマ器具 消化器系	1,940	1,890	1,946	1,833	1,800
ストマ器具 泌尿器系	265	257	263	275	290
紙おむつ	24	23	24	24	12
収尿器	0	2	2	1	1
居宅生活動作補助用具	2	2	5	4	1
歩行支援用具	0	1	0	0	0
計	2,268	2,213	2,276	2,163	2,123

⑥ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数			136	150	152	156	153
内 訳	18 歳以上	人数	66	66	66	64	64
		回数	2,141	2,078	2,022	2,517	3,242
	18 歳未満	人数	70	84	86	92	89
		回数	3,466	5,915	5,526	4,961	4,396

(6) 自立に向けた施策

① 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。なお、市単独事業として、世帯全員の市民税額が13万円以下の世帯に対しても支給している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
支給人数	78	82	80	72	86
支給総額	4,082,042	4,236,991	3,803,662	3,760,755	3,519,039

② 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：・身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあっては上肢及び聴覚障がいを除く）

・療育手帳Aの所持者

・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

助成額：タクシー券26枚交付

普通車：500円 特大型：600円の助成/枚

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成対象人数	2,273	2,238	2,182	2,356	2,149
助成券交付人数	747	769	727	667	603
利用枚数	8,721	9,056	8,122	7,618	6,852
助成額	4,356,100	4,529,100	4,066,600	3,818,500	3,447,800

③ 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：・身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあっては上肢及び聴覚障がいを除く）

・療育手帳Aの所持者

・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。

助成額：年間6,000円（消費税込）を上限とする

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
助成人数	166	159	171	190	200
助成額	989,936	952,808	1,025,052	1,138,720	1,198,470

④ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、入浴が困難な環境にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められた者

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数	5	4	4	3	3
利用回数	294	300	342	299	324
事業総額	3,302,208	3,994,200	4,309,200	3,767,400	4,089,240

⑤ 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がい有する方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。（交通費は自家用車のガソリン代含む）

対象者：生計中心者が所得税非課税の世帯

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
利用者数	119	124	118	100	81	
内訳	前期利用者数	57	62	59	53	45
	後期利用者数	62	62	59	47	36

⑥ 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい有する者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（1・2級を除く）を所持し、かつ現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者  
助成金：月額1,600円/人

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数	15	14	16	15	15
利用延べ月数	130	143	156	173	154

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
免許取得助成者数	0	0	0	1	0
自動車改造助成者数	3	0	0	1	1

⑧ 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該身体障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成者数	0	0	3	0	0

⑨ 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
配布者数	7	8	7	5	4

⑩ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成（平成27年度～）。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成者数	3	3	0	1	1

⑪ 障がい者虐待防止支援事業

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。センターの業務は、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動としている。

社会福祉課の業務は、虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者への支援等としている。

相談・通報受付件数		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
身体障がい者	養護者から	身体的	1	1			
		心理的		1	1	1	
		放棄・放任			1		
		性的					
		経済的					
		計	1	2	2	1	
	施設従事者から	身体的				3	
		心理的				2	1
		放棄・放任				1	
		性的					
		経済的					
		計				3	1
	使用者から	身体的					
		心理的					
		放棄・放任					
性的							
経済的							
計							
知的障がい者	養護者から	身体的	1	1	1	2	
		心理的			2	1	
		放棄・放任			1		
		性的					
		経済的			1		
		計	1	1	5	3	
	施設従事者から	身体的		1		3	1
		心理的			1	3	
		放棄・放任				1	
		性的	1				
		経済的					
		計	1	1	1	3	1

	使用者から	身体的					
		心理的			1		
		放棄・放任					
		性的			1		
		経済的					
		計			2		
精神障がい者	養護者から	身体的	2	1	1		2
		心理的	2	3	1	1	
		放棄・放任	2		1	2	
		性的					
		経済的	1	1		1	
		計	7	5	3	2	2
	施設従事者から	身体的		1		1	
		心理的			1	2	1
		放棄・放任					1
		性的					
		経済的				1	
		計		1	1	2	2
	使用者から	身体的					
		心理的					
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計					
相談・通報件数合計			10	10	14	5	8
虐待と判断した件数			4	3	1	1	3

※ 被虐待者の障がい種別について、障がいを重複している場合は各々で計上。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神	男	1	0	1	2	0
	女	0	0	0	0	0
知的	男	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0
計		1	0	1	2	0

イ 報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神	男	0	2	0	0	0
	女	1	1	1	0	2
知的	男	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	1
計		1	3	1	0	5

(7) 各種手当

① 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給。認定基準は、概ね身障手帳1級か2級の一部、療育手帳Aと同等の障がいを持つ方（所得制限あり）。

月額：15,690円 支給月：2月、5月、8月、11月

② 特別障害者手当

心身に最重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給。認定基準は、国民年金法による障がい等級1級程度の障がいを重複して持つ方（所得制限あり。また、施設入所者または3か月入院している場合は除く）。

月額：28,840円 支給月：2月、5月、8月、11月

③ 福祉手当(経過措置分)

20歳以上で、昭和61年3月31日現在、福祉手当の受給者であって、障害基礎年金と特別障害者手当に該当しなかった方に支給している手当（所得制限あり）。

月額：15,690円 支給月：2月、5月、8月、11月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
障害児福祉手当	46	36	28	25	26
特別障害者手当	70	66	61	62	65

④ 特別児童扶養手当（進達事務）

精神又は身体に重度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する父母等に支給（所得制限あり。施設等入所者は除く）。

月額：1 級 55,350 円 2 級 36,860 円 支給月：4 月、8 月、12 月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1 級	58	47	40	43	43
2 級	119	106	97	88	89

⑤ 重度心身障がい児養育手当

市単独事業で、満 3 歳以上、20 歳未満の重度の障がい児を養育している方に支給（所得制限なし。施設入所者除く）。

月額：3,000 円 支給月：1 月、4 月、7 月、10 月

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
受給者数	55	40	35	34	33

(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある方に障害年金を支給。長期加入者や生活に困っている方は掛金が免除。

① 加入要件

ア 心身に障がいがある方を扶養し、山形県内に住所のある方

イ 65 歳未満の方

ウ 加入時、病気や特別な障がいがない方

② 年金・弔慰金の額

ア 加入者が死亡、または高度障がい者となった場合、その月から被加入者に月 2 万円の年金支給

イ 加入 1 年以上で被加入者死亡した場合、弔慰金支給

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

③ 掛金（平成 20 年 4 月以降に加入された方の掛金）

加入時の年齢の区分	掛金月額	加入時の年齢の区分	掛金月額
35 歳未満	9,300 円	50 歳以上～55 歳未満	18,800 円
35 歳以上～40 歳未満	11,400 円	55 歳以上～60 歳未満	20,700 円
40 歳以上～45 歳未満	14,300 円	60 歳以上～65 歳未満	23,300 円
45 歳以上～50 歳未満	17,300 円		

④ 加入等状況

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
加入者	8	8	7	8	7
年金受給者	20	19	18	18	16

(9) 重度心身障がい(児)者医療給付

目的：重度心身障がい(児)者の医療費の負担を軽減し、福祉の向上を図る。

要件：以下のいずれかに該当する方（所得制限あり）

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・特別児童扶養手当1級受給者
- ・公的年金各法の障害年金1級受給者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の所持者
- ・特別障害者手当受給者

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
重度心身障がい (児)者医療	受給者(人)	627	651	639	674	644
	件数(件)	15,688	16,066	15,826	16,782	17,196
	給付額(円)	74,854,365	76,507,790	71,565,242	82,701,364	106,063,552
重度心身障がい (児)者医療 (老人)	受給者(人)	803	801	804	853	795
	件数(件)	21,034	21,526	21,197	22,380	22,599
	給付額(円)	60,315,148	62,288,924	56,266,789	57,464,891	70,678,381

※ 扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引き、事務費を加えたものを給付額とする。

(10) 障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利養護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
参加者数	101	99	80	74	78
内 容	演劇鑑賞 講演会	演劇鑑賞 講演会	講演会	講演会	講演会

(11) 障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する地域の理解を深める。

R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加者数	49		35	66	40
内 容	ボッチャ卓球バレー		ボッチャ	ボッチャ卓球バレー	ボッチャラダーゲッター

(12) 障がい者芸術作品展

障がいのある人、障がいのある人と関わりのある人が、互いの交流を通して感じた感性を表現した独創的な芸術作品の創出や芸術活動への取組みを通じて、障がいのある人の社会参加を促すとともに、様々な作品の観賞を通じ、市民に広く障がいへの理解と啓発の推進を図る（令和元年度から開催）。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
出展作品数	116	92	69	108	85
入場者数	658	526	661	733	678

(13) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

障害者就労施設等からの物品等調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度、本市の物品等調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図る。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
合計金額	2,571,771	2,894,205	3,292,649	4,023,654	4,100,841	
内 訳	物品	1,786,203	2,212,180	2,445,549	3,041,654	2,946,240
	役務	785,568	682,025	847,100	982,000	1,154,601

(14) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が精神保健指定医の診察の結果、医療と保護のために入院の必要があると判断されるものの、本人の同意が得られず、本人の代わりに同意する家族等がない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
同意件数	17	13	16	11	19

(15) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施している。

市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、平成29年度より自主事業として

就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために発達障がい児等支援事業を実施している。

令和3年度からは「児童発達支援センター」として位置づけ、地域の障がい児とその家族への支援の他、施設への助言等を行うなど、地域の中核的な療育施設となった。

- ① 沿革 昭和48年11月 開設
  - 平成4年4月 米沢市社会福祉協議会へ管理委託
  - 平成6年 増改築事業
  - 平成15年 児童デイサービス事業所（支援費制度による）
  - 平成18年4月 米沢市社会福祉協議会を管理者として指定
  - 平成18年4月 児童デイサービス事業所（障害者自立支援法による）
  - 平成24年4月 児童発達支援事業所（児童福祉法による）
  - 令和3年4月 児童発達支援センター
- ② 開設日 月～金、週5回（休・祝日は除く）
- ③ 事業内容 児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）、保育所等訪問支援事業、発達障がい児等支援事業

④ 実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童発達支援事業	16	20	18	20	16
保育所等訪問支援事業	8	11	15	17	16
発達障がい児等支援事業	17	27	27	19	21
ことばの指導訓練教室事業	39	41	39	44	38

(16) 「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に來所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

宿泊利用定員は6人で、利用資格は次のとおり。

- ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
- イ 重症心身障がい児施設にあって療育に従事する職員
- ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
- エ その他、協力会会長が認める者
- オ 協力会運営費（令和6年度実績）

県補助金 296,000円 市補助金 111,000円

施設入所児一人当たり負担金 10,500円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日帰り	31	36	49	30	66
宿泊	167	129	112	207	219
計	198	165	161	237	285

(17) 未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

① 申込状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	24	26	22	17	21

※ R3年度 キャンセル1名含まれる。

② 受診状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数(当該年度申込者)	21(10)	30(16)	23(14)	23(14)	10(6)

(18) ひきこもりサポート事業(NPO法人から・ころセンターへ委託)

多様化するひきこもり問題に対応するために、ひきこもり相談窓口の設置と周知、居場所の設置、訪問支援を実施する(令和2年度から実施)。

① 相談数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	18	29	53	109	90
延べ人数	157	211	157	499	454

② 居場所利用数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	27	31	41	51	73
延べ人数	493	625	730	941	1491

③ 訪問支援

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人数	3	7	14	15	19
延べ人数	18	15	43	77	43

④ 周知啓発

チラシ作成配布、ホームページ掲載(市及び委託事業所)

# IV 児 童 福 祉

## IV 児童福祉

### 1 児童福祉

児童福祉の理念は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ、育てられ、そして生活が保障されることにある。児童福祉行政は、この理念を実現することに目的があり、その充実が高齢化社会において、社会の活力を維持し、より豊かな社会を築くための最も基本的で重要な課題である。

今日の子どもや家庭をとりまく環境は、出生数の低下による子どもの減少、女性就労の増加など女性の社会進出、核家族化の進行に加えて、保護者の子育て観、家族観等の意識の変化、地域社会における連帯意識の希薄化等により大きく変わりつつある。また、今日の児童施設が直面している問題は多岐にわたっている。今後子どものための教育・保育の実態を的確にとらえ様々な子育てニーズに対応できるよう努力していく。

#### (1) 就学前児童の推移

各年4月1日現在

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
就学前児童数(0～6歳未満)	2,950	2,811	2,730	2,541	2,392

#### (2) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況

令和7年4月1日現在

区 分			児童数
特定教育・ 保育施設	① 認可保育所	15 箇所	1,073
	② 認定こども園	7 箇所	800
	③ 小規模保育事業	2 箇所	24
	④ 施設型給付を受ける幼稚園	2 箇所	83
	⑤ 市外委託保育所等(認定こども園含む)	7 箇所	18
上記以外 の施設	⑥ 私学助成を受ける幼稚園	0 箇所	0
	⑦ 認可外保育施設(事業所内保育所含む)	9 箇所	64
計			2,062

※ 特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給を受ける施設として確認した教育・保育施設(認定こども園・認可保育所・幼稚園等)。施設型給付費の支給を受けず、私学助成を受ける幼稚園は含まれない。

(3) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況内訳

① 認可保育所

令和7年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	西部乳児園	50	42	—	—	42
2	プチハウス	50	34	—	—	34
3	みどり乳児園	30	20	—	—	20
4	松ヶ岬保育園	70	28	15	27	70
5	明星保育園	120	48	15	47	110
6	山上保育園	110	46	16	42	104
7	興道東部保育園	100	28	24	39	91
8	興道南部保育園	90	35	17	33	85
9	興道北部保育園	120	55	25	47	127
10	米沢中央保育園	100	41	21	35	97
11	塩井保育園	70	18	16	31	65
12	森の子園保育所	50	21	5	22	48
13	そらいろ保育園	100	39	15	40	94
14	米沢市立緑ヶ丘保育園	60	17	7	23	47
15	米沢市立吾妻保育園	60	14	7	18	39
計		1,180	486	183	404	1,073

※ 他市児童及び市外委託児童は除く。

② 認定こども園

令和7年4月1日現在

	施設名	類型	定員	入所児童数			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	かしのみ幼稚園	幼稚園型	150	37	17	48	102
2	幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	幼保連携型	165	50	36	82	168
3	米沢西部こども園	幼保連携型	182	39	45	83	167
4	米沢こども園	幼保連携型	95	13	18	55	86
5	戸塚山こども園	幼保連携型	105	34	18	46	98
6	米沢中央幼稚園	幼稚園型	120	0	31	70	101
7	興道こども園どんぐり	幼保連携型	80	28	19	31	78
計			897	201	184	415	800

※ 他市児童及び市外委託児童は除く。

## ③ 小規模保育事業

令和7年4月1日現在

	施設名	類型	定員	入所児童数			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	さくら保育園	A型	19	14	—	—	14
2	あゆみ園	A型	12	10	—	—	10
計			31	24	—	—	24

※ 他市児童及び市外委託児童は除く。

## ④ 施設型給付を受ける幼稚園

令和7年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数				
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計	
1	普慈幼稚園	60	—	4	19	23	
2	九里幼稚園	60	—	22	38	60	
計			120	—	26	57	83

## ⑤ 市外委託保育所等（認定こども園・幼稚園含む）

令和7年4月1日現在

	委託先の市町名	入所児童数			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	高島町	6	4	5	15
2	川西町	1	0	2	3
計		7	4	7	18

## ⑥ 私学助成を受ける幼稚園

令和7年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	東部幼稚園（H27年4月～休園）	—	—	—	—	—
計			—	—	—	—

## ⑦ 認可外保育施設

令和7年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
認可外 保育園	1 恵泉愛児園（休所）	—	—	—	—	—
	2 やまびこ園	36	—	2	9	11
	3 おのがわ保育園ドレミ館	30	2	1	4	7
	4 フレンドリーハウス（休所）	—	—	—	—	—
	5 おひさまえん	20	3	1	1	5
	6 青空保育たけの子	16	1	1	1	3
小計		102	6	5	15	26
企業主 導型	7 キッズピーパル	30	22	—	—	22
	8 米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	20	6	—	—	6
	小計		50	28	—	—

事業所内保育所	9	米沢ヤクルト販売(株)夢スタジオ 8960 花沢保育室	14	1	-	-	1
	10	米沢ヤクルト販売(株)夢スタジオ 8960 西大通保育室	14	-	-	-	-
	11	米沢市立病院保育所	50	9	-	-	9
	12	舟山病院院内保育所(休所)	-	-	-	-	-
	13	島貫医院医内保育所(休所)	-	-	-	-	-
	小計			78	10	-	-
計			230	44	5	15	64

(4) 特定教育・保育施設等保育料の米沢市独自軽減事業

多子世帯の支援として、保育料及び副食費の無償化を実施している。

開始年度	対象児童	無償化となる保育料等
平成27年度	小学校3年生までの児童から数えて3番目の児童	・保育料
平成29年度	小学校6年生までの児童から数えて3番目の児童	・保育料
令和元年10月	小学校6年生までの児童から数えて3番目の児童	・保育料 ・副食費(幼児教育・保育の無償化により3歳以上の保育料が無償化されたことに伴い副食費を追加)
令和4年度	生計を一にする最も年長の子どもから数えて3番目の児童	・保育料 ・副食費

(5) 地域子ども子育て支援事業

① 一時預かり事業

概ね1歳から就学前の児童について、家庭での日中の保育が一時的に困難になった場合に保育所で保育を行う。

保護者の就労等の場合(非定型的保育)は週3日、出産や冠婚葬祭等のやむを得ない理由がある場合(緊急保育)は月14日、育児疲れの解消等の場合(私的利用による保育)は週2日の利用が可能である。

	施設名	区分	利用延児童数				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	明星保育園	3歳未満児	327	365	174	369	406
		3歳以上児	0	25	30	1	23
		計	327	390	204	370	429
2	興道北部保育園	3歳未満児	31	128	125	110	57
		3歳以上児	19	26	0	10	0
		計	50	154	125	120	57

3	そらいろ保育園	3歳未満児	12	44	43	休止	休止
		3歳以上児	3	12	0	休止	休止
		計	15	56	43	休止	休止
計		3歳未満児	370	537	342	479	463
		3歳以上児	22	63	30	11	23
		計	392	600	372	490	486

## ② 病児保育事業

### ア 病児対応型

生後6か月から小学3年生までの児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に、当面の症状の急変が認められないと診断された児童を保育所に付設された専門スペースで一時的に保育する。年度ごとの登録制であり、市内2か所の病児保育室を利用することができる。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	登録児童数	190	192	162	170	178
1	興道南部保育園 (りんごのへや)	55	79	73	101	109
2	塩井保育園 (すまいる)	55	160	174	166	93
	計	110	239	247	267	202

### イ 体調不良児対応型

実施保育所に入所している児童を対象に、児童が保育中に微熱を出すなど体調が悪くなった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、医務室等で看護師が保健的な対応を行う。

	施設名	利用延人数				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	西部乳児園	—	—	—	—	142
2	プチハウス	231	359	242	324	254
3	興道親和乳児園 (H30年度末閉園)	—	—	—	—	—
4	みどり乳児園	462	385	239	310	161
5	松ヶ岬保育園	166	195	132	217	183
6	山上保育園	173	—	72	327	420
7	興道東部保育園	77	147	273	280	233
8	興道南部保育園	(※)63	116	126	115	153
9	興道北部保育園	207	242	167	207	183
10	そらいろ保育園	192	272	323	386	343
11	市立吾妻保育園	72	90	35	163	82
12	ひばりが丘幼稚園	17	48	52	18	29

13	興道こども園どんぐり	186	269	262	206	201
14	戸塚山こども園	—	—	19	197	155
計		1,846	2,123	1,942	2,750	2,539

※ 補助金要綱に該当した月の利用延人数。

興道こども園どんぐり（令和元年度 興道西部保育園）は、令和2年度こども園へ移行。

### ③ 子育て短期支援事業

保護者が疾病や仕事等により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設に一時的に入所又は通所を行うことにより、児童を保護する。

		短期入所生活援助事業	夜間養護等事業
概 要		一時的に入所して養育、保護する。	通所し、午後5時から午後9時までの間生活指導、夕食の提供を行う。
対 象 児 童		疾病、出張等で養護できなくなった3歳から小学校修了前の児童	仕事等が恒常的に夜間にわたるひとり親家庭等の小学生
利 用 期 間		30日/年	
費 用 区 分	生活保護世帯等	0円/日	0円/日
	市町村民税非課税世帯	1,840円/日	520円/日
	市町村民税課税世帯のうちひとり親世帯	3,250円/日	640円/日
	その他の世帯	4,650円/日	900円/日
実 績	R4年度	4日	—
	R5年度	18日	—
	R6年度	76日	—

### ④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

市内6か所の保育所等に子育て支援センターを設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。

名 称		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1	くれよん (プチハウス内)	延べ登録児童数	101	125	114	146	143
		延べ利用者数	2,898	3,686	4,027	4,631	2,809
		相談件数	71	110	50	74	153
2	ぴっころ (松ヶ岬保育園内)	延べ登録児童数	106	104	111	100	91
		延べ利用者数	3,577	3,217	3,276	3,169	3,246
		相談件数	145	106	185	141	132
3	ろけっと (そらいろ保育園内)	延べ登録児童数	77	78	66	60	56
		延べ利用者数	2,742	2,314	1,929	1,936	2,169
		相談件数	164	177	104	80	75
4	おひさま (山上保育園内)	延べ登録児童数	80	76	102	90	72
		延べ利用者数	1,072	1,633	2,109	1,764	1,583
		相談件数	9	27	35	39	27

5	つむぎ (西部乳児園内)	延べ登録児童数	51	58	56	79	95
		延べ利用者数	1,523	1,158	1,476	1,993	2,834
		相談件数	54	27	16	88	97
6	なかよし一む (旧窪田児童センター内) ※令和6年4月開所	延べ登録児童数	—	—	—	—	75
		延べ利用者数	—	—	—	—	541
		相談件数	—	—	—	—	9
計		延べ登録児童数	415	441	449	475	532
		延べ利用者数	11,812	12,008	12,817	13,493	13,182
		相談件数	443	447	390	422	493

※ 敬師なかよし一む(敬師児童センター内)は平成28年度末で閉所

⑤ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

地域において子どもの預かりの援助を受けたい者(利用会員)と援助を行いたい者(協力会員)及びその両方を希望する者(両方会員)からなる会員組織が、地域における相互援助活動を行う事業。

米沢市ファミリー・サポート・センターは、平成11年4月1日に設立し、同年8月1日から会員の募集を開始、10月1日から活動を開始した。平成15年度からは、(社福)米沢仏教興道会に運営を委託している。現在はアドバイザー2人を配置し、相互援助活動の連絡・調整や講習会の開催等を行っている。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用会員	496	500	489	502	491
協力会員	101	99	96	103	111
両方会員	25	24	24	21	23
会員数計	622	623	609	626	625
援助活動件数	289	451	277	243	222

⑥ 放課後児童健全育成事業

働く親たちが安心できるように学校や家庭に代わって放課後の児童を預かる事業である。放課後児童健全育成事業として運営するクラブは、各地域に32か所(38支援の単位)ある。

登録児童数一覧

各年4月1日現在

	児童クラブ名	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
1	児童クラブまどか	39	39	34	38	38
2	東部小学校区学童保育施設正和こどもの家1 正和こどもの家2 (※H29年度から2支援の単位となる)	76	74	75	73	63
3	東部小学区学童保育所あっとホーム	26	27	29	27	53
4	東部小学区学童保育所ぐっとホーム	30	38	37	38	31
5	東部小学区学童保育所ほっとホーム	44	47	54	54	56
6	東部小学区学童保育所ひっとホーム	29	29	29	29	29

7	学童保育クラブ米沢西部みどりの家	45	39	39	41	39
8	学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅰ	36	39	38	40	40
9	学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅱ	26	44	41	46	42
10	学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅲ	39	36	36	40	40
11	学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅳ	38	39	39	40	39
12	南部学童保育所 キッズ	44	39	36	38	41
13	南部学童保育所 ジュニア&スター (※R2年度から2支援の単位となる)	80	76	77	82	85
14	南部学童保育所 ビーンズ (※R4年度末で閉所)	37	37	—	—	—
15	南部学童保育所 オレンジ	37	24	34	41	37
16	南部小学区学童保育グレース	27	27	31	36	38
17	北部地区学童保育所 たんぽぽクラブ コスモスクラブ コスモスクラブ第2 (※R4年度から3支援の単位となる)	117	125	103	119	117
18	おぼこ広場「北斗塾」	37	37	37	41	39
19	学童保育所しゃぼん玉クラブ愛宕	24	25	26	21	23
20	愛宕地区学童保育レインボーサウス レインボーノース (※R5年度から2支援の単位となる)	50	65	70	63	65
21	愛宕地区学童保育レインボーなないろ	39	37	32	31	32
22	森の子園第1学童クラブ	35	35	38	32	38
23	森の子園第2学童クラブ	35	32	31	31	36
24	広幡地区学童保育「げんきっ子クラブ」	15	15	13	11	13
25	六郷地区学童保育「のびのびクラブ」	13	13	18	18	20
26	塩井さくらんぼクラブ	34	33	33	32	31
27	学童保育所しゃぼん玉クラブ窪田Ⅰ しゃぼん玉クラブ窪田Ⅱ (※R2年度から2支援の単位となる)	60	65	70	75	83
28	窪田学童クラブ	33	30	30	27	28
29	三沢地区学童保育所 どんぐりクラブ (※R4年度末で閉所)	12	8	—	—	—
30	児童クラブ 太陽の子	18	35	44	47	55
31	米沢市上郷児童センター 学童クラブ (※R4年度末で閉所)	13	13	—	—	—
32	わかたかクラブ	43	47	51	48	48

33	風の子クラブ	37	35	34	39	37
34	風の子クラブ第2	25	23	21	23	20
35	敬師学童クラブ	8	8	10	11	9
計		1,301	1,335	1,290	1,332	1,365

#### (6) 児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している人に児童手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした制度。

令和6年10月より①所得制限の撤廃、②中学校修了前までから高校生年代までへの支給対象者の拡大、③多子加算について第3子以降を3万円とする、④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とするといった抜本的拡充が図られた。

##### ① 支給額（児童1人当たり月額）

（令和6年9月分まで）

3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円
特例給付（所得制限該当者）	5,000円

（令和6年10月分以降）

3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳～高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

##### ② 算定基礎人数（人）

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
被用者（3歳未満）	13,301	12,695	11,974	11,457	7,026
被用者中学校修了前	70,937	69,397	68,100	65,648	41,603
非被用者中学校修了前	11,873	10,688	9,294	8,316	5,316
特例給付	3,555	3,879	2,713	1,938	1,309
被用者（3歳未満）	—	—	—	—	3,445
被用者（3歳以降）	—	—	—	—	28,305
非被用者（3歳未満）	—	—	—	—	356
非被用者（3歳以降）	—	—	—	—	3,424
計	99,666	96,659	92,081	87,359	90,784

※ 区分の被用者（3歳未満）から特例給付までは令和6年9月分までの人数。太枠の被用者（3歳未満）から非被用者（3歳以降）までは令和6年10月分以降の人数。

③ 支給状況（千円）

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
被用者（3歳未満）	199,515	190,425	179,610	171,855	105,390
被用者中学校修了前	743,005	726,120	713,230	688,285	436,075
非被用者中学校修了前	132,475	119,425	104,170	92,795	59,070
特例給付	17,775	19,395	13,565	9,690	6,545
被用者（3歳未満）	—	—	—	—	61,545
被用者（3歳以降）	—	—	—	—	348,490
非被用者（3歳未満）	—	—	—	—	6,360
非被用者（3歳以降）	—	—	—	—	41,980
計	1,092,770	1,055,365	1,010,575	962,625	1,065,455

※ 区分の被用者（3歳未満）から特例給付までは令和6年9月分までの支給状況。太枠の被用者（3歳未満）から非被用者（3歳以降）までは令和6年10月分以降の支給状況。

※ 被用者とは、厚生年金、私学共済団体等に加入している人。非被用者とは、被用者、公務員以外の人。

(7) 医療給付制度

① 子育て支援医療給付<sup>子</sup>

目的：乳幼児等の医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図る。

要件：0歳～高校生等（18歳到達後の最初の3月31日）まで

※ 平成27年度から、中学3年生まで外来受診の給付対象を拡大

平成28年度から、一部負担金を廃止

令和 2年度から、高校生等まで入院・外来共に給付対象を拡大

② ひとり親家庭等医療給付<sup>親</sup>

目的：ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図る。

要件：・18歳以下の児童を養育する配偶者のいない父か母（配偶者に重度の障害がある場合を含む）と18歳以下の児童

・両親のいない18歳以下の児童

・18歳以下の児童を養育しており、配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令が出された父か母と18歳以下の児童

※ 養育者に所得税が課されている場合は非該当

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
子育て支援医療	受給者（人）	11,008	10,666	10,356	9,888	9,560
	件数（件）	129,853	144,710	145,297	162,151	158,177
	給付額（円）	266,728,411	311,465,335	295,523,716	337,851,168	340,757,752
ひとり親家庭等医療	受給者（人）	1,075	1,015	984	939	876
	件数（件）	13,995	13,894	13,724	14,557	14,024
	給付額（円）	40,378,447	39,077,715	36,353,757	41,283,305	39,372,882

計	受給者（人）	12,083	11,681	11,340	10,827	10,436
	件数（件）	143,848	158,604	159,021	176,708	172,201
	給付額（円）	307,106,858	350,543,050	331,877,473	379,134,473	380,130,634

※ 扶助費から高額療養費の戻入額及び医療費返納額を差し引いたものを給付額とする。

### ③ 未熟児養育医療給付制度

出生時体重が2,000グラム以下、もしくは身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、その入院医療にかかる費用を公費で負担する。

ただし、指定された医療機関での治療が対象となり、世帯の市民税所得割額に応じて、費用の一部は自己負担となる。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請件数（件）	6	10	9	11	9
養育医療給付費（円）	1,254,297	3,503,528	2,005,300	3,119,998	3,240,084

### (8) こども家庭センター

「児童福祉法等の一部を改正する法律」において母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置が義務付けられた（努力義務）。「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化し、妊産婦、0歳から18歳未満のこどものいる家庭への切れ目のない支援を行っていくことを目的として、令和6年4月1日に設置した。

当センターでは、主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員、虐待対応専門員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を対応する。その上で、新たに配置された統括支援員が中心となり、両機能が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を行っていく。

#### 家庭児童相談件数（新規受付件数）

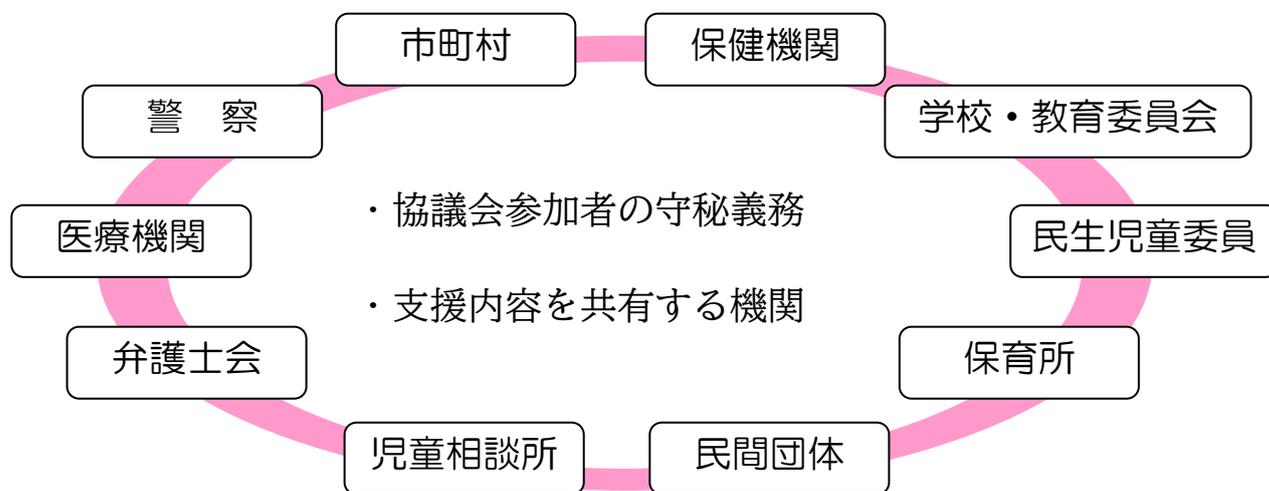
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
養護 相談	児童虐待相談	39	39	31	29	25
	その他の相談	57	40	55	47	33
保健に関する相談		0	0	2	0	0
障がいに関する相談		3	4	3	0	0
非行に関する相談		5	4	0	0	0
育成相談		25	9	18	2	3
その他の相談		41	2	2	0	7
計		170	98	111	78	68

※ 令和2年度までは「その他の相談」に照会や問い合わせ等を含めていたが、令和3年度からはこれらを除いた新規受付件数のみを計上。

(9) 米沢市要保護児童対策地域協議会

関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者の協力により、要保護児童の適切な保護を図るため、平成18年11月1日に設置した。

(児童福祉法第25条の2第1項に規定)



調整機関：米沢市健康福祉部こども家庭課

構成機関

山形地方法務局米沢支局、山形県中央児童相談所、山形県置賜保健所、山形県米沢警察署、山形県置賜地域配偶者暴力相談支援センター、山形県弁護士会、米沢市医師会、児童養護施設米沢市立興望館を管理する指定管理者、米沢人権擁護委員協議会、米沢市民生委員児童委員連合協議会、米沢市小学校長会、米沢市中学校長会、米沢市高等学校長会、山形県立米沢養護学校、米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会、米沢市保育会、米沢市学童保育連絡協議会、米沢市教育委員会教育指導部、米沢市健康福祉部、米沢市長が必要と認める者

(10) 子育て世代活動支援センター

アクティーマイズを改修し、乳幼児から小学校高学年までの幅広い年齢層の子どもたちが、天候に左右されず「遊び」をとおり身体を動かさせ、親世代にとっては子育ての孤立感、孤独感を和らげることができる施設として令和5年10月にオープンした。

屋内遊戯施設くてももの利用者数・利用率（※ 令和5年度は10月から3月までの半年間）

年 度	R5 年度	R6 年度
利用者数(人)	35,136	53,460
平 日	12,362	18,327
休 日	22,774	35,133
住所別利用率(%)		
米沢市内	65.9	55.8
山形県内	26.9	25.8
山形県外	7.2	18.4

年 度	R5 年度	R6 年度
年齢別利用率(%)		
大 人	45.1	45.7
高学年	3.8	4.1
低学年	11.1	13.0
3 歳～6 歳	26.5	24.2
0 歳～2 歳	13.5	13.1

(11) 米沢市立興望館

児童福祉法に基づく児童養護施設で、入所児は3歳以上児で、保護者のいない児童や放任、虐待を受けている児童、父母の家出、離婚や精神障がいによるものと入所理由が多様化している。このようなことから、入所児童には単なる養護だけでなく治療的指導を行うため、従事職員の各種研修会への参加や施設独自の研修会の開催などによって専門性を高め、同時に処遇の向上に努めている。

運営については、平成12年度から社会福祉法人緑成会に委託している。平成18年度からは指定管理者制度を導入し、社会福祉法人緑成会を管理者として指定している。

平成13年度から、子育て短期支援事業の実施施設として利用している。

① 施設の概要

認可年月日	昭和24年6月20日
認可定員	30名
所在地	米沢市太田町4丁目1番153号
建物構造	RC造2階建
敷地	2,811㎡
延床面積	1,009.49㎡ (1階 709.79㎡ 2階 299.70㎡)
付属施設	75.33㎡

② 入所の手続



- ・興望館 ☎ 0238(38)6109 FAX：0238(38)6128
- ・県中央児童相談所 ☎ 023(627)1198
- ・山形県福祉相談センター置賜総合支庁駐在 ☎ 0238(26)6032
- ・子ども電話相談 ☎ 023(642)2340

③ 児童数及び内訳（令和7年4月1日現在）

ア 学年別

	小学校							中学校				高等学校				その他 (就労)	幼児	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計			
男	0	0	0	5	0	1	6	0	3	2	5	1	1	0	2	0	2	15
女	0	1	2	1	1	1	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	8
計	0	1	2	6	1	2	12	0	3	2	5	1	1	1	3	0	3	23

イ 出身地別

	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	小国町	上山市	東根市	合計
男	8	2	1	0	1	3	0	15
女	5	0	0	2	0	0	1	8
計	13	2	1	2	1	3	1	23

ウ 両親の状況

	両親有り	父のみ		母のみ		実父継母	実母継父	養父母死亡	両親なし				
		母生別	母死亡	父生別	父死亡				父母生死別亡	母父生死別亡	行方不明	死亡	
男	4	2	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	5	0	1	2	0	0	0	0	0	0
計	4	2	0	13	0	1	3	0	0	0	0	0	0

エ 入所理由別年度毎入所児童数

入所理由		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭に 問題が ある	両親死亡	0	0	0	0	0
	父親死亡	0	0	0	0	0
	母親死亡	0	0	0	1	0
	両親行方不明	0	0	0	0	0
	父親行方不明	0	0	0	0	0
	母親行方不明	0	0	0	0	0
	両親離婚	0	0	0	0	0
	父母の疾病	7	3	2	2	1
	経済的困窮による養育困難（棄児）	3	2	1	1	1
	父母の長期拘禁	4	3	2	0	0
	父・母の就労	0	0	0	0	0
	身体的虐待（虐待・酷使）	6	4	3	4	4
	ネグレクト（放任・怠惰）	3	8	8	9	9
心理的虐待	0	0	0	4	4	
父母の性格異常・精神障がい	0	2	2	2	2	

	児童問題により監護困難	0	0	0	0	0
本人に 問題が ある	不登校	1	0	0	0	0
	非行	0	1	0	0	0
	その他	2	2	2	1	2
	計	26	25	20	24	23

(12) 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和の取れた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るための制度である。

(13) 『よねざわ子育てハンドブック』の配布

子育てに関する項目を「遊ぶ」、「妊娠・出産・健康」、「集まる」、「預ける」、「就学準備」、「ひとり親家庭・障がい児支援」、「手当・助成・相談」の7項目に分類し、本市の保育サービスや小児科、保育所や認定こども園などの教育・保育施設、児童遊園施設などを紹介する冊子を配布している。母子健康手帳の交付時や転入手続きの際などに配布している。



## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

### 1 母子・父子及び寡婦福祉

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和4年に制定された救護法により行われ、これによると「13歳以下の幼者」を救護の対象に含め、1歳未満の乳児に限って母子一体救護の必要性を認めていた。しかしながら、当時は世界的な経済不況の影響もあって母子心中が続出したため、昭和12年に母子保護法が制定され、13歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、その母子の生活費が支給されることとなった。

戦後、昭和21年には生活保護法が制定され、全国民に対して最低生活が保障されることとなり、戦前の救護法や母子保護法は生活保護法に吸収される形で廃止された。しかし、母子家庭の置かれている事情から一般家庭と同じ一律の保護では母子福祉の徹底を図ることは難しく、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

同法の制定後、母子家庭のための年金制度や児童扶養手当が創設される等、母子福祉施策の関連分野に広がりが見られるようになり、これらの母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に母子福祉法が制定された。母子福祉法は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の内容をおおむね引き継ぐとともに、母子福祉に関する基本法としての体系を整えたものであった。

母子福祉法の対象は20歳未満の子のいる母子家庭であり、子が成人すると対象外となっていたが、子が成人したからといって直ちに自立できる状態にはなっておらず、寡婦についても総合的な福祉施策を法律で規定することが要望されるようになった。昭和56年に母子福祉法が改正され、寡婦についても母子家庭の母に準じて法的保護の対象とするとともに、法律の名称も「母子及び寡婦福祉法」と改正された。

父子家庭への支援については、児童扶養手当が平成22年から支給対象となり、平成26年には母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金が創設される等、父子家庭に対する支援が拡充された。

また、母子・父子家庭は、配偶者のない者と児童が基本的構成要件である。これら母子・父子家庭の福祉の増進を図るため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、関係機関と連携をとりながら相談指導を行っている。

相談内容としては、家庭紛争や児童の養育・結婚、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題、就職、生業、住宅等生活上の問題等がある。

(1) 母子・父子家庭の状況及び相談件数

	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度			
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%		
生活一般	住宅	11(9)	1.3	7(4)	0.9	6(1)	0.8	8	1.0	4(1)	0.6	
	医療・健康	15(1)	1.7	31(6)	3.8	35(5)	4.9	23(3)	2.7	11(2)	1.6	
	家庭紛争	69(60)	7.9	92(84)	11.4	52(41)	7.3	76(69)	9.0	77(60)	11.3	
	就労	19(7)	2.2	28(2)	3.5	14(3)	2.0	14(2)	1.7	20(7)	2.9	
	結婚	0	0.0	0	0	1	0.1	0	0	0	0	
	その他	養育費	7(1)	0.8	2	0.2	4(1)	0.6	5	0.6	0	0
		借金	6(2)	0.7	6(4)	0.7	6	0.8	4	0.5	1	0.1
		その他	9(3)	1.0	9(2)	1.1	20(8)	2.8	22(8)	2.6	6(1)	0.9
	小計	136(83)	15.5	175(102)	21.6	138(59)	19.3	152(82)	18.1	119(71)	17.4	
児童	養育	57(19)	6.5	66(36)	8.2	51(22)	7.1	109(43)	13.0	61(41)	8.9	
	教育	12(9)	1.4	18(9)	2.2	23(4)	3.2	13(2)	1.5	33(8)	4.8	
	非行	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就職	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	2	0.2	0	0	6	0.9	2	0.2	7	1.0	
	小計	72(28)	8.2	84(45)	10.4	80(26)	11.2	124(45)	14.7	101(49)	14.7	
経済的支援・生活援護	母子父子福祉資金	624	71.2	489	60.3	436	60.9	497	59.0	442	64.5	
	寡婦福祉資金	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公的年金	0	0.0	2(2)	0.2	1(1)	0.1	1	0.1	0	0	
	児童扶養手当	10(6)	1.1	12(3)	1.5	9(1)	1.3	6(3)	0.8	3(2)	0.4	
	生活保護	6(5)	0.7	3(1)	0.4	4	0.6	6(3)	0.8	2	0.3	
	税	1(1)	0.1	4(1)	0.5	0	0	0	0	0	0	
	その他	23(4)	2.6	28(2)	3.5	39(4)	5.5	43(13)	5.1	16(5)	2.3	
	小計	664(16)	75.7	538(9)	66.4	489(6)	68.4	553(19)	65.8	463(7)	67.5	
その他	売店設置	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	たばこ販売	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公営住宅	5(4)	0.6	10(6)	1.2	3(1)	0.4	2(2)	0.2	3(1)	0.4	
	母子・父子福祉施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設	0	0.0	3(3)	0.4	5(1)	0.7	10	1.2	0	0	
	小計	5(4)	0.6	13(9)	1.6	8(2)	1.1	12(2)	1.4	3(1)	0.4	
合計	877(131)	100.0	810(165)	100.0	715(93)	100.0	841(148)	100.0	686(128)	100.0		

※ 令和元年度から、母子・父子自立支援員が対応した相談件数を計上している。そのため、母子・父子家庭になる以前からの相談も含まれる。( )内は母子・父子家庭以外の相談対応件数。

(2) 児童扶養手当

離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した年度末・障がいのある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の母又は父に支給される手当。

令和6年11月より制度の拡充が図られ、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられた。（所得制限あり、児童養護施設等入所児童は対象外。）

（令和6年4月以降の支給額）

月額：45,500～10,740円、児童2人目10,750～5,380円加算、3人目以降は6,450～3,230円加算

（令和6年11月以降の支給額）

月額：45,500～10,740円、児童2人目以降は10,750～5,380円加算

（令和7年4月以降の支給額）

月額：46,690～11,010円、児童2人目以降は11,030～5,520円加算

① 支給理由の状況

年度	母子世帯					父子世帯					その他の世帯	合計
	離婚	父の死亡	未婚	父障がい	遺棄	離婚	母の死亡	未婚	母障がい	遺棄		
R2年度	511	2	69	5	2	46	0	0	0	0	13	648
R3年度	495	2	71	3	1	44	0	0	0	0	13	629
R4年度	472	1	71	5	1	39	0	0	0	0	13	602
R5年度	439	2	63	5	1	34	1	0	1	0	13	559
R6年度	415	2	64	5	1	30	1	0	0	0	14	532

※ 該当理由が2つ以上等の場合は、「その他の世帯」に計上。

② 支給状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全部支給(人)	296	275	262	241	248
一部支給(人)	352	354	340	318	284
受給者計(人)	648	629	602	559	532
全部停止(人)	138	140	141	152	132
合計(人)	786	769	743	711	664
支給金額(円)	327,527,810	321,429,890	305,968,930	292,546,410	286,188,240
受給対象児童数(人)	932	901	855	792	747

(3) 母子父子寡婦福祉資金

この制度は、母子、父子及び寡婦の方に対してその経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行うものである。

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
	母子 父子 寡婦	その他				
事業開始	父、母	母子・父子福祉団体	3,580,000円 ※共同で起業する場合は、5,370,000円	1年	7年	無利子
事業継続	父、母	母子・父子福祉団体	1,790,000円	6か月	7年	
修学	父、母子	父母のない児童	別表のとおり	卒業後6か月	10年 専修(一般)は5年	無利子
技能習得	父、母		68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円 ※各種学校等に入学する場合等で、入学時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合は816,000円	終了後1年	10年	無利子
修業	子	父母のない児童	68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円	終了後1年	10年	無利子
就職支度	父、母子	父母のない児童	110,000円(特別340,000円) ※特別貸付は自動車購入の場合	1年	6年	(親)無利子
医療介護	父、母子		医療340,000円(特別480,000円) 介護500,000円	終了後6か月	5年	無利子
生活	父、母		①技能を習得する期間 141,000円/月 ※技能を習得する期間で5年以内	終了後6か月	10年	無利子
			②医療介護を受けている期間 114,000円/月 ※医療介護を受けている1年以内	終了後6か月	5年	無利子
			③失業している期間 114,000円/月 ※当該離職日の翌日から1年以内	満了後6か月	5年	無利子
			④母子父子家庭の母(7年未満) 114,000円/月 ※総額は2,736,000円限度 ※期間は母子家庭となって7年以内 ※養育費取得のための裁判費用は1,368,000円限度	満了後6か月	8年	無利子
			児童扶養手当に準拠した額の範囲内/月 ※貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの期間中、原則3か月の範囲内とし最長1年以内	満了後6か月	10年	無利子

住 宅	父、母		1,500,000円（特別 2,000,000円）			6か月	6(7)年	無利子
転 宅	父、母		260,000円			6か月	3年	無利子
就学支度	父、母 子	父母の ない 児童	学校区分	自宅	自宅外	修学又 は修業 修了後 6か月	10年  修業施 設・専 修（一 般）は 5年	無利子
			小学校	64,300円				
			中学校	81,000円				
			高校・専修 （一般、高 等）	150,000円	160,000円			
			私立高校・ 専修(高等)	410,000円	420,000円			
			国公立大学・ 短大・大学 院・高専・ 専修(専門)	420,000円	430,000円			
			私立大学・ 短大・大学 院・高専・ 専修(専門)	580,000円	590,000円			
			修業施設 （中卒者）	150,000円	160,000円			
			修業施設 （高卒者）	272,000円	282,000円			
結 婚	父、母		330,000円			6か月	5年	無利子

- <注> ・ 貸付を受けるには連帯保証人が必要。
- ・ “据置期間”の特記がない資金については貸付日（期間）から。
  - ・ “償還期間”は、据置期間経過後。
  - ・ 支払期日まで納入されない場合、元利金につき年3.0%の違約金が徴収される。
  - ・ 修学資金は、県高等学校奨学金、(独)日本学生支援機構奨学金などの同種の奨学資金制度による学資資金の貸付を受けている方については貸付対象外（奨学金との差額を限度としての貸付は可）。

別表（令和7年4月1日から適用）

金額単位：円

			1年	2年	3年	4年	5年	
修学資金貸付限度額（月額）	高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
		私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
		私 立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	

修学資金貸付限度額(月額)	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	96,500	96,500			
		私立	自宅通学	93,500	93,500			
			自宅外通学	131,000	131,000			
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大学院 (修士・博士前期課程)		132,000	132,000				
	大学院 (博士後期課程)		183,000	183,000	183,000			
	専修学校 (一般課程)		54,000	54,000				

※ 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通。

※ 扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

金額単位：千円

区分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	高校	0	0	0	0	0	1	1,890	1	1,620
	専修	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高専	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	1	301	0
計	0	0	0	0	0	0	2	2,191	1	1,620

(5) ひとり親家庭雪下ろし助成事業

安心して冬期間の生活を送れるよう、ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子で構成されている世帯や65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯、心身に障がいのある人（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯に対して、令和6年度から住居の屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円まで年3回（一部地域は4回）を上限として助成金を交付している。

	R6 年度
登録者数(人)	10
利用者数(人)	8
助成回数(回)	16
総事業費(円)	156,600



# VI 高 齡 者 福 祉

## VI 高齢者福祉

### 1 高齢者福祉

我が国における人口の高齢化は、極めて急速に進展し、世界でも例を見ない速さで進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025年に高齢化率は29.6%に達し、2033年には31%を超え、2046年には36%を超えると予想されている。本市においては、令和7年4月1日現在、65歳以上の高齢化率は昨年同期を0.4ポイント上回り、33.6%となっている。

それに加え、家族構成及び扶養意識の変化等により、家族での介護能力が低下し、高齢者をとりまく環境は厳しく、さらに生活上のニーズも多種多様化している状況にある。

令和7年度は、「米沢市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」の2年目に当たり、計画に基づき、高齢者一人ひとりができるだけ長い期間健康で自立した生活を送り、また、住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらその人らしい生活を継続できるよう地域包括ケア体制の整備を進めていくとともに、高齢者を「社会の支え手」としてとらえ、その豊かな知識や知恵、能力などを生かし、積極的に社会参画し、地域社会を支える力として活躍できるまちづくりを展開していく必要がある。そのため、関係機関と連携し、シニアクラブの活動促進、シルバー人材センターを通しての就業機会の確保等高齢者の生きがい対策の充実を図るほか、自立した生活を確保するため、各種在宅福祉事業に取り組んでいる。令和4年度からは、保険年金課、健康課、高齢福祉課が連携し、後期高齢者の健康増進・フレイル予防に努める保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいる。

また、認知症等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護することにより、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを図るため、令和4年4月から置賜地域の中核機関として「置賜成年後見センター」を設置している。運営については、置賜3市5町で組織する置賜成年後見センター運営協議会から社会福祉法人米沢市社会福祉協議会へ委託している。

#### (1) 高齢者人口の推移（住民基本台帳人口：各年4月1日現在）

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
総人口	78,446	77,654	76,556	75,189	73,908
60歳以上 65歳未満	5,221	5,236	5,300	5,155	5,105
総人口比 (%)	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9
65歳以上	25,308	25,254	25,040	24,946	24,817
総人口比 (%)	32.3	32.5	32.7	33.2	33.6

#### (2) 5歳階層別高齢者人口（4月1日現在）

年齢	男	女	計
60歳以上 65歳未満	2,553	2,552	5,105
65歳以上 70歳未満	2,481	2,583	5,064
70歳以上 75歳未満	2,762	2,994	5,756

75歳以上 80歳未満	2,420	2,669	5,089
80歳以上 85歳未満	1,569	2,252	3,821
85歳以上 90歳未満	988	1,885	2,873
90歳以上 95歳未満	403	1,173	1,576
95歳以上	101	537	638
計	13,277	16,645	29,922

(3) 高齢者の状況 (各年4月1日現在)

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
単身高齢者	3,110	3,323	3,309	3,293	3,269
高齢者夫婦世帯	3,066	3,277	3,263	3,247	3,223

※ 「単身高齢者」及び「高齢者夫婦世帯」の数値は、平成27年度及び令和2年度に実施された国勢調査を基礎に住民登録上の数値を修正して算出した推計値である。

## 2 社会参加と生きがい対策

### (1) 老人クラブ育成事業

高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブ活動指導員1名を配置し、クラブ活動の充実、発展と高齢者福祉の増進を図り、更に、老人クラブ活動費の助成を行う。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
クラブ数	25	20	20	16	14
会員数(人)	927	646	615	519	440
助成金交付額(円)	717,080	585,840	584,600	488,760	439,600

### (2) 生きがいと創造の事業

高齢者が持つ豊富な経験と知識、趣味や研修で習得した技能を生かし、参加した仲間と共に意欲的に創造活動や生産活動を行うことによって、老後の生きがいをより一層高め、心身の健康と潤いある生活を図ることを目的に昭和56年10月に発足（生きがい事業センターを創設）。昭和58年度から市の単独事業、その後、平成12年度から県の補助事業、平成18年度以降は市単独事業として実施している。

各部会が自主運営で活動しており、市から講師謝礼の一部を支出している。平成4年度からアップリケ部会(平成24年度から手芸部会に名称変更)、平成6年度から水墨画部会、平成7年度から日本画部会が増設された。なお、令和4年度から園芸部会及び手芸部会が、令和6年度から水墨画部会が活動休止となっている。

(各年4月1日現在 単位：人)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
陶芸		14	13	13	13	11
工芸	籐づる	14	15	13	10	11
	木彫	10	9	8	8	7
園芸		27				

手芸	14				
水墨画	9	5	5		
日本画	14	14	10	12	11
計	102	56	49	43	40

### (3) 高齢者いきいきデイサービス

概ね65歳以上の高齢者（介護保険法の要介護認定において非該当(自立)認定または同程度と見込まれる者）が在宅での生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に実施している。

平成28年度から寿山荘コースを廃止し、公民館コースを5施設追加し計10施設で実施。また隔月で温泉施設での入浴サービスを行っていた。

コース名	会場	サービス内容
アクティブ (隔週)	コミュニティセンター 5か所 (中部・愛宕・六郷・三沢・松川) 及びすこやかセンター	・フレイル予防のための活動 ・食事の提供 ・ゲーム等のレクリエーション 等
ゆったり (隔週)	コミュニティセンター 10か所 (中部・東部・西部・南部・北部・ 愛宕・万世・六郷・三沢・松川) 及びすこやかセンター	・フレイル予防及び認知症予防のための活動 ・食事の提供 ・ゲーム等のレクリエーション ・温泉施設（小町の湯）での入浴 等

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アクティブ	開催日数(日)	47	102	108	111	117
	延人数(人)	330	933	1,086	1,329	1,497
ゆったり	開催日数(日)	84	200	229	231	236
	延人数(人)	562	2,713	2,764	2,926	3,140

### (4) 老人体育レクリエーション

高齢者の健康保持と相互の親睦を図り、老後の生活を豊かなものとするため、昭和50年度から実施している。市と市教育委員会、社会福祉協議会及び米沢シニアクラブ連合会が主催となり、年1回開催している。なお、令和7年度から、大会名をシニア体育レクリエーション大会に変更となった。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開催日	※新型コロナ	※新型コロナ	7月2日	※大雨予報の	6月29日
場所	感染症の影響	感染症の影響	市営体育館	ため中止	市営体育館
参加人数(人)	により中止	により中止	282		202

### (5) シルバー人材センター

公益社団法人米沢市シルバー人材センター（昭和55年11月4日発足）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就業等を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上及び活性化を目的とし、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益社団法人である。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
会員数(人)	382	383	371	384	395
契約金(千円)	212,410	212,532	191,313	175,467	155,129

### (6) 高齢者温泉利用福祉事業

老人福祉センター「寿山荘」の廃止に伴い、平成30年度からその代替事業として民間事業者へ委託し、高齢者に対する温泉施設ならではの各種サービスの提供を実施している。

主なサービス内容として、低額での日帰り温泉利用、高齢者団体への憩いの場の提供、いきいきデイサービス事業での利用、障がい者の温泉利用、小町教室（趣味の講座）の開催等がある。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日帰り入浴者数	3,080	3,849	4,440	5,576
団体の利用者数	9	22	30	72
障がい者の入浴者数	6	5	5	6
小町教室等の参加者数	97	182	199	296
合計	3,192	4,058	4,674	5,950

## 3 在宅高齢者サービス

### (1) 愛の一声事業

昭和61年度にスタートした事業で、市内に居住する70歳以上の単身または高齢者のみ世帯に対し、乳酸飲料（ヤクルト）を支給しながらその安否を確認するとともに、日常生活に生きがいと楽しみを与え、在宅福祉の増進を図る目的で実施している。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
支給者数(世帯数)	352	328	392	391	380
事業費(円)	855,514	828,696	849,521	990,926	687,589

### (2) はり、きゅう、マッサージ等助成

高齢者の健康保持と心身の安らぎのために、はり、きゅう、マッサージ等の助成券（10枚）を交付し、施術を受けた場合に、一回につき1,000円の助成を行い、経費負担の軽減と老人福祉の増進を図ることを目的に実施している（昭和55年度から米沢市の単独事業として実施）。令和5年度からは、対象となる年齢を70歳以上に変更している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
交付人数(人)	1,174	1,221	1,136	1,064	1,061
助成額(千円)	5,743	5,738	5,166	4,670	4,317

### (3) あんしん電話事業

概ね65歳以上の高齢者世帯等に対し、緊急時に速やかな救助対応を行えるよう、緊急通報システム機器を貸与。機器を通じて受信センターに通報し、速やかな救援活動を行っている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
設置累計(世帯)	203	199	197	190	185	
受信状況(誤作動含)(件)	150	97	92	112	71	
内 訳	緊急ボタン(件)	94	45	40	50	47
	ペンダント(件)	36	46	46	48	10
	リズムセンサー(件)	20	6	6	14	12
出動状況(回)	18	27	13	21	9	

※ 令和6年度 … 新規設置件数：27台 撤去件数：32台

### (4) 訪問理美容助成事業

寝たきり高齢者や身体の障がい等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である概ね65歳以上で介護保険における要介護度が3・4・5の人や重度身体障がい者(下肢障がい1・2級)等に対し、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、訪問に要する費用の一部を助成している。(申請に基づき1回2,000円の助成券を年4枚交付) ( )は障がい者数で内数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者(人)	56 (7)	56 (10)	62 (8)	60 (7)	57 (7)
利用枚数(枚)	90 (24)	101 (29)	110 (21)	117 (24)	104 (28)

### (5) 高齢者生活支援短期入所事業(ショートステイ)

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、または高齢者を養護している人が疾病その他の理由により養護することが一時的に困難な場合に、当該高齢者を短期間施設に入所させることで、当該高齢者への指導や支援を行う。

- ① 実施施設：成島園、万世園、おいたまの郷、花の里、星の村、サンファミリア米沢、回春堂
- ② 利用期間：1年間で最高14日間
- ③ 利用料金：1日 2,250円

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数(人)	3	7	7	4	7
利用日数(日)	17	74	79	26	45

(6) 紙おむつ支給事業

65歳以上の常時失禁状態にある寝たきり高齢者または認知症高齢者で、世帯全員の市民税額13万円以下の世帯に支給している。

平成12年度から、給付券を使い市内の指定店から購入する給付券方式を採用。介護保険法の要介護3・4・5の認定を受けた人については、市民税非課税世帯の人で月7,000円、市民税課税世帯の人で月5,000円、要介護2以下の認定を受けた人等で一定の要件に該当する人については、市民税非課税世帯の人は月4,000円、市民税課税世帯の人は月3,000円の給付券を支給している。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請者数(人)	1,341	1,373	1,306	1,082	1,029
支給金額(円)	46,231,704	44,218,115	40,152,844	37,301,236	37,378,269

(7) 高齢者等除雪援助員派遣事業

高齢者が冬期間においても支障なく自立した生活が営めるよう、65歳以上の高齢者世帯(18歳到達者までの同居も含む)や障がい者世帯で、世帯全員の市民税課税額が3万円以下の世帯に対して、除雪援助員の派遣を行い生活用通路の確保を実施している。

令和6年度は、豪雪により上限回数を2回増とした。

- ① 内 容：ア 公道から玄関先までの通路の確保  
イ 12月1日から3月31日まで最高10回の派遣(一部地域は12回)
- ② 利用者負担：1回当たり ・手作業の場合 330円(令和5年度から)  
・除雪機使用の場合 850円(令和5年度から)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録者数(人)	454	506	519	438	475
手作業派遣(回)	552	547	321	167	388
除雪機派遣(回)	1,165	1,359	878	441	1,350
総事業費(円)	10,460,850	11,909,250	7,602,450	4,326,600	12,843,540

(8) 高齢者等雪下ろし助成事業

安心して冬期間の生活を送れるよう、65歳以上の高齢者世帯(18歳到達者までの同居も含む)や障がい者世帯で、世帯全員の市民税課税額が3万円以下の世帯に対して、住居の屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円まで年3回(一部地域は4回)を上限として助成金を交付している。令和6年度は豪雪により上限回数を2回増とした。令和5年度から上限額を1回あたり10,000円に変更。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録者数(人)	962	1,097	1,020	771	1,201
助成回数(回)	1,547	1,833	1,199	85	2,374
総事業費(円)	13,796,475	16,310,960	10,630,919	824,710	23,648,545
備考				暖冬のため降雪量が少なかった	豪雪により上限回数を2回増とした

(9) 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）

在宅の概ね65歳以上の高齢者が介護を必要とする状態になることへの予防を目的に、日常生活における軽度な支援（ゴミ出しや灯油入れ等）を行い、地域で生活が維持できるよう生活援助員を派遣している。

利用者負担：1回（30分あたり）45円（R5年度から変更）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者数(人)	90	82	86	95	86
派遣回数(回)	3,599	3,827	3,556	3,930	3,891
総派遣時間(h)	1,829.5	1,932.0	1,783.0	1,965.0	1,936.0

#### 4 寿賀祝品贈呈

(1) 市敬老祝品支給事業

高齢者に対して、敬老の意を表し合わせて敬老思想の高揚を図ることを目的として、寿詞等を贈呈している。平成20年度からは、数え年100歳（長寿）の方に祝金10万円及び寿詞を贈呈し、数え年88歳（米寿）の方には寿詞及び101歳以上の方にはメッセージカード及び記念品を贈呈している。

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
米寿の寿詞	591	540	641	586	629
長寿100歳の祝金 及び寿詞	57	48	50	52	54
数え年101歳以上 メッセージカード 及び記念品	102	108	101	97	96

#### 5 老人福祉施設の入所状況

65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により在宅生活が困難な人について、養護老人ホームへの入所措置を行う。

(1) 入所者の状況

(年度内の入所者実人数。やむを得ない措置者を除く)

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
星の村（米沢市）	61	59	65	65	62
蔵王長寿園（上山市）	4	5	5	7	6
南陽やすらぎ荘(南陽市)	8	7	7	8	6
おいたま荘（長井市）	1	1	1	1	1
山静寿（山形市）	6	7	7	7	7
明鏡荘（朝日町）	1	1	1	1	0
緑光園（福島市）	2	2	1	0	1
松風荘（名取市）	0	0	1	1	1
合計	83	82	88	90	84

(2) 入所者等の異動状況（やむを得ない措置者を除く）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入所者数(人)	9	9	15	14	11
退所者数(人)	5	10	9	12	17
措置金額(千円)	192,178	190,179	208,080	207,477	209,322

## 6 権利擁護事業

### (1) 高齢者虐待の防止

米沢市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携を図り虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の事実確認、養護者への支援を行う。(単位：件)

	内 訳	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
養護者による	通報件数 (H29 は相談含む)	21	27	17	9	8
	虐待件数	4	6	4	3	3
	施設・高齢者住 宅等入所・入居	1	1	3	1	2
	その他の対応	3	5	1	2	1
	見守りのみ	0	0	0	0	0
施設従事者による	通報件数	1	0	2	4	0
	虐待件数	0	0	0	3	0
	従事者指導	0	0	0	3	0
	その他の対応	0	0	0	0	0
	見守りのみ	0	0	0	0	0

### (2) 置賜成年後見センターの運営

置賜3市5町における権利擁護支援体制の中核的な役割を担う「置賜成年後見センター」を令和4年4月1日設置。業務を米沢市社会福祉協議会に委託し、委託料については置賜3市5町で負担している。

- \* 広報及び啓発 置賜成年後見センターリーフレット配布、意思決定支援研修会(3回)、地域住民向け研修会(14回)、3市5町一般対象講演会(1回)
- \* 相談件数 新規相談(85件)、継続相談(189件)  
各市町への出張相談(48回)、専門職による相談対応(1件)
- \* 受任調整会議の開催(9回・14ケース)
- \* その他、各市町の首長申立てに係る支援や各市町担当者情報交換会を実施

## 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することにより、後期高齢者を包括的に支援し、健康寿命の延伸を目指す。

令和6年度は、全市を対象に健康課による状態不明者の実態把握（ハイリスクアプローチ）と高齢福祉課による通いの場等を対象としたフレイルに関する健康教育、健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施した。

### (1) 状態不明者の実態把握（ハイリスクアプローチ）

\*該当者 38人

令和4年度及び令和5年度に医療機関未受診かつ健診未受診かつ介護認定を受けていない人（191名）のうち、令和6年度に76歳及び77歳を迎える人で喫緊のレセプトのない人。

\*後期高齢者質問票を送付 38人

医療リスクあり 10人（1人が血圧高値で受診し、内服開始となる）

介護リスクあり 1人（地域包括支援センターで継続介入となる）

リスクなし 17人

拒否・不在 10人

### (2) 通いの場等3か所を対象としたフレイルに関する健康教育・健康相談（ポピュレーションアプローチ）

	R4年度	R5年度	R6年度
教室開催数（回）	16	18	18
延べ参加者数（人）	172	211	210
個別相談の対象者数（人）	22	6	14
個別相談実施者数（人）	13	4	14



# VII 介 護 保 險 事 業

## Ⅶ 介護保険事業

### 1 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっており、地域住民に身近な行政主体である市町村及び特別区が保険者となる。

令和6年度から第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。特に、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療との連携強化、介護予防の推進、権利擁護の推進を図っていく。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月に施行された。誰にとっても身近な問題となった認知症に対して、新しい認知症観を普及促進し、より地域での理解を深める取り組みを進め、医療を含めた適切なサービス利用や家族支援等、社会資源を活用した支援体制を推進していく。

#### 介護保険制度の変遷

計画期	制度改正内容	介護報酬改定
1期 平成12年	介護保険法施行	
2期 平成15年	介護保険法一部改正	▲2.3% 住宅 +0.1% 施設 △4.0%
3期 平成18年	介護保険法一部改正 ○介護予防の重視 ・新予防給付の創設（介護予防給付） ・地域包括支援センターの創設 ・地域支援事業の創設 ○施設給付の見直し ・食費・居住費が保険対象外 ・低所得者への補足給付（特定入所者介護サービス費等） ○地域密着サービスの創設など	▲2.4% 住宅 △1.0% 施設 △4.0%
4期 平成21年	介護保険法一部改正	+3.0% 住宅 +1.7% 施設 +1.3%
5期 平成24年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアの推進 ・定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスの創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ・介護療養病床の廃止期限猶予（29年度末までの経過措置） ○介護職員によるたんの吸引等の実施可など	+1.2% 住宅 +1.0% 施設 +0.2%
6期 平成27年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの構築 ○新しい総合事業の創設（29年度末までの経過措置）（要支援者の訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行） ○特別養護老人ホーム対象者を介護3以上に重点化 ○一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ ○補足給付の要件に資産等を追加	▲2.27% 住宅 △1.42% 施設 △0.85%
平成28年	介護保険法一部改正 ○地域密着型通所介護の創設	

7期	平成30年	介護保険法一部改正 ○居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲 ○介護報酬の改定及びサービス利用者負担の変更 ○介護保険の財源構成が変更され、財源の半分を担う介護保険料の負担割合が65歳以上の人は23%、40歳から64歳の人は27% ○「介護医療院」の創設 ○2割負担の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割に変更	+0.54%
	令和元年	介護保険法一部改正 ○介護人材の処遇改善 ○消費税の引き上げ(10%)への対応	+2.13%
8期	令和3年	介護保険法一部改正 ○感染症対策への強化 ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止の取組の推進 ○介護人材の確保・介護現場の革新 ○制度の安定性・持続可能性の確保	+0.70% うち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価(R3.9月まで) R3.4~9まで、基本報酬に0.1%上乗せ
	令和4年		○介護職員等ベースアップ等支援加算の創設 +0.5~2.4% R4.10月から、基本報酬にサービス種別の加算率を上乗せ
9期	令和6年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○自立支援・重度化防止に向けた対応 ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○制度の安定性・持続可能性の確保	+1.59%  介護職員の処遇改善分+0.98% その他+0.61%

## 2 被保険者数と認定者数の推移

### (1) 被保険者

第1号被保険者 65歳以上の者

原因を問わず介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができる。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

老化が原因とされる特定疾病(※)により介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができる。

※特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。若年性認知症や末期がんなど16種。

### (2) 要介護・要支援認定

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会(審査会49回開催、審査件数4,324件)で判定を行っている。

① 要介護・要支援認定者数

区 分	第1号被保険者数(A)	認 定 者 数			高齢者に占める認定者比率(B/A) %
		第1号被保険者(65歳以上)(B)	第2号被保険者(40~64歳)	計	
R2年度	25,183	4,579	86	4,665	18.2
R3年度	25,122	4,529	83	4,612	18.0
R4年度	24,910	4,427	83	4,510	17.8
R5年度	24,823	4,363	84	4,447	17.6
R6年度	24,691	4,349	79	4,428	17.6

※ 他市町村住所地特例者及び適用除外施設入所者は除くため、住民基本台帳と一致しない。

② 要介護認定申請

	R4年度	R5年度	R6年度
新規	1,093	1,309	1,366
更新	3,025	2,832	2,702
変更	652	474	451
計	4,770	4,615	4,519

※ 転入継続・職権変更は含まない。

③ 要介護認定調査

	R4年度			R5年度			R6年度		
	市実施	委託	計	市実施	委託	計	市実施	委託	計
新規	1,037	0	1,037	1,248	15	1,263	1,312	1	1,313
更新	1,046	1,888	2,934	1,037	1,751	2,788	1,106	1,533	2,639
変更	569	43	612	400	29	429	426	7	433
計	2,652	1,931	4,583	2,685	1,795	4,480	2,844	1,541	4,385
実施率(%)	57.9	42.1	100.0	59.9	40.1	100.0	64.9	35.1	100.0

※ 更新・変更認定に限り委託も認められているが、要介護認定の適正化を図るため、市実施率を一定に保ち、委託分については調査票点検を実施している

④ 審査判定結果

		計	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4年度	新規	1,249	29	269	145	381	150	84	123	68
	更新	2,946	11	297	276	871	542	337	352	260
	変更	407	0	2	1	21	43	66	161	113
	計	4,602	40	568	422	1,273	735	487	636	441
5年度	新規	1,244	25	297	148	336	171	79	120	68
	更新	2,809	14	302	282	855	515	281	330	230
	変更	422	0	5	5	27	57	82	143	103
	計	4,475	39	604	435	1,218	743	442	593	401
6年度	新規	1,304	38	320	162	355	156	87	112	74
	更新	2,658	15	309	257	771	457	269	344	236

年	変更	420	1	2	8	21	61	78	130	119
度	計	4,382	54	631	427	1,147	674	434	586	429

※ 転入継続・職権変更は含まない。

### ⑤ 要介護度別認定者数

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号 被保険者	R2年度	461	340	1,041	907	592	691	547	4,579
	R3年度	481	358	1,036	894	591	672	497	4,529
	R4年度	507	372	1,066	839	550	667	426	4,427
	R5年度	585	396	1,026	821	492	634	409	4,363
	R6年度	637	427	987	792	488	622	396	4,349
第2号 被保険者	R2年度	8	8	22	17	17	10	4	86
	R3年度	10	11	18	20	9	11	4	83
	R4年度	8	13	21	20	6	11	4	83
	R5年度	9	15	19	18	7	8	8	84
	R6年度	12	16	20	13	11	3	4	79
計	R2年度	469	348	1,063	924	609	701	551	4,665
	R3年度	491	369	1,054	914	600	683	501	4,612
	R4年度	515	385	1,087	859	556	678	430	4,510
	R5年度	594	411	1,045	839	499	642	417	4,447
	R6年度	649	443	1,007	805	499	625	400	4,428

## 3 保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて1か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1～5の人は介護サービスを利用することになる。

### 【居宅サービスの支給限度基準額（月額）】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額	50,320	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170

※1 利用者負担は、支給限度基準額の範囲以内で実際にかかる費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）となる。

⇒2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。（3割負担になる人を除く。）

⇒3割負担になるのは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。

\*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶

養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

※2 次のサービスについては、支給限度基準額が適用されない。

- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 受給者数の推移（延人数）

区 分	受給者数（人） ※[ ]内前年からの伸び率（%）				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
居宅介護（支援）サービス	31,131 [1.0]	32,795 [5.3]	31,226 [△4.8]	29,427 [△5.8]	28,553 [△3.0]
地域密着型サービス	8,637 [3.4]	9,133 [5.7]	8,773 [△4.0]	8,885 [1.3]	8,767 [△1.3]
施設介護サービス	10,692 [1.0]	10,684 [△0.1]	10,500 [△1.8]	10,285 [△2.0]	10,717 [4.2]
計	50,460 [1.4]	52,612 [4.3]	50,499 [△4.1]	48,597 [△3.8]	48,037 [△1.2]

(2) 保険給付の状況

区 分	給付額（円） ※[ ]内前年からの伸び率（%）				
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
居宅介護（支 援）サービス	3,072,147,102 [△1.6]	3,111,250,923 [1.3]	2,965,504,713 [△4.7]	2,830,511,440 [△4.6]	2,645,836,453 [△6.5]
訪問サービス	809,165,716 [2.8]	824,072,701 [1.8]	814,591,091 [△0.2]	776,321,729 [△4.7]	748,397,487 [△3.6]
訪問介護	555,536,246 [2.9]	548,575,487 [△1.3]	549,960,065 [0.3]	506,637,555 [△7.9]	479,215,781 [△5.4]
訪問入浴 介護	48,388,863 [9.4]	53,938,217 [11.5]	50,510,799 [△0.4]	48,922,572 [△3.1]	40,286,588 [△17.7]
訪問看護	146,539,515 [△4.9]	144,425,185 [△1.4]	132,907,855 [△7.9]	134,979,867 [1.3]	138,146,131 [2.3]
訪問リハビリ テーション	27,011,746 [80.8]	40,213,564 [48.9]	44,143,920 [8.9]	47,373,119 [7.3]	53,671,940 [13.3]
居宅療養 管理指導	31,689,346 [△7.3]	36,920,248 [16.5]	37,068,452 [0.4]	38,408,616 [3.6]	37,077,047 [△3.5]
通所サービス	1,095,963,929 [△3.1]	1,127,456,470 [2.9]	1,038,222,289 [△7.9]	1,000,950,982 [△3.6]	946,305,563 [△5.5]

通所介護	1,007,726,551 [△2.4]	1,042,816,998 [3.5]	956,457,973 [△8.2]	914,030,215 [△4.4]	862,269,007 [△5.7]
通所リハビリテーション	88,237,378 [△10.8]	84,639,472 [△4.1]	81,764,316 [△3.3]	86,920,767 [6.3]	84,036,556 [△3.3]
短期入所サービス	314,741,894 [△7.1]	288,004,002 [△8.5]	269,741,854 [△6.3]	250,558,726 [△7.1]	214,088,117 [△14.6]
短期入所生活介護	295,115,258 [△6.9]	271,162,000 [△8.1]	254,438,977 [△6.1]	235,093,763 [△7.6]	200,969,122 [△14.5]
短期入所療養介護	19,626,636 [△9.8]	16,842,002 [△14.2]	15,302,877 [△9.1]	15,464,963 [1.1]	13,118,995 [△15.2]
福祉用具・住宅改修サービス	256,480,420 [4.3]	270,471,392 [5.5]	259,479,590 [△4.1]	260,400,603 [0.4]	253,756,629 [△2.6]
福祉用具貸与	230,143,940 [4.6]	245,864,915 [6.8]	237,948,677 [△3.2]	235,275,143 [△1.1]	228,535,985 [△2.9]
福祉用具購入	9,253,414 [14.2]	8,726,471 [△5.7]	7,786,718 [△10.7]	8,401,661 [7.9]	9,897,936 [17.8]
住宅改修費	17,083,066 [△4.5]	15,880,006 [△7.0]	13,744,195 [△13.4]	16,723,799 [21.7]	15,322,708 [△8.4]
特定施設入居者生活介護	245,304,438 [△7.5]	240,538,944 [△1.9]	231,976,444 [△3.6]	214,756,402 [△7.4]	171,630,754 [△20.1]
居宅介護（介護予防）支援	350,490,705 [△1.2]	360,707,414 [2.9]	351,493,445 [△2.6]	327,522,998 [△6.8]	311,657,903 [△4.8]
地域密着型サービス	1,547,261,719 [8.4]	1,701,399,267 [10.0]	1,624,260,318 [△4.6]	1,669,645,875 [2.8]	1,677,550,067 [0.5]
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	59,375,423 [30.8]	105,008,683 [76.9]	93,789,596 [△10.7]	103,001,662 [9.8]	101,477,317 [△1.5]
地域密着型通所介護	163,590,133 [△3.2]	175,689,723 [7.4]	167,402,379 [△4.7]	168,482,414 [0.6]	161,930,679 [△3.9]
認知症対応型通所介護	149,019 [△91.1]	0 [皆減]	0	458,685 [－]	454,590 [△0.9]
小規模多機能型居宅介護	589,402,075 [15.4]	649,752,498 [10.2]	621,647,353 [△4.7]	616,468,628 [△0.8]	583,888,754 [△5.3]
認知症対応型共同生活介護	654,099,804 [2.5]	661,754,391 [1.2]	635,547,185 [△4.0]	626,978,623 [△1.3]	637,932,966 [1.7]
看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	80,645,265 [29.9]	109,193,972 [35.4]	105,873,805 [△3.0]	120,608,499 [13.9]	126,650,828 [5.0]
介護老人福祉施設	－	－	－	33,647,364 [－]	65,214,933 [93.8]
施設介護サービス	2,847,562,007	2,870,600,427	2,792,622,869	2,774,395,027	2,966,134,599

		[2.3]	[0.8]	[△2.8]	[△0.7]	[6.9]
介護老人 福祉施設	1,373,501,830	1,388,794,349	1,376,432,787	1,358,310,384	1,374,161,695	
	[0.7]	[1.1]	[△0.9]	[△1.3]	[1.2]	
介護老人 保健施設	1,399,200,973	1,410,947,379	1,354,252,223	1,365,161,673	1,368,166,109	
	[2.0]	[0.8]	[△0.4]	[0.8]	[0.2]	
介護療養型医 療施設・介護 医療院	74,859,204	70,858,699	61,937,859	50,922,970	223,806,795	
	[59.3]	[△5.3]	[△12.6]	[△17.8]	[339.5]	
その他	446,445,890	412,732,982	385,348,932	384,257,054	390,449,055	
	[1.6]	[△7.6]	[△6.7]	[△0.3]	[1.6]	
高額介護サー ビス費	148,429,037	156,978,642	155,036,204	157,791,696	165,641,978	
	[8.0]	[5.8]	[△1.2]	[1.8]	[5.0]	
高額医療合算 介護サービス費	20,059,684	19,732,215	24,455,762	23,688,245	23,061,812	
	[1.6]	[△1.6]	[23.9]	[△3.1]	[△2.6]	
特定入所者介護 サービス等費	270,317,005	228,132,627	198,147,371	195,341,455	194,488,196	
	[△1.5]	[△15.6]	[△13.1]	[△1.4]	[△0.4]	
審査支払手数料	7,640,164	7,889,498	7,709,595	7,435,658	7,257,069	
	[△3.7]	[3.3]	[△2.3]	[△3.6]	[△2.4]	
合計（特別会計 決算額）	7,913,416,718	8,095,983,599	7,767,736,832	7,658,809,396	7,679,970,174	
	[1.8]	[2.3]	[△4.1]	[△1.4]	[0.3]	

※ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

#### 4 地域支援事業

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくりなど）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）、④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

主な事業内容		
介護予防・日常生活 支援総合事業	【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

包括的支援事業	【地域包括支援センターの運営】	
	総合相談支援業務	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。
	権利擁護業務	専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等の発生予防、状態の改善・維持、悪化の遅延を図り、自立した日常生活及び生活の質の向上を支援する。
	【社会保障充実分】	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	地域ケア会議推進事業	個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組み、地域を包括的に支援する。
任意事業	介護給付費等適正化事業、家族介護者交流支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業、家族介護者支援事業	

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場の充実・継続的拡大を図るとともに、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を行い、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するための事業を実施した。

ア 介護予防把握事業

◆高齢者見守り支援事業

認知症など心身機能の低下した高齢者を早期発見するとともに、孤独感を緩和し安心した生活の継続を支援するため、見守り訪問員を配置（米沢市社会福祉協議会）。

週1回程度、介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問員数(人)	6	6	6	6	8
登録者数(人)	131	144	144	160	153

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的知識の普及啓発に効果があると認められる事業を実施した。

◆元気アップ教室（平成27年度～）

運動、栄養、口腔、認知症等の介護予防に関する知識の習得、活動等を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業所数	12	24	25	28	28
開催回数	42	98	121	140	140
参加者数	508	1,148	1,652	2,109	2,520

◆脳はつらつ教室（平成29年度～）

認知機能を刺激する体操等、認知症予防に資するプログラムを実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	24	36	36	36	36
参加者数	294	503	563	598	582

◆水中足腰しっかり教室（平成30年度～）

プールでの水中運動等を組み合わせた転倒予防を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	24	24	24	24	24
参加者数	217	217	240	370	341

◆体はつらつ教室（令和元年度～）

専門職による体操指導のほか、栄養・口腔についてのフレイル予防を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業所数	2	2	2	2	2
開催回数	71	72	72	72	72
参加者数	582	527	864	1,140	1,152

◆介護予防事業の周知

65歳到達者に対する介護保険被保険者証の送付時に各種教室等のチラシを同封

◆介護予防普及啓発活動

平成29年10月より健康長寿を目指し、本市独自に毎月15日、健康福祉部職員が啓発用Tシャツを着用し業務遂行

◆「米沢はっぴい体操」の普及（平成29年度～）

平成30年3月、本市オリジナル介護予防体操「米沢はっぴい体操」DVDを作成。以降、体験会の開催・各医療機関へのチラシ配布実施

ウ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げおよび継続的活動の支援を実施した。

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）立ち上げ支援（平成26年度～）

米沢はっぴい体操・いきいき100歳体操に取り組む地域活動組織の育成を行った。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新規設置数 〔合計設置数〕	5 〔30〕	1 〔31〕	4 〔33〕	6 〔39〕	2 〔40〕
参加者数 〔合計人数〕	76 〔444〕	59 〔503〕	42 〔491〕	74 〔567〕	31 〔590〕

- ◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）活動継続支援（平成26年度～）  
体力測定や運動指導等、実施状況の把握および実地指導を行った。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施回数	110	69	112	99	58
参加者数	1,288	927	1,334	1,151	864

- ◆介護予防推進員への活動支援（平成27年度～）  
介護予防に関するボランティアの人材育成のための学習会を開催した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
推進員数	7	7	7	21	21
実施回数	8	9	10	18	10

〔介護予防推進員による地域活動内容〕

地域住民に対する運動指導等、通いの場等の交流会や認知症普及啓発月間における活動支援等

エ 地域リハビリテーション活動支援事業（平成29年度～）

通いの場等に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取組に対する技術的指導を実施した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
派遣団体数	6	8	11	11	16
派遣回数	13	17	25	21	29

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態となることの予防・状態軽減・悪化防止および日常生活の支援を行うことにより、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護サービス事業所の専門的なサービスに加え多様なサービスの充実による地域の支え合い体制づくりを推進するための事業を実施した。

ア 通所型・訪問型介護予防事業

高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を内容とした、リハビリテーション専門職等による3～6か月の短期集中型サービスを提供した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
通所型参加者数	5	4	8	8	5
訪問型参加者数	2	0	0	4	1

イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業・介護予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行うよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

◆ケアプラン作成数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
作成件数	3,996	4,116	4,196	4,582	4,581

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営（平成18年度～）

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

令和元年10月より一部地区割を再編し地域型センターを中地区に増設、直営型センターをセンター間の総合調整や後方支援を行う基幹型センターへ変更した。

地域型	地区名	名 称	運営法人
	東地区	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人敬友会
	西地区	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
	南地区		
	北地区	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人緑成会
	中地区	サンファミリア米沢地域包括支援センター	社会福祉法人米沢弘和会
基幹型	米沢市地域包括支援センター	米沢市	

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を実施した。

◆総合相談件数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	9,791	10,265	10,370	11,550	10,799

◆高齢運転者の生活支援等に係る警察署との連携対応（平成29年度～）

平成29年12月より、警察署へ相談に訪れた高齢運転者が運転免許返納後の生活支援等に関して地域包括支援センターによる支援を希望した場合、運転免許返納者の情報を共有、相談や情報提供等の必要な支援を実施した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	5	1	0	0	0

イ 権利擁護業務

関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施した。

◆権利擁護に関する相談

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	250	257	283	360	379

◆高齢者虐待に関する相談

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	285	253	209	151	111

◆消費者見守りサポーター養成講座（平成27年度～）

消費者被害を早期発見し、相談窓口への通報など見守り活動を行う消費者見守りサポーター及びサポーター養成講座の講師となる消費者見守りメイトを養成した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
養成講座開催数	11	13	14	22	23
養成人数 〔合計人数〕	84 〔2,269〕	86 〔2,355〕	80 〔2,435〕	133 〔2,568〕	231 〔2,799〕
講師養成開催数	0	1	1	1	1
講師養成人数 〔合計人数〕	0 〔89〕	20 〔109〕	20 〔129〕	10 〔139〕	11 〔150〕

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめとする多職種相互の協働による包括的かつ継続的な地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を実施した。

◆介護支援専門員に対する個別支援

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	234	307	296	321	331

◆支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	128	179	115	132	147

◆ケアプラン作成指導等

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	292	269	231	257	379

◆質の向上のための研修

◎介護支援専門員連絡協議会研修会

介護支援専門員で組織する米沢市介護支援専門員連絡協議会が資質向上・自己研鑽を目的として、地域包括支援センターとの協働により開催。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数	1	1	2	1	1

◎地域包括支援センター担当地区別研修会

地域包括支援センターが担当地区内の介護支援専門員に対する支援として開催。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数	4	9	9	8	9

◎ケアマネジメント向上研修会（平成30年度～）

介護支援専門員の資質向上のため必要に応じて開催。（令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数	0	0	0	2	0

◆新規ケアプラン確認指導（平成30年度～）

新規作成されたケアプランについて記載要領等を参考に内容を確認、助言等を記載した確認票により介護支援専門員への指導等を実施。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
確認件数	354	250	250	214	166

エ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者に対し、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを実施した。

◆予防給付ケアプラン作成数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
作成件数	2,401	2,968	3,024	3,237	3,749

② 在宅医療・介護連携支援事業（平成29年度～）

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、在宅医療・介護連携支援センターを令和4年度までは米沢市立病院に委託し、令和5年度からは市に設置し、調査や研修会・講演会等、必要な業務を実施した。

◆講演会

	内 容
R2 年度	住み慣れた地域で生きて逝くために元気なうちから考えてみませんか（おいたまの郷地域包括支援センター主催「家族介護者の集い」にて寸劇）
R3 年度	映画「ピア～まちをつなぐもの～最期の願いは僕たちが支える」（オンライン上映会）
R4 年度	住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために元気なうちから考えてみませんか ～おしょうしなノートを使ってみよう～
R5 年度	映画「オレンジランプ」 もしもにそなえる「終活」なるほど教室
R6 年度	はじめて学ぶ在宅医療 もしもにそなえる「終活」なるほど教室

◆発行

	名 称
R2 年度	おしょうしなノート【米沢版エンディングノート】
	医療と介護のパンフレット
R3 年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット
R4 年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット おしょうしなノート【米沢版エンディングノート】
R5 年度	在宅医療処置一覧 おしょうしなノート【米沢版エンディングノート】

R6 年度	在宅医療処置一覧 おしょうしなノート【米沢版エンディングノート】
-------	-------------------------------------

③ 生活支援体制整備事業（平成30年度～）

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーター（米沢市社会福祉協議会：5名）を配置し、社会資源・住民主体の活動の把握等を実施した。

◆生活支援コーディネーター訪問活動数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
訪問回数	353	865	551	555	397

◆講演会

	名 称
R3 年度	米沢版地域のお宝発表会
R4 年度	米沢版地域のお宝発表会
R5 年度	米沢版地域のお宝発表会
R6 年度	米沢版地域のお宝発表会

◆発行

	名 称
R2 年度	通いの場事例集、生活お助けガイドブック
R3 年度	生活お助けガイドブック
R4 年度	生活お助けガイドブック
R5 年度	生活お助けガイドブック
R6 年度	生活お助けガイドブック

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及びサポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成した。

◆認知症サポーター養成講座（平成21年度～）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
養成講座開催数	23	29	42	55	55
養成人数 〔合計人数〕	334 〔7,818〕	267 〔8,085〕	412 〔8,497〕	609 〔9,106〕	552 〔9,658〕
講師養成開催数 (県主催)	1	1	1	1	1
講師養成人数 〔合計人数〕	10 〔169〕	1 〔170〕	8 〔178〕	6 〔184〕	7 〔191〕

イ 徘徊高齢者等支援事業（平成27年度～）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録（事前登録制度「かえっぺ」）を行い、警察署との情報共有・早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規登録者数	25	26	32	27	23
登録者総数	170	196	228	255	278

ウ 認知症初期集中支援推進事業（平成27年度～）

平成27年10月より、認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための医師をはじめとした専門職による支援チームを米沢こころの病院に設置し、地域包括支援センターからの相談対応や助言・指導のほか個別事例対応等、必要な支援を実施した。

エ 認知症地域支援推進員設置事業（平成26年度～）

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を地域包括支援センター（直営型：3名、委託型：6名）に配置し、必要な支援を実施した。

⑤ 地域ケア会議推進事業（平成28年度～）

平成28年12月より、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした個別事例検討（自立支援型地域ケア会議）を開催し、介護支援専門員の資質向上や地域課題の把握等を実施した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開催回数	17	20	24	24	24
検討事例数	35	48	62	68	47

(3) 任意事業

① 介護給付費等適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施。平成30年度から認定調査の個人委託を実施している。

	R4年度	R5年度	R6年度
認定調査保険者実施率 （個人委託含む）	57.9% (57.9%)	59.9% (61.3%)	64.9% (64.9%)
ケアプラン点検事業における面接での点検件数	32件	38件	44件
住宅改修アドバイザー事業利用件数	6件	5件	3件

② 家族介護者交流支援事業

在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に解放し、相互交流を図る機会を提供する。対象者は、要介護3～5の人、又は認知症高齢者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びM）を現に在宅で介護している人。

※ 平成15年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会があるが、令和4年度からは日帰り交流会のみ開催。近年、参加者の減少が続いたため、慰労を目的とした本事業については、令和6年度で廃止。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
宿泊交流者数(人)	※新型コロナ 感染症の影響 により中止	※新型コロナ 感染症の影響 により中止			
宿泊交流先					
日帰交流者数(人)			15	11	7
日帰交流先			白布・小野川	小野川・上山	米沢・白鷹
総事業費(円)			231,445	138,765	93,880

※ 令和2～3年度については、代替事業として事業案内の送付対象者にパンフレットを送付し、在宅介護に関する知識の普及及び啓発を図った。

### ③ 成年後見制度利用支援事業

#### ア 市長申立て、親族申立て助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、老人福祉法に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、必要に応じて、親族申立ての際の助言等も行っている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市長申立て (件)	6	3	6	7	6
親族申立ての助言・指導 (件)	0	0	0	1	0
合 計	6	3	6	8	6

#### イ 申立て費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護及び利用促進の観点から、所得の低い人に対して制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部（又は一部）を助成するもの。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
申立て費用助成件数	6	3	6	7	6
成年後見等報酬助成件数	3	3	0	3	5
合 計	9	6	6	10	11

(※申立て費用助成件数は、③-アの表の市長申立て件数と同件数)

### ④ 福祉用具・住宅改修支援事業

介護事業者が高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談に対し助言を行うとともに、住宅改修費支給申請に係る理由書の作成を支援するため、介護事業者に作成経費の助成を行うもの。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成件数	16	11	10	17	10

### ⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業所を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護相談員を配置し、訪問活動のほか意見交換会等を実施した。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談員数	7	6	5	5	5
訪問回数	0	1	27	188	213

⑥ シルバーハウジング生活援助員派遣等事業

市営住宅塩井町団地に入居する高齢者等の世帯が、地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置し、生活援助員が安否の確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行った。

入居世帯数：24世帯（令和5年度：24世帯）

⑦ 家族介護者支援事業（令和6年度～）

介護技術や介護者の健康づくり、要介護状態にならないための予防方法などについて学び、介護者の介護の不安や悩みの軽減を図るため、家族介護教室を開催した。

	R6年度
開催回数	2
参加者数	22

## 5 低所得者対策

### （1）高額介護サービス費

世帯の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の1か月分の合計額が次の金額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
課税所得 690 万円以上 (※)	世帯：140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 (※)	世帯：93,000 円
住民税課税～課税所得 380 万円未満	世帯：44,400 円
住民税世帯非課税等	世帯：24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下</li> <li>●老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人：15,000 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護の受給者</li> <li>●利用負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	個人：15,000 円 世帯：15,000 円

※ 介護サービス利用者または同一世帯に課税所得 380 万円以上の 65 歳以上の人がいる場合が対象となる。

### （2）高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。（医療保険の窓口申請）

### （3）特定入所者介護サービス費

低所得の要介護者が施設サービス（介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設）や短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給される。低所得の要支援者の短期入所サービス（食費・滞在費）については特定入所者介護予防サービス費が支給される。

### （4）介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成14年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

- ① 対象サービス（介護予防を含む。ただし、訪問介護と通所介護の介護予防は除く。）  
 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対 象 者		助成内容
介護保険料 賦課段階第1段階	市民税世帯非課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者(生活保護受給者を除く)	利用者負担額の1/2
	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	利用者負担額の1/3
介護保険料 賦課段階第2段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	

※「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数(件)	786	713	600	655	683
助成額(円)	2,896,447	2,487,102	2,056,163	2,337,836	2,454,058

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

## 6 財政状況

要介護者の減少により介護給付費の減額と、要支援者の増加により地域支援事業費の増額となっている。

(1) 歳入

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保険料	1,658,494	1,766,396	1,749,475	1,753,668	1,778,936
国庫支出金	2,164,016	2,234,855	2,177,469	2,171,931	2,121,744
支払基金交付金	2,202,373	2,248,909	2,202,906	2,196,391	2,159,845
県支出金	1,204,399	1,231,078	1,182,673	1,169,524	1,188,266
一般会計繰入金	1,301,130	1,335,767	1,276,607	1,270,094	1,274,276
基金繰入金	144,287	99,849	166,644	203,867	70,007
その他	103,123	256,685	277,204	405,459	412,058
計	8,777,822	9,173,539	9,032,978	9,170,934	9,005,132

## (2) 歳出

(単位：千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
総務費	201,480	181,495	174,313	176,951	180,958
保険給付費	7,913,417	8,095,984	7,767,737	7,658,809	7,679,970
地域支援事業費	301,104	337,895	341,429	370,828	393,910
基金積立金	57,112	156,778	232,743	376,754	191,162
諸支出金	52,615	130,054	111,728	176,492	255,243
計	8,525,728	8,902,206	8,627,950	8,759,834	8,701,243

## 7 介護保険給付基金

(単位：円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
年度当初残高	579,740,699	492,565,568	549,494,760	615,593,509	788,480,629
積立額	57,111,869	156,778,192	232,742,749	376,754,120	191,161,636
取崩額	144,287,000	99,849,000	166,644,000	203,867,000	70,007,000
年度末残高	492,565,568	549,494,760	615,593,509	788,480,629	909,635,265

## 8 介護保険料

第1号被保険者の保険料は市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成27年度から11段階、令和6年度から13段階を採用した保険料負担段階を設定している。また、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

## (1) 第8期計画期間の保険料段階

段階	対象者		保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額(※1) + 課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.50 ×0.30	36,600円 21,900円
第2		合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額×0.75 ×0.50	54,900円 36,600円
第3		第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.75 ×0.70	54,900円 51,200円
第4	非市民税 課税者	合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.90	65,800円
第5		第4段階以外の者	基準額×1.00	73,200円
第6	市民税課税者	合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	87,800円
第7		合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	95,100円
第8		合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.50	109,800円
第9		合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額×1.70	124,400円
第10		合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.85	135,400円
第11		合計所得金額が600万円以上	基準額×2.00	146,400円

(2) 第9期計画期間の保険料段階（令和6年度から）

段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額（※1）＋課税年金収入額が80万 円以下の者	基準額×0.455 ×0.285	33,300円 <u>20,800円</u>
第2		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超 えて120万円以下の者	基準額×0.685 ×0.485	50,100円 <u>35,500円</u>
第3		第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.69 ×0.685	50,500円 <u>50,100円</u>
第4	市民税 非課税者	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下 の者	基準額×0.90	65,800円
第5		第4段階以外の者	基準額×1.00	73,200円
第6	市民税課税者	合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	87,800円
第7		合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	95,100円
第8		合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	109,800円
第9		合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	124,400円
第10		合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	139,000円
第11		合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	153,700円
第12		合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	168,300円
第13		合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	175,600円

表中の下線部分：軽減後の保険料額です。

※1 合計所得金額「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額（年金収入に係る所得額の控除は第1、2、4段階のみ）

(3) 段階別保険料額・被保険者数の推移

段階	年間の保険料額（円）					年度末現在被保険者数（人） [ ]内構成比（%）				
	第7期	第8期			第9期	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度					
第1	20,700	21,900	21,900	21,900	20,800	3,034 [11.6]	2,895 [11.5]	2,855 [11.3]	2,791 [11.2]	2,647 [10.7]
第2	34,500	36,600	36,600	36,600	35,500	2,136 [8.2]	2,184 [8.7]	2,263 [9.0]	2,263 [9.1]	2,256 [9.1]
第3	48,300	51,200	51,200	51,200	50,100	2,354 [9.0]	2,431 [9.7]	2,564 [10.2]	2,576 [10.3]	2,605 [10.5]
第4	62,100	65,800	65,800	65,800	65,800	3,329 [12.7]	2,985 [11.9]	2,793 [11.1]	2,560 [10.3]	2,334 [9.4]
第5	69,000	73,200	73,200	73,200	73,200	5,624 [21.5]	5,595 [22.2]	5,548 [22.0]	5,447 [21.9]	5,296 [21.3]
第6	82,800	87,800	87,800	87,800	87,800	4,742 [18.1]	4,500 [17.9]	4,543 [18.0]	4,580 [18.4]	4,292 [17.3]

第7	89,700	95,100	95,100	95,100	95,100	2,746 [10.5]	2,730 [10.8]	2,702 [10.7]	2,700 [10.8]	3,102 [12.5]
第8	103,500	109,800	109,800	109,800	109,800	1,052 [4.0]	940 [3.7]	939 [3.7]	1,033 [4.1]	1,214 [4.9]
第9	117,300	124,400	124,400	124,400	124,400	402 [1.5]	289 [1.1]	287 [1.1]	323 [1.3]	435 [1.7]
第10	127,600	135,400	135,400	135,400	139,000	297 [1.2]	291 [1.2]	285 [1.1]	299 [1.2]	190 [0.8]
第11	138,000	146,400	146,400	146,400	153,700	418 [1.6]	344 [1.4]	340 [1.3]	340 [1.4]	118 [0.5]
第12					168,300					82 [0.3]
第13					175,600					258 [1.0]

(4) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区 分	R2 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,662,132,600	1,653,375,018	99.47
(1) 特別徴収	1,541,804,700	1,542,679,800	100.06
(2) 普通徴収	120,327,900	110,695,218	91.99
2 滞納繰越分	24,401,700	5,119,168	20.98
合 計	1,686,534,300	1,658,494,186	98.34

区 分	R3 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,770,733,000	1,762,244,200	99.52
(1) 特別徴収	1,642,175,700	1,643,170,900	100.06
(2) 普通徴収	128,557,300	119,073,300	92.62
2 滞納繰越分	21,355,007	4,152,096	19.44
合 計	1,792,088,007	1,766,396,296	98.57

区 分	R4 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,754,779,500	1,746,370,257	99.52
(1) 特別徴収	1,632,485,800	1,633,399,900	100.06
(2) 普通徴収	122,293,700	112,970,357	92.38
2 滞納繰越分	18,091,569	3,104,747	17.16
合 計	1,772,871,069	1,749,475,004	98.68

区 分	R5 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,756,576,600	1,750,288,566	99.64
(1) 特別徴収	1,624,469,700	1,625,658,100	100.07
(2) 普通徴収	132,106,900	124,630,466	94.34
2 滞納繰越分	18,397,488	3,379,851	18.37
合 計	1,774,974,088	1,753,668,417	98.80

区 分	R6 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,780,190,900	1,776,131,445	99.77
(1) 特別徴収	1,645,040,200	1,646,644,600	100.10
(2) 普通徴収	135,150,700	129,486,845	95.81
2 滞納繰越分	16,987,071	2,804,907	16.51
合 計	1,797,177,971	1,778,936,352	98.98

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。

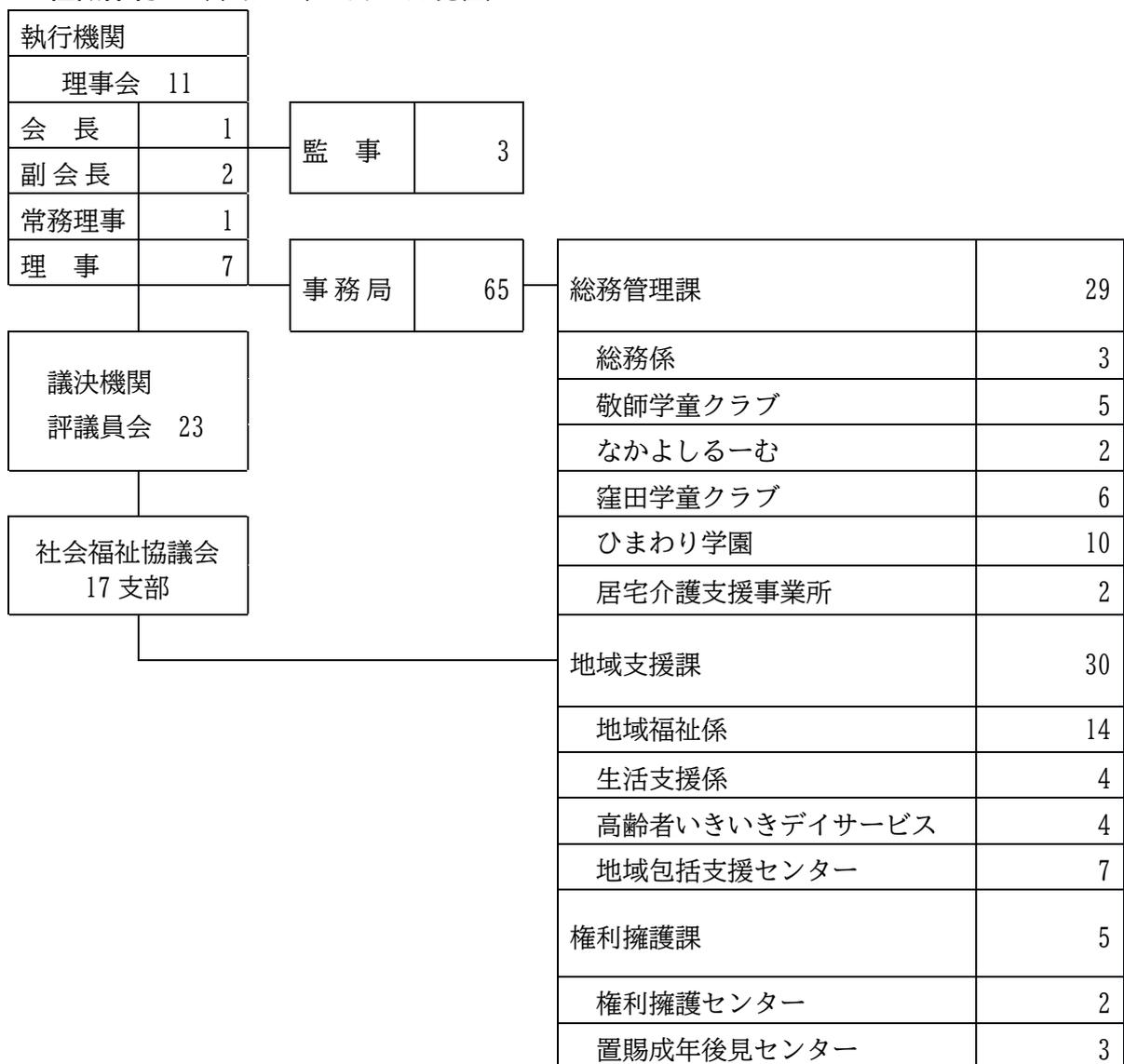
## **Ⅷ 社会福祉協議会の活動**

## Ⅷ 社会福祉協議会の活動

### 1 社会福祉協議会

米沢市社会福祉協議会は、市民誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、社会福祉活動を行うことにより地域福祉の向上を図ることを目的に社会福祉法に基づいて設置されている民間の団体です。社会福祉協議会は、活動の指針となる第6期米沢市地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）を策定し、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助をとおして地域の福祉力を高める活動に取り組んでいます。

### 2 組織体制（令和7年4月1日現在）



### 3 社協会員・会費

社会福祉協議会は、市民のみなさんの福祉活動への協力と参加を進めるため普通会費・通常賛助会費・特別賛助会費制度を取り入れ、必要に応じた福祉サービスを提供できるよう地域福祉・在宅福祉の充実に努めています。

住み慣れた地域で暮らし続けるために、市民のみなさんが社協会員となっただき地域福祉を支えています。

#### (1) 年会費

普通会員	本市に世帯を有する世帯主とする。	年額 600 円以上
通常賛助会員	本市内の個人及び法人並びに団体で本会の主旨に賛同して入会した者とする。	年額 3,000 円以上
特別賛助会員	本会の主旨に賛同する個人及び法人並びに団体で入会した者とする。	年額 10,000 円以上

#### (2) 会員・会費の状況

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
普通会員（世帯）		29,042	28,878	28,802	28,719	28,352
賛助 会員	個人	103	111	115	79	74
	事業所	106	104	103	93	87
会費額（円）		14,001,480	14,082,080	13,940,750	13,772,320	13,563,400

### 4 主な事業

メインテーマ「なせば成る！愛があふれる福祉の輪」  
基本目標「お互いに助け合い支えあうまちをつくろう」

#### 基本計画1 みんなでつながろう（連携・協働）

身近な地域でお互いにゆるやかな見守りや声かけを行い、気にかけて関係性ができるよう、行政やコミュニティセンター、支部社協、民児協、関係機関等と連携し研修会や座談会等を開催していきます。

実施方向	事業名・事業内容
1 町内福祉部長の委嘱と町内福祉部研修会の開催	町内福祉部長等委嘱状交付式の実施 町内福祉部長・福祉協力員の役割をお伝えするとともに意識の向上のため、町内福祉部長に委嘱状及び研修会を開催します。
2 おしよしな福祉座談会の開催支援とおしよしな福祉出前講座の充実	(1) おしよしな福祉座談会の開催支援 住民主体による地域の課題解決に取り組む意識を高めるため、おしよしな福祉座談会の開催を支援します。 (2) おしよしな福祉出前講座の実施 住民の福祉意識向上を目的としたおしよしな福祉出前講座を実施します。

3 安心して暮らせる地域づくりの推進	(1) お互いさまの関係づくりの推進 (2) ゆるやかな見守り、声かけの推進 (3) 民生委員・児童委員活動の周知 (4) 支部社協福祉活動指針(福祉8策)の推進 (5) 町内福祉部活動の推進 (6) 米沢市生活支援体制整備事業(市受託事業) (7) 米沢市高齢者見守り支援事業(市受託事業) (8) 給食配送サービス事業(ふれあい型・会食型・生活支援型)
4 行政や関係機関との連携と提言	地域の福祉課題で、住民主体では解決が困難な事案について、行政や関係機関につなぐとともに、必要な福祉施策を提言していきます。
5 米沢市社会福祉法人連絡協議会との連携・協働	17の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域の福祉課題を共有し、地域に暮らす人々を支えていくため地域における公益的な取り組みを行います。
6 救急医療情報キットの普及・啓発	高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯に必要な方に対し、緊急連絡先等の情報を記載しておく「救急医療情報キット」の普及啓発に取り組みます。

#### 基本計画2 みんなでつくろう(活動・拠点)

地域の行事やイベントに参加して、仲間や健康、生きがいづくりを推進します。また、住民のみなさんの声を聴きながら、誰もが活動できる場を作っていきます。

実施方向	事業名・事業内容
1 モデル地域を選定して地域調査の推進	住み慣れた地域で安心して生活が継続できる集いの場や移動支援の必要性について実態を把握するため、モデルとなる地域を定め、地域調査を行い、必要な支援に取り組みます。
2 みんなが交流できる集いの場の推進	(1) ふれあい・いきいきサロン、ふれあい子育てサロン活動支援 (2) 社協カフェ～みんなのしゃべりBa～の実施 (3) 子ども楽校の実施 (4) 米沢市民みんなでグラウンド・ゴルフ交流会の共催 (5) 障がい者ニュースポーツ交流会の共催 (6) 障がい者の集いの場「にこ・かふえ」の実施 (7) 高齢者いきがい事業の実施 (8) 高齢者いきいきデイサービス(市委託事業)
3 地域食堂の支援	地域の居場所づくりや多世代交流、孤食防止となる地域食堂の支援や立ち上げ支援並びに地域食堂情報交換会を開催します。
4 コミュニティセンターとの協働事業の実施	シニアおもしろい楽校の実施 コミュニティセンターとの協働事業として、シニア世代を対象に健康づくり、仲間づくりを目的に開催します。
5 担い手「お世話好き隊」の支援	生活支援体制整備事業の一環として、住民同士の支え合いや集いの場の担い手「お世話好き隊」の養成とともに、お世話好き隊の情報交換会を開催します。

6 行政や団体と連携した防災・減災に関する取組みの実施	町内見守り（防災）マップ作成研修会の実施 地域を見て回り、マップ作成に必要な情報を集めるため、自分たちが住んでいるまちを歩き、集めた情報を基に町内見守り防災マップを作成し、万が一の災害に備えての取組みと住民の防災意識を向上するために開催します。
7 イベントの実施	(1) 第34回米沢市・市民福祉大会の共催 (2) 見てけろ来てけろ知ってけろ「福祉の魅力祭」の共催 (3) 体験型福祉イベント（和太鼓体験EXADON）の開催

### 基本計画3 みんなでささえよう（相談・支援）

地域共生社会の実現に向けて、様々な福祉相談を一体的に受付する福祉総合相談を設置し、行政や関係機関と連携していきます。

誰でも気軽に相談できる環境をつくり、困りごとに気づいて、助け合える地域づくりを推進していきます。

実施方向	事業名・事業内容
1 福祉の総合相談窓口の設置	(1) 福祉相談を一体的に対応する「福祉総合相談窓口」での対応 (2) 米沢市生活自立支援センター（市受託事業） (3) 山形県生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）・米沢市社会福祉資金貸付事業 (4) 米沢善意銀行 (5) 地域包括支援センター（西地区・南地区）の運営（市受託事業） (6) 指定居宅介護支援事業所の運営
2 民児協との連携	住民の困りごとに適切に対応するため、民児協と連携し、福祉課題解決に向けた取組みを推進します。
3 制度の狭間にある方への支援	制度の狭間にある方々を見逃さずに支援するため、民児協や米沢市社会福祉法人連絡協議会等の関係機関と連携をとり、支援のあり方や今後の方向性を検討します。
4 ボランティアセンターの充実	ボランティア活動をしたい人や地域づくりの担い手となる方の協力を得て、支え合い活動が活発となるよう支援します。 (1) ボランティアセンターの運営 (2) 除雪ボランティアセンターの設置運営
5 住民主体の助け合い活動（有償ボランティア）の仕組みづくり	移動支援をはじめ、調理や掃除などの生活支援について、住民主体の助け合いで支援がなされるよう、有償ボランティア活動の仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティアセンターの体制を整備します。
6 災害ボランティアセンターの育成と協働	災害ボランティアセンター構成団体及び被災地支援ボランティア団体と連携し、有事の際の災害ボランティアセンターの運営協力体制を整備します。 (1) 災害ボランティアセンター運営準備 (2) 災害ボランティアセンター連絡会議の開催 (3) 災害ボランティアの育成

7 権利擁護センターの運営及び権利擁護支援の充実	<p>権利擁護に関する生活の困りごとの相談に応じ、関係機関へつなぎ、連携しながら支援していきます。また、権利擁護に関する啓発を行うとともに、連携先との関係強化のため、情報交換等の会議を開催します。</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業の実地（県社協委託事業）</p> <p>(2) 法人後見事業の実施</p> <p>(3) 置賜成年後見センターの運営（3市5町運営協議会委託事業）</p> <p>(4) 市民向けセミナーの開催（終活セミナー等）</p> <p>(5) 権利擁護支援ネットワーク会議（仮称）の開催</p>
--------------------------	--

参考資料「ボランティア登録者数の内訳と推移」

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
団体会員数	1,027	547	569	494	607
個人登録者	83	80	20	30	31
除雪ボランティア登録者数	312	78	244	239	357
災害ボランティア登録者数	11	0	66	9	21
合計	1,433	705	901	772	1,016

#### 基本計画4 みんなでそだてよう（育成・啓発）

地域住民の福祉活動を推進していくため、見やすくわかりやすい広報紙を作成するとともに、SNSの活用やマスコミや学生、関係機関や関係団体と協力を得ながら、情報発信に努め、福祉に関する情報を提供していきます。

実施方向	事業名・事業内容
1 福祉教育（福祉共育）の推進	<p>(1) 福祉教育・福祉学習（福祉共育）の実践 「心のバリアフリー」を推進して、人としての多様性を尊重して互いに支え合う意識を醸成するとともに、地域活動の情報を発信し、地域福祉の向上のための取組みを推進します。 また、福祉教育について、こどもから大人まで全世代を対象とし、地域の中で福祉の心を育てていく取組みを推進します。実施の際は、福祉学習プログラムを活用し、“気づきと学び”を促す内容となるよう米沢市社会福祉法人連絡協議会等と協力し推進します。</p> <p>(2) 「親子で赤い羽根共同募金の募金箱を作ってみよう」の実施</p> <p>(3) 福祉指定校事業、福祉指定校担当者会議</p>
2 わかりやすい情報発信	<p>(1) 社協だより「ほのぼの」発行</p> <p>(2) 社協パンフレット・ホームページの充実</p> <p>(3) SNS（LINE、インスタグラム、フェイスブック、X、YouTube等）を活用した情報発信</p> <p>(4) 福祉協力店の増強 市内の企業や飲食店等と協力し、社協の情報を発信</p>

	<p>する場を増やしていきます。</p> <p>(5) 住民と一緒にのり情報発信</p>
3 活動基盤の強化	<p>(1) 調査研究 地域社会における今日的課題に対する調査研究や先駆的な取組等の情報を収集し、新たな社会福祉推進事業を調査研究します。</p> <p>(2) 自主財源の確保</p> <p>(3) 共同募金会の協力</p> <p>(4) 福祉団体事務局受託 米沢市民生委員児童委員連合協議会 米沢市シニアクラブ連合会 山形県共同募金会・米沢市共同募金委員会 米沢市ボランティア連絡協議会</p> <p>(5) 福祉団体への助成 米沢市ボランティア連絡協議会 米沢市保護司会 米沢市遺族連合会 米沢市針灸按摩マッサージ師会 米沢市更生保護女性会 米沢市民生委員児童委員連合協議会 米沢手話サークル「年輪」 手話サークルつみ木</p> <p>(6) 会の運営 理事会、評議員会、監査、正副会長会、支部長会の開催</p>
4 PR動画の作成	<p>動画作成が得意な高校生や大学生等の協力を得て、社協PR動画を作成し、地域住民や関係機関等を対象にさまざまな場面で見ていただき、社協活動を周知します。</p>

地域における利用者本位の福祉サービスをめざし、住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるため、地域福祉活動と連携した事業を展開していきます。

1 指定管理事業	ひまわり学園の管理、経営
2 受託事業	福祉バス運営管理事業
3 子育て支援事業	<p>(1) 敬師・窪田各学童クラブの運営</p> <p>(2) 地域子育て支援センター「なかよしの一む」経営</p>

## IX 管内社会福祉施設等一覧表

## IX 管内社会福祉施設等一覧表

### 1 特定教育・保育施設

(1) 認可保育所（就労などのため保育を必要とする乳幼児を保育する施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
興道南部保育園	本町1丁目1-84	社福)米沢仏教興道会	S23.8.17	90	21-3756
興道北部保育園	塩井町塩野1476-1	社福)米沢仏教興道会	S23.8.17	120	21-5070
松ヶ岬保育園	西大通1丁目6-56	社福)照護会	S23.9.15	70	21-0349
明星保育園	門東町3丁目2-27	社福)米沢明星会	S24.1.31	120	22-2260
山上保育園	通町4丁目11-20	社福)山上保育園	S25.10.19	110	23-3416
市立緑ヶ丘保育園	矢来1丁目3-75	米沢市	S27.4.30	60	23-1867
西部乳児園	御廟2丁目3-17	社福)法音会	S40.4.1	50	21-0426
興道東部保育園	下花沢3丁目10-9	社福)米沢仏教興道会	S44.11.1	100	23-6624
米沢中央保育園	桜木町1-75	社福)米沢中央保育園	S47.10.31	100	23-5470
市立吾妻保育園	太田町4丁目1-151	米沢市	S51.5.4	60	38-4402
塩井保育園	塩井町塩野2081-6	社福)ましみず会	S53.4.1	70	21-1225
プチハウス	徳町1-38-1	社福)米沢仏教興道会	H13.3.29	50	26-6565
森の子園保育所	万世町牛森4172-6	NP0 法人森の子会	H17.3.29	50	28-3715
そらいろ保育園	万世町片子343	社福)照護会	H22.3.16	100	40-0280
みどり乳児園	塩井町塩野1480-30	有)幸望いのうえ	H25.3.19	30	22-6679

(2) 認定こども園（教育と保育を一体的に行う施設）

施設名	類型	所在地	設置主体	認可等年月日	定員	電話
かしのみ幼稚園	幼稚園型	城南5丁目1-1	学校法人城南学園	H27.3.31 認定	150	21-0205
幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	幼保連携型	大字三沢26090	学校法人松原学園	H28.3.24 認可	165	22-7541
米沢西部こども園	幼保連携型	御廟2丁目3-8	学校法人法音学園	H29.3.21 認可	182	21-6010
米沢こども園	幼保連携型	中央3丁目6-45	学校法人興譲学園	R3.3.31 認可	95	23-2134
戸塚山こども園	幼保連携型	大字上新田2008	学校法人音羽学園	H29.3.21 認可	105	37-2419
米沢中央幼稚園	幼稚園型	中央7丁目5-70-5	学校法人椎野学園	H31.3.11 認定	120	23-2569
興道こども園 どんぐり	幼保連携型	直江町4-100	社会福祉法人米沢仏教興道会	R2.3.30 認可	80	24-8558

(3) 施設型給付を受ける幼稚園（1号認定を受けて利用する学校教育法で定められた教育施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
普慈幼稚園	下花沢3丁目4-30	学校法人巨溪学園	S56.12.1	60	21-0212
九里幼稚園	門東町1丁目1-18	学校法人九里学園	S53.12.1	60	23-9261

## 2 特定地域型保育事業（所）（家庭的保育事業等）

### （1）小規模保育事業（所）（就労などのため保育を必要とする満3歳未満の子を保育する施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
さくら保育園	中央3丁目8-24	学校法人興譲学園	H29.3.31	19	40-1187
あゆみ園	大町1丁目4-11	NPO 法人あゆみやまびこ 共に育つ会	H30.3.29	12	23-9604

## 3 児童保育関連施設

### （1）私学助成を受ける幼稚園

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
まいづる幼稚園	丸の内1丁目1-47	学校法人松岬学園	R5.3.31 閉園	
東部幼稚園	駅前4丁目2-51	学校法人米沢斎藤学園	休 園	

### （2）認可外保育園

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
おのがわ保育園ドレミ館	小野川町1770-1	H5.4.1	30	32-2729
恵泉愛児園	福田町1丁目3-67	S37.2.25	休 所	
フレンドリーハウス	通町8丁目2-92	H15.4.1	休 所	
やまびこ園	大字口田沢3216	H3.4.1	36	31-2620
おひさまえん	直江町4-14	H18.4.15	20	24-6187
青空保育たけの子	大字上新田1166	H26.4.1	16	070-1143-1166

### （3）企業主導型保育事業所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
キッズ ピーパル	中田町760-2	H29.4.3	30	37-4300
米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	アルカディア1丁目808-32	H29.6.1	20	27-0506

### （4）事業所内保育所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
米沢ヤクト販売（株） 夢スタジオ8960 花沢保育室	大字花沢3056-1	H14.8.5	14	21-8960
米沢ヤクト販売（株） 夢スタジオ8960 西大通保育室	西大通1丁目5-40	H5.5.6	14	22-8960
米沢市立病院 こぐま保育所	福田町2丁目1-57	S47.12.1	50	22-2450
舟山病院内 保育所	駅前2丁目4-8	S51.4.1	休 所	
島貫病院内 保育室	中央2丁目5-12	H25.3.4	休 所	
三友堂病院内保育所 ちびっこ広場めんご	大字塩野2755-3	H26.10.14	R5.10.31 閉所	

#### 4 児童養護施設

乳児を除いた保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、合わせてその自立を支援する施設。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
市立興望館	太田町4丁目1-153	米沢市	S24.6.20	30	38-6109

#### 5 放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）

働く親たちが安心できるように学校や家庭に代わって放課後の児童を預かる場として、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図るための施設。

施設名	所在地	定員	電話
児童クラブまどか	門東町3丁目3-19	54	33-9262
東部小学校区学童保育施設正和こどもの家1 正和こどもの家2	東1丁目6-107	79	23-1443
東部小学区学童保育所あっとホーム	東1-6-76 17号室・23号室	58	24-0828
東部小学区学童保育所ぐっとホーム	東1-6-76 14号室・18号室	31	24-0828
東部小学区学童保育所ほっとホーム	東1-6-76 21号室・22号室	56	24-0828
東部小学区学童保育所ひっとホーム	東1-6-76 11号室	29	24-0828
学童保育クラブ米沢西部みどりの家	直江町10-22	47	24-3354
学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅰ	直江町4-16	47	21-5972
学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅱ		50	21-5971
学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅲ	直江町5-49	40	21-7700
学童保育所しゃぼん玉クラブ西部Ⅳ		40	21-3545
南部学童保育所キッズ	本町2丁目1-35	40	33-9226
南部学童保育所ジュニア スター	本町2丁目1-37	80	33-9269
南部学童保育所オレンジ	大町1丁目4-34	50	33-9446
南部小学区学童保育グレース	福田町1丁目3-67	40	23-2211
北部地区学童保育所たんぼぼクラブ コスモスクラブ コスモスクラブ第2	城北2丁目1-52	135	24-4717
おぼこ広場「北斗塾」	中央7丁目4-37	40	070-2011-0557
学童保育所しゃぼん玉クラブ愛宕	御廟3丁目11-6	55	21-2244
愛宕地区学童保育レインボーサウス レインボーノース	御廟3丁目1-2	77	22-5257
愛宕地区学童保育レインボーなないろ	御廟3丁目2-14-6	39	33-9299
森の子園第1学童クラブ	万世町牛森4172-6	60	28-3739
森の子園第2学童クラブ		50	28-3800
広幡地区学童保育「げんきっ子クラブ」	広幡町上小菅1394-7	20	20-5789
六郷地区学童保育「のびのびクラブ」	六郷町一漆68-2	25	080-2805-0585
塩井さくらんぼクラブ	塩井町塩野3760	40	24-8156

学童保育所しゃぼん玉クラブ窪田Ⅰ しゃぼん玉クラブ窪田Ⅱ	窪田町窪田 598-2	84	37-3000
			20-6985
窪田学童クラブ	窪田町窪田 424	33	37-5272
児童クラブ太陽の子	大字木和田 453-1	59	33-9701
わかたかクラブ	大字南原猪苗代町 2910-2	50	38-6565
風の子クラブ	通町 2 丁目 12-1	60	23-3277
風の子クラブ第2	通町 2 丁目 11-6	40	33-9792
敬師学童クラブ	大字関根 531-1	18	35-2113

## 6 子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において子どもの預かりの援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）及びその両方を希望する者（両方会員）からなる会員組織が、地域における育児の相互援助活動を行う事業所。

施設名	所在地	設置主体	電話
米沢市ファミリー・サポート・センター	徳町 1-38-1(プチハウス内)	米沢市	24-6464

## 7 地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）

子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行い、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う施設。

施設名	所在地	開始年月日	電話
くれよん	徳町 1-38-1(プチハウス内)	H13.4.20	26-1515
ぴっころ	西大通 1 丁目 6-56(松ヶ岬保育園内)	H17.4.1	40-0701
ろけっと	万世町片子 343(そらいろ保育園内)	H22.4.1	21-1020
おひさま	通町 4 丁目 11-20(山上保育園内)	H23.5.9	23-3416
つむぎ	御廟 2 丁目 3-17(西部乳児園内)	H25.4.8	40-0188
なかよしの一む	窪田町窪田 424(旧窪田児童センター内)	R6.4.15	37-5272

## 8 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

施設名	所在地	面積(㎡)	認可年月日
市立御廟児童遊園	御廟 1 丁目 1859	2,115.30	S37.7.1
市立川井児童遊園	大字川井 55	1,616.54	S39.12.1
市立敬師児童遊園	大字関根 13922-1	3,300.00	S53.8.4
市立塩井町児童遊園	塩井町塩野 2300-1	1,044.00	S51.5.31
市立びつき石児童遊園	万世町桑山 1427	953.14	S49.12.27
市立赤芝児童遊園	赤芝町 101	792.30	S53.8.4
市立中央児童遊園	中央 4 丁目 3360-9	830.64	H7.4.1

市立小野川児童遊園	小野川町 2566-2	660.00	S54.12.20
市立通町児童遊園	通町 5 丁目 2378-1	2,274.65	S55.7.25
市立六郷町西藤泉児童遊園	六郷町西藤泉 1376-1	660.00	S56.10.8
市立日の出町児童遊園	東大通 2 丁目 9102-1	904.61	H6.4.1
市立成島児童遊園	広幡町成島 2107-104	33,555.00	H6.10.9
市立館山児童遊園	館山 4 丁目 6446-24	2,160.54	H11.10.1

## 9 子育て世代活動支援センター（屋内遊戯施設くても）

乳幼児から小学校高学年までの幅広い年齢層の子どもたちが、天候に左右されない遊戯施設において「遊び」とおし身体を動かし、子ども同士や親子などで、安心して楽しめる施設。

施設名	所在地	開始年月日	電話
屋内遊戯施設くても	西大通 1-5-5(子育て世代活動支援センター内)	R5.10.7	27-7541

## 10 助産施設

保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入院させ、助産を受けることを目的とする施設。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
市立病院助産施設	相生町 6-36	米沢市	S45.8.14	4	22-2450

## 11 相談支援事業所

地域で生活する身体障がい者（児）・知的障がい者及び精神障がい者の方の生活全般に関する様々な相談を受け付ける。

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
あずさ	大字三沢 26100-14	社福)山形県社会福祉事業団	H19.4.1	24-4335
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社福)米沢栄光の里	H21.4.1	22-0703
米沢とまり木	下花沢 2 丁目 4-48-7	社医)公德会	R7.4.1	27-1351

## 12 特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所

障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画書を作成し、定期的にモニタリングを行い、障がい者の生活全般に係る相談に対応する。

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
あずさ	大字三沢 26100-14	社福)山形県社会福祉事業団	H24.4.13	24-4335
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社福)米沢栄光の里	H24.9.14	22-0703
なごみ〜る	門東町 2 丁目 2-34 カーサ CALM 1 階	有)なごみの部屋	H24.10.17	26-8346
なでら	城西 4 丁目 5-87	NPO 法人なでらの森	H25.9.10	40-1391
ともの家	大町 3 丁目 3-47	NPO 法人ともの家	H25.11.18	33-9035
相談から・ころ	東 2 丁目 8-116	NPO 法人から・ころセンター	R2.4.15	080-1838-2269

米沢とまり木	下花沢 2 丁目 4-48-7	社医)公徳会	R4.12.16	27-1351
はないろ	林泉寺 2 丁目 10-21	NPO 法人地域福祉共生会	R5.9.15	26-1170

### 1 3 障害者入所支援施設

施設に入所する障がい者に主として夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
栄光園	万世町梓山 5493-1	社福)米沢栄光の里	S45.4.1	80	28-9446
松風園	万世町梓山 5494-1	社福)米沢栄光の里	S53.1.1	80	28-7710
梓園	大字三沢 26100-14	社福)山形県社会福祉事業団	S48.4.1	40	22-0398

### 1 4 就労移行支援・就労継続支援事業所

就労を希望する人に対し、一定期間生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う。通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
かにの家 (chotto e cafe)	広幡町京塚 2614-2	NPO 法人置賜自然と共育の村	H18.10.1	27-1421
楓	広幡町成島 282	NPO 法人なでらの森	H18.10.1	40-1821
森の子ひかり園	万世町牛森 4172-7	NPO 法人森の子会	H18.10.1	29-1000
にこにこホーム	金池 5 丁目 6-29	NPO 法人にこにこホーム	H18.10.1	24-0366
赤とんぼ	通町 2 丁目 11-28	NPO 法人赤とんぼ	H19.4.1	21-3343
ともの家	大町 3 丁目 3-47	NPO 法人ともの家	H20.4.1	26-1288
なごみ〜る	門東町 2 丁目 8-38	有)なごみの部屋	H20.4.1	49-8921
フラワーコート米沢	城西 1 丁目 6-36-3	NPO 法人聲明会	H21.2.1	21-2955
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社福)米沢栄光の里	H21.4.1	22-0703
ちっちゃな町工場	福田町 1 丁目 3-69	NPO 法人ちっちゃな町工場	H22.10.1	49-8361
やまぼうし	直江町 2-30	株)菊地組	H22.8.1	22-6555
さくらんぼの家	吾妻町 4-25	社福)仁慈の会	H23.4.1	38-6366
いちみ	東大通 3-12-19	株)いちみ	H23.8.1	49-7735
栄光園	万世町梓山 5493-1	社福)米沢栄光の里	H23.11.1	28-9446
共働作業所夢工房	徳町 9-20	NPO 法人生き生きの郷	H26.8.26	33-9360
極楽麦酒本舗	中央 2 丁目 3-18	合)極楽麦酒本舗	H27.7.1	40-0291
から・ころセンター	八幡原 5 丁目 4149-8	NPO 法人から・ころセンター	H27.2.12	27-8878
そらの輪	中央 7 丁目 3-15	NPO 法人そら	H28.4.1	49-7330
みかん	城南 4 丁目 1-13	株)my life	H28.4.5	40-1806
公徳会米沢就労支援センター	下花沢 2 丁目 134-7	社医)公徳会	H28.11.1	49-7651
くらら	春日 2 丁目 2-23	株)修誠会	H31.4.23	20-4726

らせっと	万世町桑山 1728-2	株)からふる	R2.4.1	27-8426
ジョブタス米沢	金池 6 丁目 5-30	株)ソラフネコーポレーション	R4.4.1	27-0780
すまいる	窪田町窪田 1908-2	合)ハッピースマイル	R4.4.1	33-9302
ヒカリノアトリエ	城西 1 丁目 3-78	株)my l i f e	R4.5.1	20-5633
ウイング	広幡町京塚 2614-2	合)愛の風	R5.12.22	20-5634
ラ・ヴェリタ	大町 3 丁目 6-39	株)ラ・ヴェリタ	R6.1.5	33-0262
森のアトリエ	大字南原石垣町 2805	合)りぶあっぷ	R6.1.9	20-5741
meet	塩井町塩野 1489-15	株)レスト	R6.11.11	40-0778

## 15 地域活動支援センター

障がい者等を通所により地域の实情に応じた創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
米沢ひまわりの家	直江町 7-43	NPO 法人米沢ひまわりの家	H19.4.1	24-9950
ホープ米沢	城北 1 丁目 3-18	NPO 法人ホープ米沢	H19.4.1	23-6176
とまり木	南陽市柵塚 929	社医)公徳会	H19.4.1	40-4055

## 16 生活介護事業所

常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
にじの家	太田町 3 丁目 1-32	社福)にじの家	H19.4.1	22-8581
かにの家	館山 6 丁目 1-34	NPO 法人置賜自然と共育の村	H20.4.1	24-3220
森の子ひかり園	万世町牛森 4172-7	NPO 法人森の子会	H21.8.20	29-1000
梓園	大字三沢 26100-14	社福)山形県社会福祉事業団	H23.4.1	22-0398
さくらんぼの家	吾妻町 4-25	社福)仁慈の会	H23.4.1	38-6366
栄光園	万世町梓山 5493-1	社福)米沢栄光の里	H23.11.1	28-9446
松風園	万世町梓山 5494-1	社福)米沢栄光の里	H23.11.1	28-7710
にこにこホーム	金池 5 丁目 6-29	NPO 法人にこにこホーム	H24.3.31	24-0366
青い帽子	林泉寺 2 丁目 10-21	NPO 法人地域福祉共生会	H24.11.1	26-1170
万世園福祉サービス事業所	万世町牛森 4172-5	社福)米沢栄光の里	H30.10.1	28-1455
いちごのこころ	泉町 2 丁目 1-6	有)なごみの部屋	R2.5.1	38-7030
らせっと	万世町桑山 1728-2	株)からふる	R4.3.28	27-8426
森の子はらやしき園	万世町梓山 4117-1	NPO 法人森の子会	R5.4.1	20-5827
リハビリ特化型デイサービス Re はーと	広幡町成島 1027	合)おきたまライフフュージョンおらフ	R5.5.1	33-9422

## 17 共同生活援助事業所

障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
けやき	城西4丁目5-87	NPO法人なでらの森	H18.10.1	40-1391
あづま	吾妻町4-25	社福)仁慈の会	H20.7.1	38-6366
すてっぷ	東2丁目8-54	社福)米沢栄光の里	H21.4.1	22-0703
やまぼうし	直江町2-30	株)菊地組	H22.3.30	22-6555
パステル	本町1丁目5-37	NPO法人置賜自然と共育の村	H23.11.1	49-8411
なせば成る	万世町片子295-3	NPO法人先施の杜	H27.4.1	24-7247
グループホームにじいろ	城南1丁目7-34	社福)にじの家	H29.4.1	40-8706
ふらぼの	万世町桑山4485	株)からふる	H31.1.21	27-9450
グループホーム365日	城西4丁目1-14	株)my life	R1.10.25	40-1806
米沢共同生活事業所	徳町3-22	社福)山形県社会福祉事業団	H20.4.1	27-8775
はなまるグループホーム	成島町2丁目1-54-13-101	株)Empowerment Holding	R4.6.1	070-3103-8700
グループホームあどぼんすふおわーど	福田町1丁目1-142	株)よしだ	R4.10.1	33-3733
グループホームユニコーン	城西3丁目9-1	株)エム・インパクト	R5.3.1	27-0590
グループホームあおいつき	林泉寺2丁目10-19	NPO法人地域福祉共生会	R5.4.1	27-1722
米沢くぬぎ荘	下花沢2丁目4-48-7	社医)公德会	R7.4.1	27-0885

## 18 児童発達支援事業所

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
ひまわり学園	中央6丁目1-45	米沢市	H24.4.1	21-1330
Re はーと えいる	直江町7-16	合)おきたまライフフュージョンおらふ	H30.9.13	33-9069
Re はーと びいす	広幡町成島1027	合)おきたまライフフュージョンおらふ	R4.3.1	20-4760
supportroom ぱある	徳町13-7	合)PA-L	R2.6.1	27-7140
キッズデイサポート虹の子	太田町3丁目1-32	社福)にじの家	R4.4.1	40-1800
HALEHALE	万世町梓山4101-2	株)AITOGI	R5.4.1	40-1552
Connect Heart	窪田町窪田1236-5	合)コネクトハート	R6.1.24	33-0545
りのーるのあ	泉町2-3-10	合)Step by Step	R6.4.1	33-0117
ぶんぶん	大字笹野6537	合)Blue Bee	R6.11.11	33-2817

## 19 放課後等デイサービス事業所

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
なせば成る	万世町片子 295-3	NPO 法人先施の杜	H27.7.15	24-7247
キッズデイサポート虹の子	太田町 3 丁目 1-32	社福)にじの家	H25.4.1	40-1800
ばおばぶ	本町 1 丁目 5-37	NPO 法人置賜自然と共育の村	H24.4.1	090-6253-5859
森の子わかば園	万世町牛森 4172-2	NPO 法人森の子会	H25.3.21	29-0033
フレンドリーハウス	通町 8 丁目 2-92	合)フレンドリーハウス	H31.4.1	24-3390
アップルハウス	塩井町塩野 3419-3	NPO 法人アップルハウス	H30.12.1	22-3711
Re はーと えいる	直江町 7-16	合)おきたまライフフュ ージョンおらフ	H30.9.13	33-9069
Re はーと びいす	広幡町成島 1027	合)おきたまライフフュ ージョンおらフ	R4.3.1	20-4760
supportroom ぱある	徳町 13-7	合)P A - L	R2.6.1	27-7140
HAL E H A L E	万世町梓山 4101-2	株)A I T O G I	R5.4.1	40-1552
Smile Support ビビッド	門東町 1 丁目 5-3	NPO 法人つくしんぼクラブ	R5.4.1	33-9023
Connect Heart	窪田町窪田 1236-5	合)コネクトハート	R6.1.24	33-0545
Re はーと そらえ	直江町 10-20-4	合)おきたまライフフュ ージョンおらフ	R6.4.1	27-8108
りのーるのあ	泉町 2-3-10	合)Step by Step	R6.4.1	33-0117
ぶんぶん	大字笹野 6537	合)Blue Bee	R6.11.11	33-2817

## 20 保育所等訪問支援事業所

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
ひまわり学園	中央 6 丁目 1-45	米沢市	R2.4.1	21-1330
supportroom ぱある	徳町 13-7	合同会社P A - L	R2.4.1	27-7140
Re はーと えいる	直江町 7-16	合)おきたまライフフュ ージョンおらフ	R2.9.3	33-9069
Re はーと びいす	広幡町成島 1027	合)おきたまライフフュ ージョンおらフ	R4.3.1	20-4760

## 21 ひきこもり支援事業所

ひきこもりサポート事業として、ひきこもり相談窓口の周知と設置、居場所づくり、訪問支援等を実施する。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
から・ころセンター	東 2 丁目 8-116	NPO 法人から・ころセンター	H27.2.12	21-6436

## 2.2 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神または環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な場合、入所により養護する施設。

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
星の村	大字笹野 202-3	社福)米沢仏教興道会	S21.10.1	80	38-3011

## 2.3 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

65歳以上の者であって、身体又は精神上著しく障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な場合、入所により養護する施設。

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
成島園	広幡町成島 2120-5	社福)緑成会	S52.4.1	110	37-2355
万世園	万世町牛森 4172-5	社福)米沢栄光の里	S59.4.1	85	28-1455
花の里	大字笹野 170	社福)米沢仏教興道会	H2.4.1	80	38-5501
おいたまの郷	大字下新田 28	社福)敬友会	H12.4.1	80	37-7788
サンファミリア米沢	塩井町塩野 520	社福)米沢弘和会	H14.11.29	60	26-8255
回春堂	大字花沢 2986-1	社福)回春堂	H24.3.29	40	26-8850

## 2.4 介護老人保健施設（老人保健施設）

疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行う施設。

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
サンプラザ米沢	大字築沢 3046	社福)米沢弘和会	H2.1.1	150	32-2234
あづま	大字李山 8132-11	社福)あづま会	H5.4.1	119	38-5535
サンファミリア米沢	塩井町塩野 520	社福)米沢弘和会	H14.11.29	100	26-8255

## 2.5 介護医療院

長期にわたり療養が必要である高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う施設。

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
松田外科医院	城西4丁目 4-25	松田外科医院	R2.4.1	18	21-1155
三友堂介護医療院	成島町3丁目 2-90	一財)三友堂病院	R6.2.1	60	21-8100

## 2.6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は連携して、定期の巡回と随時の対応を行う事業所。

施設名	所在地	指定年月日	電話
三友堂定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション	大字塩野 2755-3	H26.11.17	27-7575
ケアセンターなごみ	泉町2丁目 1-6	H28.12.28	38-7030

定期巡回ステーションさんゆう	西大通 2 丁目 2-30	R3.1.8	24-5220
----------------	---------------	--------	---------

## 27 地域密着型通所介護

施設に通い、食事・入浴の日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられる利用定員が18名以下の事業所。

事業所名	所在地	指定年月日	定員	電話
マイウェイデイサービス	松が岬 1 丁目 1-26	H25.8.27	10	40-1512
ココロリビング米沢	下花沢 3 丁目 9-52	H26.7.29	18	40-8568
デイサービス奏で館	中央 7 丁目 4-37	H27.7.17	18	40-1130
リハビリ特化型デイサービス Re はーと	広幡町成島 1027	H28.3.24	18	33-9442
ひなたぼっこデイサービスセンター	館山 1 丁目 2-6-2	H30.4.1	15	37-0781
楽しくケアセンターデイサービス	大町 5 丁目 4-51	H31.1.4	18	26-8680
楽しくデイサービスやよい	東 3 丁目 4-57-101	H31.1.4	18	26-1151
デイサービスセンター清ら家	春日 1 丁目 4-27	R3.2.1	10	40-1550

## 28 小規模多機能型居宅介護

事業所への通いサービスを中心に、事業所への短期間宿泊や居宅への訪問介護サービスを受けることができる事業所。

事業所名	所在地	指定年月日	定員	電話
ケアセンターとこしえあたご	御廟 3 丁目 5-28	H19.3.1	25	21-3330
もも太郎さん（駅前）	駅前 3 丁目 1784-1	H19.5.1	25	26-1321
地域ケアセンター東陽館小規模多機能ホーム	城北 1 丁目 2-5	H20.4.1	29	37-8181
小規模多機能型居宅介護事業所やまぼうし	直江町 2-35	H20.6.1	29	22-6500
小規模多機能ホームぴゅありす通町	通町 4 丁目 3-13	H22.1.1	25	40-0753
小規模多機能ホームこもれびの家	大字花沢 3069-2	H23.11.1	29	26-1520
小規模多機能ホームぴゅありす大町	大町 2 丁目 1-10	H24.4.1	25	49-7020
小規模多機能ホームぴゅありす金池	金池 7 丁目 6-60	H24.11.1	25	40-1725
小規模多機能ホームこもれびの家上郷	大字川井 3853	H28.5.1	29	28-5330
小規模多機能ホーム公園丸の内館	丸の内 2 丁目 3-3	H31.4.1	29	21-8081
小規模多機能ホームいとしあ笹野	大字笹野 636-5	R元.11.1	29	38-2300

## 29 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、食事や排せつなどの日常生活上の手助けや機能訓練などを受けられる施設。

施設名	所在地	指定年月日	定員	電話
グループホームピュアグローブ	通町 2 丁目 5-62	H13.3.29	9	21-1967
さんゆうグループホーム ふいりあ	万世町桑山 4660	H15.3.24	9	28-5720

グループホーム ピュアフォレスト	大字三沢 26106-14	H15.3.28	18	21-1973
グループホームこもれびの家	大字花沢 3612-1	H15.7.24	9	37-8065
グループホーム楓の家	金池 6 丁目 8-26	H15.10.31	27	21-7222
グループホームふきのとう	塩井町塩野 2057	H15.11.6	18	21-5616
グループホームやまぼうし	直江町 1-5	H16.1.14	18	22-6660
グループホーム「結いのき」	花沢町 2695-4	H16.1.30	27	37-0960
グループホームもも太郎さん米沢	通町 5 丁目 3-46	H16.2.13	18	37-0845
グループホーム成島園	広幡町成島 2120-5	H18.3.20	18	36-1003
グループホーム東陽館	城北 1 丁目 2-5	H18.3.30	18	37-8181
グループホームあすなろ白旗	大字三沢 26113-65	H18.10.1	9	21-5260
グループホームあすなろ窪田	窪田町窪田 1421-1	H21.6.1	9	37-2070

### 30 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

65歳以上の者であって、身体又は精神上著しく障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な場合、入所により養護する定員が29人以下の施設。

施設名	所在地	指定年月日	定員	電話
地域密着型特別養護老人ホームあづま	大字李山 8132-11	R5.6.1	29	38-3850
地域密着型特別養護老人ホーム回春堂	大字花沢 2986-1	R7.4.1	20	26-8850

### 31 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合サービスを受けられる事業所。

事業所名	所在地	指定年月日	定員	電話
湖山ケアサービス米沢	塩井町塩野 1482-4	H25.6.1	29	40-1856
ケアコンシェルジュ和	門東町 2 丁目 8-34	R2.9.1	24	27-8778

### 32 基準該当短期入所生活介護

施設に宿泊しながら介護や機能訓練などが受けられる施設。

※網掛けは休止中

施設名	所在地	指定年月日	定員	電話
楽らくケアセンターショートステイ	大町 5 丁目 4-51	H15.5.30	12	26-8680

※基準該当サービス

指定サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者については、市町村がそのサービスを保険給付の対象とすることができる。

### 3.3 訪問型サービス（総合事業）

要支援認定を受けた方や基本チェックリストで該当とされた人を対象に、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するもの。

※網掛けは休止中

事業所名	所在地	指定年月日	電話
ツクイ米沢介護	金池 5 丁目 4-5	H30.4.1	26-7301
花の里指定訪問介護事業所	大字笹野 170	H30.4.1	38-5501
(株)サン十字ホームヘルプサービス	中田町 751-1	H30.4.1	37-7231
さんデイケアホームヘルパーステーション	大字築沢 3463	H30.4.1	32-2030
おいたまの郷指定訪問介護事業所	大字下新田 28	H30.4.1	37-7788
山形県高齢者福祉生活協同組合米沢地域福祉事業所「まごころ」	舘山 1 丁目 1-19	H30.4.1	26-3881
楽しくケアセンター指定訪問介護事業所	大町 5 丁目 4-51	H30.4.1	26-8680
ラベンダーの丘訪問介護センター	直江石堤 28-2	H30.4.1	38-4032
ケアセンターマロニエ	徳町 210-1	H30.4.1	40-0896
ひなたぼっこ訪問介護事業所	舘山 1 丁目 2-15-3	H30.4.1	21-6364
ヘルパーステーションカルム	東大通 1 丁目 2-34-2	H30.4.1	37-1730
訪問介護ステーション花はな	城南 1 丁目 5-2	H30.4.1	49-7676
三友堂ヘルパーステーション	大字塩野 2755-3	H30.4.1	27-7575
ケアセンターなごみ	泉町 2 丁目 1-6	H30.4.1	38-7030
米沢清友会ヘルパーステーション	金池 7 丁目 6-60	H29.4.1	40-1727
スマートライフ訪問介護事業所	駅前 1 丁目 1-110	H29.4.1	20-5550
愛のまちホームヘルパーステーション	城北 1 丁目 2-5	H29.12.1	080-6026-9571
ケアセンターてらす	窪田町窪田 1435-13	R1.8.1	27-8695
JA 山形おきたま福祉センター川西	広幡町上小菅 638-4	R3.5.1	40-1845
吉村建総訪問介護事業部	城西 4 丁目 2-50	R3.4.12	20-4833
訪問介護ステーション万益舎	大字笹野 595-19	R4.12.5	27-0465
ぬくもり訪問介護事業所	松が岬 2 丁目 6-16	R6.11.15	21-2610

### 3.4 通所型サービス（総合事業）

要支援認定を受けた方や基本チェックリストで該当とされた人を対象に、機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供する事業所。

※網掛けは休止中

事業所名	所在地	指定年月日	電話
花の里指定通所介護事業所	大字笹野 170	H30.4.1	38-5501
万世園デイサービスセンター	万世町牛森 4172-5	H30.4.1	28-1480
成島園デイサービスセンター	広幡町成島 2120-5	H30.4.1	37-4048
デイサービスセンター「さんデイケア」	大字築沢 3463	H30.4.1	32-2030

回春堂デイサービスセンター	駅前2丁目5-7	H30.4.1	21-2122
おいたまの郷指定通所介護事業所	大字下新田28	H30.4.1	37-7788
さんゆうデイサービスセンター通りゃんせ	西大通2丁目2-30	H30.4.1	23-6850
デイサービスセンター「サンファミリア米沢」	塩井町塩野520	H30.4.1	26-8255
ツクイ米沢	栄町1-4	H30.4.1	24-2539
デイサービスセンター楓の家	金池6丁目8-26	H30.4.1	21-7222
J A山形おきたまデイサービスセンター「愛遊」	広幡町上小菅638-4	H30.4.1	36-0336
株式会社サン十字デイサービス	桜木町1-64	H30.4.1	24-1431
ラベンダーの丘れんげ草	直江石堤28-2	H30.4.1	38-4032
デイサービスセンター東陽館	城北1丁目2-5	H30.4.1	37-8181
いちごのこころ	泉町2丁目1-6	H30.4.1	38-7030
デイサービスセンター結いのき	花沢町2686-4	H30.4.1	27-1228
デイサービスひいらぎ	徳町210-1	H30.4.1	22-7525
デイサービス回春堂花沢	大字花沢2986-1	H30.4.1	26-8851
マイウェイデイサービス	松が岬1丁目1-26	H30.4.1	40-1512
デイサービス奏で館	中央7丁目4-37	H29.4.1	40-1130
リハビリ特化型デイサービス Re はーと	広幡町成島1027	H29.4.1	33-9442
笑楽び塾	東大通1丁目2-34-2	H29.4.1	37-1730
スマート倶楽部	駅前1丁目1-110	H29.4.1	40-0630
デイサービスセンター夢のみずうみ村 すまいる	成島町3丁目2-91	H29.4.1	40-8512
デイフィットネスが.あ.べ.ら	高島町大字福沢289-1	H29.6.1	57-3310
ひなたぼっこデイサービスセンター	館山1丁目2-6-2	H30.4.1	37-0781
楽らくケアセンターデイサービス	大町5丁目4-51	H31.1.4	26-8680
楽らくデイサービスやよい	東3丁目4-57-101	H31.1.4	26-1151
デイサービスセンター清ら家	春日1丁目4-27	R3.2.1	40-1550
レッツ倶楽部米沢徳町	徳町225-1	R3.4.1	40-8851
ニチイケアセンター米沢	金池5丁目13-21	R4.3.1	26-5222
ニチイケアセンター西米沢	成島町2丁目1-110-16	R4.3.1	37-0725

### 3.5 住宅型有料老人ホーム

有料老人ホームとは、老人を入居させて①入浴・排泄・食事等の介護、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理を行う施設であり、前述のいずれかのサービスを行う場合は、都道府県知事への届出が必要である。有料老人ホームであれば、特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。

#### (1) 介護付有料老人ホーム

施設名	所在地	定員	類型	電話
介護付有料老人ホームさわやかサンメイトきらら	徳町 4-26	48	介護付	37-1222
介護付有料老人ホームやすらぎ苑	成島町 3 丁目 2-127-12	60	介護付	37-1865

#### (2) 有料老人ホーム

※網掛けは休止中

施設名	所在地	定員	類型	電話
高齢者共同住宅やまぼうし	直江町 2-35	28	住宅型	22-6500
有料老人ホーム楽らく荘	大町 5 丁目 4-51	20	住宅型	26-8680
楽らくケアセンター楽友館	大町 5 丁目 5-14	17	住宅型	26-1630
住宅型有料老人ホームまごころ	矢来 3 丁目 3-62	11	住宅型	24-7330
有料老人ホームひなたぼっこ きなり	館山 1 丁目 2-15-3	14	住宅型	21-6363
有料老人ホームひなたぼっこ・ひだまり	館山 1 丁目 2-6-2	16	住宅型	22-5141
有料老人ホームぬくもり松が岬	松が岬 2 丁目 6-16	45	住宅型	21-2610
ジャスミンの家	中央 2 丁目 6-18	16	住宅型	27-9117
ハナミズキの家	東 2 丁目 7-114	12	住宅型	27-9117
有料老人ホームなごみの部屋	泉町 2 丁目 1-6	54	住宅型	38-7030
シニアハウス公園丸の内館	丸の内 2 丁目 3-3	7	住宅型	21-8081
ウェルリービング悠々	大字花沢 3069-2	20	住宅型	37-8065
ウェルリービング優々	大字川井 3853	18	住宅型	37-8065
有料老人ホーム清ら家	金池 7 丁目 6-60	9	住宅型	
有料老人ホーム清ら家春日	春日 1 丁目 4-27	56	住宅型	40-1525
住宅型有料老人ホーム湖山ケアサービス米沢	塩井町塩野 1482-4	15	住宅型	40-1856
J A住宅型有料老人ホーム「愛の郷」	塩井町塩野 2048-3	25	住宅型	40-8111
ナーシングホームさんゆう	西大通 2 丁目 2-30	40	住宅型	24-5220
ヴィーヴル駅前南	東 2 丁目 2-32	9	住宅型	37-0760
ヴィーヴル遠山	遠山町 1155-3	20	住宅型	37-0760
れんげ草	直江石堤 28-2	50	住宅型	38-4032
認可外グループホーム万益舎	大字笹野 656-4	7	住宅型	27-0465
グループリビングCOCO 結いのき 花沢 1 号館	花沢町 2686-7	11	住宅型	27-1228
グループリビングCOCO 結いのき 花沢 2 号館	花沢町 2686-3	11	住宅型	27-1228
介護と住まい生活支援センター米沢	万世町桑山 2194	34	住宅型	050-8886-7740

### (3) サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー対応の賃貸住宅で、高齢者が安否確認や生活相談等のサービスを受けることができる。設備、サービス、契約における3つの基準により都道府県に登録する必要があるが、前頁の①～④のいずれかのサービスを行う場合であっても有料老人ホームとしての届出は不要である。

平成27年4月1日より、特定施設入居者生活介護の指定がない場合についても住所地特例の対象となった。

施設名	所在地	定員	類型	電話
ココロハウス米沢	下花沢3丁目9-52	20	住宅型	40-8568
サービス付高齢者向け住宅おたかぼっぼ	大字塩野2755-3	35	住宅型	27-1711
サービス付高齢者向け住宅奏で館	中央7丁目4-37	29	住宅型	40-1130
サービス付高齢者向け住宅リブウェル	駅前1丁目1-111	38	住宅型	20-5333
サービス付高齢者向け住宅アールいとしあ	大字笹野632-1	20	住宅型	40-1510

### 36 軽費老人ホーム(ケアハウス)

65歳以上の者であって、身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安が認められるもので家族による援助を受けることが困難な者を低廉な料金で利用させる施設。

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
サンリヴェール米沢	大字築沢3423	社福)米沢弘和会	H 4.5.1	50	32-2414

### 37 介護に関する相談窓口

要支援・要介護と認定されると介護サービスが利用できるが、その際、利用者(家族)と面接しながら目標とする生活をイメージし、「介護サービス計画(ケアプラン)」を作成することが必要となる。そのため、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等への相談が必要となる。

※網掛けは休止中

事業所名	所在地	電話
あづま居宅介護支援事業所	大字李山8132-11	38-5536
おいたまの郷指定居宅介護支援事業所	大字下新田28	37-7800
回春堂ケアサービス	大字花沢2986-1	27-8875
株式会社サン十字居宅介護支援サービス	中田町751-1	37-7231
居宅介護支援事業所つばさ米沢	花沢町2823-3	26-1277
居宅介護支援事業所フランチア	大字笹野636-3	38-2300
居宅介護支援事業所やすらぎ苑	成島町3-2-127-12	37-1865
居宅介護支援事業所やまぼうし	直江町2-35	22-8511
居宅介護支援センターぴゅあふる	春日1-4-27	21-1995
ケアプランセンターなごみ	門東町2-8-38	22-7557
公徳会米沢居宅介護支援事業所	下花沢2-5-20	49-7190
こもれびの家居宅介護支援センター	大字花沢3069-2	40-0185
サンファミリア米沢居宅介護支援センター	塩井町塩野520	26-8259

サンプラザ米沢居宅介護支援センター	大字築沢 3463	32-2288
さんゆうすずらん	西大通 2-2-30	29-0109
三友堂居宅介護支援センター	大字塩野 2755-3	21-8101
J A山形おきたま福祉センター米沢	広幡町上小菅 638-4	36-0383
スマートライフかいごの窓口	駅前 1-1-110	20-5550
地域ケアセンター東陽館居宅介護支援事業所	丸の内 2-3-3	22-5170
ツクイ米沢	栄町 1-4	26-7302
成島園ケアプランセンター	広幡町成島 2120-5	37-2122
ニチイケアセンター米沢	金池 5-13-21	26-5222
ぬくもり居宅介護支援センター	松が岬 2-6-16	27-0085
花の里指定居宅介護支援事業所	大字笹野 170	38-5501
はみんぐ指定居宅介護支援事業所	大字川井 2995-5	28-5766
万世園居宅介護支援事業所	万世町牛森 4172-5	28-1456
ひなたぼっこ指定居宅介護支援事業所	館山 1-2-15-3	37-0786
舟山病院居宅介護支援センター	駅前 2-4-8	23-4013
山形県高齢者福祉生活協同組合 米沢地域福祉事業所「まごころ」	館山 1-1-19	37-8236
米沢市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	西大通 1-5-60	24-4167
楽らくケアセンター居宅介護支援事業所	大町 5-4-51	24-0087
シエンスケアマネジメント事務所米沢	万世町桑山 2194	050-8886-7740
ケアプランセンター米沢敬寿園	金池 5-6-117	27-1815





令和7年度

# 福祉の概要

令和7年10月発行

米沢市福祉事務所  
米沢市金池五丁目2番25号